



2019年10月28日

各 位

会 社 名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高 田 昭 人  
(コード番号：6615 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長  
仙 波 陽 平  
(TEL. 048-724-0001)

### 外部調査委員会の最終報告書受領に関するお知らせ

当社は、2019年8月7日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社中国連結子会社を発端とした不適切な会計処理に関して、当社と利害関係を有しない外部の部専門家から構成される外部調査委員会を設置し、調査を実施致しました。

本日、外部調査委員会より、調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 外部調査委員会の調査結果

外部調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご参照ください。

##### 2. 再発防止策について

当社は、今回の調査結果を真摯に受けとめ、提言に従い、早期に具体的な再発防止策を策定し実行してまいります。具体的な再発防止策については、決定次第、開示いたします。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

以上

2019年10月28日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 御中

調査報告書  
(公表版)

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社

外部調査委員会 委員長 小澤 徹夫

委員 足立 学

委員 大森 斉貴

## 目 次

【略称等】 .....	vii
第1章 調査の概要 .....	1
第1 外部調査委員会の設置及び本調査報告書提出までの経緯.....	1
1 外部調査委員会設置及び延長申請の経緯.....	1
2 再延長申請の経緯.....	2
3 再延長期間の経過に至る経緯.....	2
第2 調査の目的・範囲.....	3
第3 当委員会の構成.....	3
第4 当委員会の運営方針.....	5
第5 調査対象期間.....	5
第6 調査の方法等.....	6
1 調査期間.....	6
2 調査内容の要旨.....	6
3 具体的な調査方法.....	6
(1) 関係者等へのヒアリング.....	6
(2) 会計データ等及び関連資料等の閲覧及び検討.....	7
(3) デジタル・フォレンジック調査.....	10
(4) 手仕訳解析.....	11
(5) 残高確認状の送付.....	12
(6) 情報提供窓口の設置.....	12
(7) UMC グループの役職員に対するアンケート調査.....	12
(8) 実地調査.....	14
(9) 会計監査人との情報交換等.....	14
第7 調査の限界.....	14
1 一般的な調査の限界.....	14
2 本件固有の調査の限界.....	15
第2章 UMC グループの概要.....	16
第1 UMC 本社の概要.....	16
第2 UMC グループの沿革.....	17
第3 UMC 本社の株式の状況.....	18
第4 UMC グループの概要.....	19
1 関係会社の概要.....	19
2 UMC 中国グループの概要.....	21

第5	UMC グループの業績推移等	23
第6	UMC 本社及び UMC 中国グループのガバナンス体制	24
1	取締役会及び経営会議	24
2	執行役員会議	24
3	経営戦略会議	24
4	監査役会	25
5	会計監査人	25
6	内部監査室	25
7	内部通報窓口	26
8	UMC 中国グループにおける内部監査機能	26
9	業務執行体制	28
(1)	UMC グループの組織図	28
(2)	UMC 中国グループにおける業務分掌	29
第3章	UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の調査により判明した事実	34
第1	不適切な会計処理の背景及び経緯	34
1	過大な目標設定	34
2	三本部制の採用	34
3	営業 TP の優先	35
(1)	財務 TP について	35
(2)	営業 TP について	35
(3)	営業 TP の優先	36
4	10.5 問題	37
(1)	SAP 導入による買掛金の金額の不一致の発覚	37
(2)	10.5 問題報告書	38
(3)	10.5 問題の実際の背景	38
(4)	10.5 問題の未処理分	39
5	2012 年 3 月期リカバリープラン	39
(1)	UMC 中国グループの 2012 年 3 月期決算の営業利益の操作	39
(2)	リカバリープランの内容	40
(3)	リカバリープラン実施に伴う翌期以降の調整の必要性の発生	41
第2	売上に関する不適切な会計処理	42
1	回収可能性のない売上計上	42
2	連結調整による仮売上の水増し計上	46
3	先行出荷処理による売上の前倒し計上	49
4	デビットノートによる売上の先行計上	51
第3	売上原価等に関する不適切な会計処理	54

1	仮買掛金を用いた売上原価及び為替差損益の調整	54
2	10.5 問題時点で未処理となった買掛金残高の差異	56
3	DD 社との取引における売上原価（買掛金）の未計上	58
1	過大評価による在庫計上	61
(1)	在庫の過去入荷最高価格への単価調整	61
(2)	標準原価と実際原価の原価差異を利用した利益調整	63
2	2400 社における架空在庫の計上	66
3	仕損品の在庫計上	68
4	棚卸資産に対する評価性引当金（PROVISION）の過少計上	69
5	UMC メキシコへの事業移管により生じた損失の架空在庫計上	73
第 5	その他の不適切な会計処理	76
1	為替差益の過大計上	76
2	建設仮勘定を利用した原価の繰延べ	78
3	その他の類型	80
第 6	その他の問題点	82
第 4 章	類似事案の調査による検出事項	83
第 1	UMC 中国グループの手仕訳解析における検出事項	83
1	検出事項の全体像	83
2	棚卸資産の架空計上による売上原価の過少計上	83
第 2	UMC タイにおける検出事項	85
1	完成品在庫の水増し等による売上原価の過少計上	85
2	棚卸資産に対する評価性引当金（PROVISION）の過少計上	87
3	減価償却開始時期の先延ばし	88
4	UMC タイ株式の減損損失の回避	89
第 3	UMC 本社における検出事項	91
第 4	UMC ベトナムにおける検出事項	91
第 5	UMC メキシコにおける検出事項	92
第 6	結論	92
第 5 章	連結財務諸表への影響	93
第 1	連結財務諸表（連結損益計算書）への影響について	93
第 2	調査で判明した不適切な会計処理による連結財務諸表科目への影響額	94
第 6 章	内部通報等への対応	100
第 1	UMC グループに対する内部通報等	100
1	ルート 1 甲氏による内部通報	100
2	ルート 2 乙氏による申告	100
3	ルート 3 丙氏及び丁氏による申告	100

4	ルート4 戊氏による申告 .....	100
第2	UMC 本社の内部通報等に対する対応 .....	102
第3	UMC 本社の対応の妥当性 .....	105
1	株主総会開催（2019年6月27日）及び有価証券報告書提出（同月28日）まで .....	105
2	臨時取締役会開催（2019年7月19日）まで .....	108
3	結論 .....	109
第7章	原因及び再発防止策の提言 .....	111
第1	原因 .....	111
1	過去からの不適切な会計処理の残存 .....	111
(1)	営業 TP の優先等 .....	111
(2)	10.5 問題の原因の未解明 .....	111
(3)	10.5 問題の未処理分の残存 .....	112
(4)	リカバリープラン .....	112
(5)	小括 .....	112
2	経営者の関与（経営者不正） .....	113
3	管理本部の脆弱性 .....	113
(1)	複雑な会計処理の仕組み .....	113
(2)	管理本部の能力及び人員不足 .....	114
4	UMC グループの企業風土 .....	114
(1)	パワハラ・プレッシャーから逃れるための不適切な会計処理の実施 .....	114
(2)	売上及び利益偏重の経営姿勢 .....	115
5	内部統制システムの機能不全 .....	115
(1)	取締役会 .....	115
(2)	監査役会 .....	116
(3)	三本部間の権力の不均衡 .....	116
(4)	UMC 中国グループにおける内部統制システムの無効化 .....	116
6	コンプライアンス体制の機能不全 .....	117
(1)	B 社長のコンプライアンスに対する意識の低さ .....	117
(2)	C 氏のコンプライアンスに対する意識の低さ .....	117
(3)	D 氏のコンプライアンスに対する意識の低さ .....	117
(4)	コンプライアンス担当役員 .....	118
(5)	コンプライアンス研修の不実施 .....	119
(6)	小括 .....	119
7	内部通報制度の設計及び運用上の問題点 .....	119
(1)	制度設計 .....	119

(2) 運用上の問題点.....	119
8 内部監査部門の機能不全.....	120
(1) 内部監査室の概要.....	120
(2) 内部監査室の問題点.....	120
(3) 小括.....	122
第2 不適切な会計処理への経営陣の関与及び影響.....	123
1 本質は経営者不正であること.....	123
2 C氏の関与及び影響.....	124
(1) C氏の経歴.....	124
(2) C氏が指示又は認識若しくは認容していた不適切な会計処理.....	124
(3) 小括.....	129
3 D氏の関与及び影響.....	129
(1) D氏の経歴.....	129
(2) D氏が指示又は認識若しくは認容していた不適切な会計処理.....	129
(3) 小括.....	132
4 B社長の関与及び影響.....	133
(1) B社長の経歴.....	133
(2) 利益偏重の経営姿勢.....	133
(3) 高い売上及び利益目標が裏付けのないものであったこと.....	135
(4) 役職員へのプレッシャー.....	136
(5) コンプライアンスの軽視（B社長の会計ルールに対する考え方）.....	137
(6) C氏を信頼しきって放任していたこと.....	139
(7) B社長が指示又は認識若しくは認容していた不適切な会計処理.....	139
(8) 小括.....	140
5 他の役員に関与.....	140
(1) リカバリープランへの関与.....	140
(2) DD社との関係での回収可能性のない売上計上の認識.....	141
(3) 売掛金や在庫の滞留年数の洗替処理の認識.....	141
(4) 小括.....	141
第3 再発防止に向けた提言.....	143
1 ガバナンス体制の再構築.....	143
2 取締役の法的責任の検討.....	143
3 経営陣の意識改革.....	144
4 コンプライアンス体制の整備.....	144
5 従業員のコンプライアンス意識の向上.....	145
6 財務会計上の実績値に合わせた会計処理.....	145

7 管理部門及び内部統制の強化.....	145
第8章 結語.....	147



【略称等】

略称・用語	正式名称など
UMC 本社	ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
UMC グループ	UMC 本社の連結企業集団
UMC 中国グループ	2000 社を親会社、2100 社、2200 社、2300 社、2400 社及び 2500 社を完全子会社とする連結企業集団
2000 社	UMC Electronics Hong Kong Limited (三和盛香港高科技有限公司)
2100 社	UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. (三和盛電子科技(東莞)有限公司)
2200 社	UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. (三和盛電子製品(東莞)有限公司)
2300 社	UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd. (三和盛科技電子(深圳)有限公司)
2400 社	UMC Dongguan Plastics Co., Ltd. (三和盛塑膠製品(東莞)有限公司)
2500 社	UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. (三和盛電子製造(東莞)有限公司)
東莞工場	2100 社及び 2200 社の工場
橋頭工場	2400 社及び 2500 社の工場
平湖工場及び坂田工場	2300 社の工場(現在は閉鎖している。)
UMC ベトナム	UMC Electronics Vietnam Limited
UMC タイ	UMC Electronics (Thailand) Limited
UMC メキシコ	UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.
UMC アメリカ	UMC Electronics North America, Inc
SAP	ドイツの SAP 社の ERP (Enterprise Resource Planning/統合基幹業務システム) パッケージ
OF	Order Forecast (取引先からの将来の注文予測) の略称
PO	Purchase Order (購入指示書) の略称
BOM	Bills of Materials (製品を製造するために必要な原材料構成表) の略称
PSI 会議	PSI (Purchase, Sales, Inventory) に関連する各部門の責任者(財務部、営業部、購買部、生産管理部、製造部)、PL 責任者及び各工場長が出席し、OF の変動状況を基

	<p>に、生産及び仕入の調整について議論するために毎週開催される社内会議</p> <p>(※PSI 会議は UMC グループの各拠点で開催されるが、本調査報告書における PSI 会議とは、UMC 中国グループにおける PSI 会議をいう。)</p>
<p>拡大経営会議</p>	<p>UMC 中国グループの主要部門の責任者（財務部、営業部、購買部、生産管理部、製造部、企画室）及び中国董事会の構成員が出席し、前月の PL 実績及び当月以降の PL 見込みを基に、UMC 中国グループの経営全般について議論するために毎月開催される社内会議</p>

## 第1章 調査の概要

### 第1 外部調査委員会の設置及び本調査報告書提出までの経緯

#### 1 外部調査委員会設置及び延長申請の経緯

2019年5月末から同年7月上旬にかけて、複数の従業員から、UMC中国グループにおいて一部不適切な会計処理が行われている疑いがある旨の申告及び内部通報があった（詳細については、第6章参照）。UMC本社はこれを受け、UMC中国グループの会計処理についての調査を実施したところ、各中国子会社間の取引時点での製品在庫の評価額や長期未収入金の回収可能性に疑義が生じた。このため、UMC本社は、2019年7月19日に臨時取締役会を開催し、外部専門家である税理士法人山田&パートナーズ（以下「YP」という。）及びAoba CPA Limited（以下「青葉監査法人」という。）による調査の実施を決定し、2019年7月24日付け「当社の中国連結子会社における不適切な会計処理の可能性の判明に関するお知らせ」において、その旨の適時開示を行った。

当該外部専門家による初期調査手続（以下「初期調査」という。）として、関係帳票及びシステムデータの分析、不適切な会計処理に直接的若しくは間接的に関与した、又は関与が疑われたUMCグループの役職員（以下「関係者等」という。）へのヒアリング、棚卸資産等についての一部サンプルチェック等を実施したところ、UMC中国グループにおいて買掛金の過少計上、棚卸資産の過大評価及び長期未収入金の回収可能性への疑義等の不適切な会計処理があったことが判明するとともに、その他にも金額の確定に至っていない不適切な会計処理の存在が多数検出された。

これを受け、UMC本社は、2019年8月7日に臨時取締役会を開催し、類似事象の存否・内容の調査等も含む、不適切な会計処理の疑義の徹底した解明及びその原因分析並びに再発防止策の策定を行うことを目的として、同日付けで社外の専門家のみで構成される外部調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを決定し、同日付け「外部調査委員会設置に関するお知らせ」においてその旨の適時開示を行った。当委員会の調査（以下、当委員会において実施した調査を総称して「本件調査」という。）の具体的な目的・範囲については、本章第2を参照されたい。

また、当委員会の設置を踏まえ、UMC本社は、2020年3月期第1四半期報告書を、当初の提出期限である2019年8月14日までに提出することができなくなったとして、関東財務局に対し、同日付けで同四半期報告書の提出の延長に係る承認申請を行い、同日、関東財務局より承認を受けた。これにより、同四半期報告書の提出期限は同年9月13日に延長された。

## 2 再延長申請の経緯

もともと、当委員会が同延長後の提出期限までに実施した、初期調査における関係者等へのヒアリング、社内アンケート調査及びデジタル・フォレンジック調査によるメール分析等を通じた調査の過程で、初期調査の段階では判明していなかった新たな手法や新たな関与者等による利益操作の疑義が複数発見されるに至った。具体的には、SAPデータの改ざん、UMC 中国グループにおける水増し在庫の有形固定資産への科目振替による在庫不正の隠蔽並びに UMC タイにおける不良在庫の未処理及び廃棄損回避等、追加で調査を要する疑義が複数の拠点で見受けられた。

これを受けて、当委員会は、新たに判明した不適切な会計処理の疑義に関する事実関係の調査、類似事実の有無の調査及び原因究明並びに再発防止策の検討及び提言を追加で行う必要があり、そのためには、新たな疑義に関連するデジタル・フォレンジック調査、関係者等に対する追加ヒアリング、社内アンケート調査の再実施及び内部通報窓口の再度の設置等の追加調査手続（以下「追加調査」という。）を行う必要があると判断した。

上記の状況に鑑み、UMC 本社は、2020 年 3 月期第 1 四半期報告書を、延長後の提出期限であった 2019 年 9 月 13 日までに提出することができなくなったとして、関東財務局に対し、同日付けで同四半期報告書の提出の再延長に係る承認申請を行い、同日、関東財務局より承認を受け、その結果、同四半期報告書の提出期限は同年 10 月 15 日に再延長された。

## 3 再延長期間の経過に至る経緯

もともと、その後、①UMC 中国グループにおける SAP 出荷データ改ざんによる過去 7 年分の出荷証跡の確認作業、②UMC 中国グループにおける取引先約 300 社に対する過去 7 年分の残高確認状（売掛金及び買掛金）の徴求及び残高の確定作業、③UMC 本社及び UMC 中国グループにおけるイニシャル売上<sup>1</sup>計上方法の見直し作業及び証跡の確認作業、並びに④UMC 中国グループにおける固定資産の実地棚卸及び過去 6 年分の取得原価再計算による残高確定作業等の作業が完了しないことから、再延長後の提出期限である 2019 年 10 月 15 日までに 2020 年 3 月期第 1 四半期報告書を提出することができないことが判明した。

そのため、UMC 本社は、2019 年 10 月 10 日付け「2020 年 3 月期第 1 四半期報告

---

<sup>1</sup> UMC グループのビジネスは、特定の顧客の製品の量産体制に入る前に、各顧客用に個別の生産ラインを用意する必要が生じることが多いため、当該製品を製造するために必要となる製造設備、治具、装置、金型類へ相当額の初期投資が必要となることが多い。これらの購入費用に管理コストを加えた生産準備費用を、UMC グループにおいては「イニシャル費用」と称しており、これらを顧客との交渉の結果、顧客に対して請求することが可能となった場合に売上計上した金額を「イニシャル売上」と称する。

書の提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」においてその旨の適時開示を行い、UMC 本社の株式は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第 605 条第 1 項第 13 号 a の規定に基づき、同日付けで監理銘柄（確認中）に指定されることとなった。

## 第 2 調査の目的・範囲

本件調査の目的・範囲は、次のとおりである。

- ① UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の疑義に関する事実関係（以下「中国事案」という。）の調査
- ② UMC 本社及び UMC 本社の主要な関係会社における、中国事案と類似する事案（以下「類似事案」という。）の存否・内容の調査（以下「類似調査」という。）
- ③ 上記①②による連結財務諸表への影響額の確定
- ④ 上記①②の調査結果の報告及び発生原因の究明並びに再発防止策の提言

なお、本件調査の過程で、労務問題に関する疑義や税務上の問題に関する疑義をはじめとして、不適切な会計処理以外にも様々な疑義の存在が発覚した。もともと、本件調査の目的は上記①ないし④に記載のとおり、あくまでも不適切な会計処理の全体像や発生原因の究明にあること、不適切な会計処理の内容及び方法が極めて多岐にわたること等を考慮し、当委員会は、上記目的との関連性に乏しい疑義については、UMC グループが自ら適切に対応するように伝え、本件調査の対象外とした。

## 第 3 当委員会の構成

当委員会の構成は、次のとおりである。

- 委員長 小澤徹夫（弁護士、東京富士法律事務所）  
委員 足立 学（弁護士、東京富士法律事務所）  
委員 大森齊貴（公認会計士・税理士、税理士法人レクス会計事務所）

当委員会は、日本弁護士連合会が 2010 年 7 月 15 日付けで策定し、同年 12 月 17 日付けで改訂した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下「日弁連ガイドライン」という。）に準じて構成されたものであり、当委員会の委員長及び各委員は UMC 本社、UMC 中国グループ、その他 UMC 本社のいかなる関係会社とも利害関係を有していない。

また、当委員会は、補助者として、UMC 本社、UMC 中国グループ、その他 UMC 本社のいかなる関係会社とも利害関係を有していない下記の者を選任し、これらの者が本件調査業務の補助を行った。

東京富士法律事務所

弁護士 権田 修一  
弁護士 廣瀬 正剛  
弁護士 山田 祥恵

税理士法人レクス会計事務所

公認会計士 清水 顕  
公認会計士 池田 徹  
公認会計士 藤本 聡

桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士 角元 洋利  
弁護士 東出 大輝  
弁護士 伊勢 文乃  
弁護士 古田 直暉  
他 11 名

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（同社の指示により業務を実施した Deloitte & Touche Financial Advisory Services Ltd（中国）他再委託先を含め、以下「DTFA」という。）

公認会計士 垂水 敬  
他  
不正調査 50 名  
デジタル・フォレンジック調査 288 名  
合計 339 名

株式会社アカウンティング・アドバイザー

公認会計士 井上 寅喜  
公認会計士 長谷川 直彦  
中国公認会計士 ルアン リンナ  
中国公認会計士 チン グロリア

税理士法人山田&パートナーズ

税理士 春田 憲重

税理士 安岡 喜大

税理士 大井 高志

税理士 植地 麻里奈

他 23 名

青葉監査法人

32 名

#### 第 4 当委員会の運営方針

当委員会の委員長は、UMC 本社との間で、日弁連ガイドラインに準じた内容の委任契約を 2019 年 8 月 7 日付けで締結し（以下「本件委任契約」という。）、本件委任契約書において、当委員会の独立性を確保するための各種の合意事項を規定した。当該合意事項の一部を例示すると、下記のとおりである。

- ① 本調査報告書の記載内容は、全て当委員会が定め、UMC 本社は本調査報告書の内容に介入できないこと
- ② 当委員会は、必要に応じて、UMC 本社の費用負担により、弁護士、公認会計士等の補助者を選任し、当委員会の業務を補佐させることができること
- ③ UMC 本社は、当委員会が行う調査に全面的に協力すること
- ④ UMC 本社は、本調査報告書の全文又は当委員会が作成する本調査報告書の要約版を、受領後 3 日以内に当委員会の認める方法により公表すること
- ⑤ 本件委任契約が解除されたとき又は UMC 本社が本調査報告書を公表しないときは、当委員会が自ら本調査報告書を公表することができること
- ⑥ UMC 本社が本件委任契約に違反した場合には、当委員会は本件委任契約を解除することができること

#### 第 5 調査対象期間

当委員会は、UMC 本社が 2016 年 3 月の上場時に提出した有価証券届出書（2014 年 3 月期及び 2015 年 3 月期）、並びに継続開示の有価証券報告書及び四半期報告書に対応する期間として、2013 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日を調査対象期間とした。

但し、不適切な会計処理の各類型が行われるに至った経緯を解明するため、又は類似事象の存否を調査するため等、当委員会が必要と認める場合には、上記調査対象期間の前後

の時期に発生した事象についても、事実関係の確認等の調査を実施した。

## 第6 調査の方法等

### 1 調査期間

当委員会は、2019年8月7日から同年10月27日までの間、本件調査及び調査結果に基づく検討を行った。

### 2 調査内容の要旨

当委員会は、2019年8月7日の当委員会設置後、関係者等へのヒアリング及びデジタル・フォレンジック調査等により UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の事実関係を確認するとともに、類似事象の有無を調査するため、UMC 中国グループのみならず、UMC 本社及びその主要な関係会社を対象に、関係者等へのヒアリング、デジタル・フォレンジック調査及びアンケート調査等を実施した。

### 3 具体的な調査方法

当委員会は、調査期間において、委員長及び委員の全員又は過半数が会した委員会を合計30回開催した。また、関係者等へのヒアリングの前後等の機会に随時、委員及び補助者間で協議を行った。

当委員会が実施した調査の具体的な内容は、下記のとおりである。

#### (1) 関係者等へのヒアリング

##### ア 中国事案に関連するヒアリング

当委員会は、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の実態を解明するため、下記の関係者等（合計46人）に対し、1回又は複数回にわたって、延べ87回にわたるヒアリングを実施するとともに、適宜、電話及びメールによって質問及び資料提供を求めた。なお、役職は2019年10月25日時点のものである（敬称略。以下も同様。）。

#### ① UMC 本社の取締役及び監査役のうち下記の者（退任者を含む。）

- ・ A（取締役会長）



- ・ B (代表取締役社長)
- ・ C (取締役 (元副社長))
- ・ D (元取締役副社長)
- ・ E (取締役副社長)
- ・ F (取締役副社長)
- ・ G (取締役副社長)
- ・ H (社外取締役)
- ・ I (社外取締役)
- ・ J (常勤監査役)
- ・ K (常勤監査役)
- ・ L (社外監査役)
- ・ M (元取締役)

② UMC 本社の役職員 (①と重複する者を除く。)

15名

③ UMC 中国グループの役職員 (①及び②と重複する者を除く。)

18名

#### イ 類似事案に関連するヒアリング

当委員会は、類似事案の実態を解明するため、下記の関係者等 (合計 24 人) に対し、1 回又は複数回にわたって、延べ 43 回にわたるヒアリングを実施するとともに、適宜、電話及びメールによって質問及び資料提供を求めた。なお、同一の関係者等に複数の拠点における会計処理等についてヒアリングを実施した場合がありますが、当該関係者等については各拠点におけるヒアリング対象者として、重複して集計している。

UMC タイ : 17 名

UMC 本社 : 9 名

UMC ベトナム : 5 名

UMC メキシコ : 1 名

その他 : 3 名

#### (2) 会計データ等及び関連資料等の閲覧及び検討

## ア 中国事案における会計帳簿調査

当委員会は、中国事案の概要を把握するべく、補助者である YP、青葉監査法人及び DTFA に指示して、UMC 中国グループについて、下記①ないし⑤の調査及び分析を実施した。なお、調査対象期間は原則として 2013 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日としたが、2400 社については株式取得によるグループ会社化が 2015 年 9 月に行われたことから、2015 年 9 月 1 日からを調査対象期間とし、2500 社については設立が 2016 年 6 月であるため、2016 年 6 月 1 日からを調査対象期間とした。また、2300 社は 2016 年 10 月に 2500 社に全部事業譲渡を行い、その後休眠会社となっているため、下記④の一部及び⑤の全部の手続は実施していない。

### ① 財務諸表推移分析

2014 年 3 月期から 2019 年 3 月期（会計期間 6 期分）の損益計算書及び貸借対照表の推移分析を実施した。

### ② 売上・売掛金分析

調査対象期間の各期末時点における取引先別の売掛金年齢表及び売上元帳を入手し、売掛金の回転率を分析した。

調査対象期間の疑義先に係る売掛金元帳を入手し、洗替処理<sup>2</sup>の有無を確認した。

2000 社の調査対象期間における売掛金元帳を入手し、商流上、発生の可能性が極めて低い反対仕訳を抽出し、分析した。抽出された仕訳の疑義先についてはサンプルベースで証憑と照合した。

2100 社、2200 社、2300 社、2400 社及び 2500 社の調査対象期間における月次増値税申告書及び発票記録を入手し、税務申告上と財務諸表上の売上高の突合を行い、差額がある月については、サンプルベースで証憑と照合し、担当者に対し、差額が生じた理由につきヒアリングを実施した。

2100 社、2300 社、2400 社及び 2500 社における出荷済商品の仮売上計上額について、対帳単（カスタマーステートメント）及び増値税発票から算出される理論上の仮売上額と、監査時に使用された金額とを比較照合した。また、理論上の仮売上額に関する出荷伝票との照合を行い、その実在性を検証した。

### ③ 仕入・買掛金分析

2014 年 3 月期から 2019 年 3 月期までにおける各会計期間末時点の取引先別の買掛金年齢表及び仕入元帳を入手し、買掛金の回転率を分析した。

また、通常取引においては発生の可能性が極めて低い、取引先に紐づかない買

---

<sup>2</sup> 売掛金の洗替処理とは、売掛金が滞留していないように装うために、売掛金を一度取り消し、同時期に同額の売掛金を新規に計上する帳簿上のみの処理を意味する。詳細については第 3 章第 2・1 参照。

掛金の仕訳を抽出し、分析を行うとともに、当該仕訳に係る証憑の確認を実施した。

④ 棚卸資産分析

在庫の実地棚卸に関するプロセスを把握し、直近の実地棚卸の状況を確認するとともに、直近の棚卸資産の評価シートを入手し、分析した。

在庫評価を管理するための在庫コードを基に在庫のサンプルを抽出し、現物確認を実施した。

在庫単価評価の際の品目単価変更に関するヒアリングを実施した上で、調査対象期間における月次の単価及び金額データの入手を行い、期首及び期末における単価の洗替処理につき確認した。

UMC 中国グループ内の評価性引当金の計上基準及び廃棄のプロセスを把握し、引当金及び廃棄損の計上状況を確認した。

2100 社、2300 社、2400 社及び 2500 社における標準原価と実際原価の間に生じた差異が累積される科目に関する全ての総勘定元帳への直接入力にて計上される会計仕訳（以下「手仕訳」という。）の精査を実施した。

⑤ 固定資産分析

固定資産に関するプロセスを把握し、直近の固定資産の実地棚卸の状況を確認した。また、固定資産のサンプルを抽出し、現物確認を実施した。

イ 類似事案における会計帳簿調査

中国事案と類似した会計帳簿の不正操作が行われていないかを確認すべく、当委員会は、上記に加えて UMC 本社、UMC タイ、UMC ベトナム及び UMC メキシコの各拠点の帳簿データを対象とした調査を実施した。

具体的には、当委員会は、補助者である DTF A に指示して、下記①ないし⑤に示す手続を行った。なお、調査対象期間は下記①を除き 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日とし、会社設立後から約 3 年であり本格稼働前の UMC メキシコに関しては、下記①について特に月次での趨勢を調査し、不正が懸念される事象が検出された場合には調査手続を拡充する方針を採った。

① 財務諸表推移分析

2014 年 3 月期から 2019 年 3 月期（会計期間 6 期分）の損益計算書及び貸借対照表の推移分析を実施した。

② 売掛金分析

2019 年 3 月末時点の売掛金年齢表を入手して滞留売掛金を識別し、滞留売掛金と考えられる項目につきサンプルベースで証憑と照合した。

2019年3月の売掛金元帳を入手し、洗替処理の有無を確認した。

③ 買掛金分析

2019年3月の支払先別買掛金リストと買掛金補助簿を入手し、補助簿情報で試算される残高と実残高の比較分析を実施した。

④ 棚卸資産分析

在庫の実地棚卸に関するプロセスを把握し、直近<sup>3</sup>の実地棚卸の状況を確認した。

直近の棚卸資産の評価シートを入手し、分析した。

在庫単価評価に関して品目単価変更に関するヒアリングを実施した上で2019年3月期の「原材料」の月次の単価・金額データの入手並びにサンプルを抽出し、当該サンプルの月末単価推移の比較分析を実施した。

⑤ 手仕訳解析

下記(4)に記載の UMC 中国グループにおける手仕訳解析の方法に準じて既知の会計帳簿の不正操作の観点での検証及び未発見の会計帳簿の不正操作の観点での検証を実施した。

(3) デジタル・フォレンジック調査

ア 中国事案におけるデジタル・フォレンジック調査

当委員会は、UMC 中国グループの役職員 18 名（UMC 本社からの出張者 1 名を含む。）のメールデータ等を中国国内で保全し、そのうち 10 名のメールデータ等にキーワード検索を実施して抽出した 220,713 件（メール本文に本件調査との関連性が認められた際にレビューした添付ファイル件数を含む。）について、ドキュメントレビューを実施した。結果、本件調査に関連するものと判定された 1,279 件を証拠として採用した。

イ 類似事案におけるデジタル・フォレンジック調査

当委員会は、UMC 本社の役職員（退職者を含む。）31 名のメールサーバーデータ、18 台のパソコン及び 15 台のモバイルデバイスを日本国内で保全し、そのうち 10 名とメキシコで保全した 1 名を加えた合計 11 名のメールデータ等にキーワード検索を実施して抽出した合計 101,475 件（メール本文に本件調査との関連性が認められた際にレビューした添付ファイル件数を含む。）について、ドキュメント

---

<sup>3</sup> UMC 本社は 2018 年 12 月 31 日、UMC タイは 2019 年 3 月 31 日、UMC ベトナムは 2019 年 3 月 9 日である。

レビューを実施した。結果、本件調査に関連するものと判定された 2,197 件を証拠として採用した。

更に、当委員会は、UMC ベトナムの役職員 2 名のメールデータ等をベトナム国内で保全し、また、UMC タイの役職員 3 名のメールデータ等をタイ国内で保全した。そのうち 3 名のメールデータ等にキーワード検索を実施して抽出した 133,491 件（メール本文に本件調査との関連性が認められた際にレビューした添付ファイル件数を含む。）について、ドキュメントレビューを実施した。結果、本件調査に関連するものと判定された 1,958 件を証拠として採用した。

当委員会が実施したデジタル・フォレンジック調査の詳細は別紙 1「デジタル・フォレンジック調査の概要」に記載のとおりである<sup>4</sup>。

#### (4) 手仕訳解析

中国事案においては、主に UMC 中国グループの財務部による諸々の損失の繰延べ、実態に合致しない売上の計上等の種々の会計データの不正操作が行われている。当委員会は、上記(2)に記載の調査の際に、周辺の会計データに同種不正がないかの検証を行っているが、発見済の不正操作における他の事項の有無及び未発見の不正操作の有無を確認するために、手仕訳の解析を実施した。

具体的には、当委員会は、補助者である DTFA に指示して、UMC 中国グループの SAP より調査対象期間の全仕訳データを入手し、UMC 中国グループのシステム担当者から得た情報を基に手仕訳で起票される伝票グループ（以下「調査対象手仕訳グループ」という。）を特定した。DTFA は中国事案で用いられた不正操作（以下「既知の不正操作」という。）における会計仕訳の貸借の勘定科目の組合せ（以下「仕訳検索条件」という。）を整理し、調査対象期間中の調査対象手仕訳グループにおいて、当該組み合わせに該当するものを抽出し、更に既知の不正操作のために用いられたことが明らかであるものは除外することで調査対象仕訳を特定した。当該調査対象仕訳は不正の可能性はあるが、必ずしも不正を示すものではないため、サンプルを抽出して、当該サンプルが不正を示すものか否かの個別検証を実施した。

また、上記は既知の不正操作に対する類似事案の調査を示したものであるが、未発見の不正操作についても、一定の不適切な帳簿操作の仮説を基に仕訳検索条件を整理し、調査対象仕訳の確認を行った上で、上記同様にサンプルを抽出して個別検証を実施した。

---

<sup>4</sup> 公表版では、別紙の添付を省略している。

#### (5) 残高確認状の送付

当委員会は、2300社を除く UMC 中国グループの 2013 年 3 月期から 2019 年 3 月期までにおける各年度末時点における売掛金及び買掛金を対象とした残高確認状を発送した。具体的には、上記(2)アに記載の売掛金及び買掛金の回転率分析により、確認状の送付先を選定し、DTFA より郵送で残高確認状を発送し、UMC 中国グループ側で差異分析を行い、当委員会にてレビューを行った。

#### (6) 情報提供窓口の設置

当委員会は、当委員会の補助者を窓口とする情報提供窓口（以下「情報提供窓口」という。）を設置し、UMC グループの役職員に対し、不適切な会計処理の疑義及びこれに類似する事象について、電子メールによる情報提供を求めた。

当委員会は、当委員会に対する情報提供者の氏名及び情報提供の内容は、UMC グループには一切開示されないことを周知の上、日本時間の 2019 年 8 月 9 日から同月 20 日までの期間、一度目の情報提供窓口を開設するとともに、追加調査の実施に際して、日本時間の同年 9 月 13 日から同月 23 日までの期間、情報提供窓口を再度開設した。当該窓口への情報提供は、いずれも、当委員会の補助者のみが含まれるグループメールアドレスにて、日本語、英語及び中国語での情報提供を受け付ける方法により運営した。

その結果、一度目の情報提供窓口の設置の際に、1 件の情報提供を受け、本件調査において活用した。なお、二度目の情報提供窓口の設置時には、情報提供はなされなかった。

#### (7) UMC グループの役職員に対するアンケート調査

当委員会は、下記のとおり、二度にわたって UMC グループの役職員に対してアンケート調査を実施した。いずれのアンケート調査に対する返信も、個々人の特定につながる回答内容に関しては UMC グループには一切開示されないことを周知の上、当委員会の補助者のみが含まれるグループメールアドレスにて受け付ける方法により実施された。

##### ア 第 1 回アンケート

##### (7) 質問内容

不適切な会計処理への関与の有無及び関与の具体的態様、他の役職員による不適切な会計処理の把握の有無。

(イ) 送付先の役職員の属性と人数

①各拠点における各部署所属の課長以上の職員並びに②各拠点における経理部及び財務部所属の全職員から、第1回アンケート送付時点においてヒアリング対象となっていた者（ヒアリング予定があった者を含む。）及び役員を除いた者の合計244名に対し、2019年8月15日に一斉にアンケートを送付してアンケート調査を実施し、当該調査に対する回答を本件調査において活用した。

拠点	日本	中国	ベトナム	タイ	メキシコ	アメリカ	合計
総計	58人	116人	26人	24人	16人	4人	244人

イ 第2回アンケート

(ア) 質問内容

不適切な会計処理への関与の有無及び関与の具体的態様、他の役職員による不適切な会計処理の把握の有無。

なお、第1回アンケートの実施後に、新たな類型の不適切な会計処理の疑義が複数発見されたことから、第2回アンケートにおいては、第1回アンケートよりも不適切な会計処理の類型を追加して列挙した上で、回答を求めた。

(イ) 送付先の役職員の属性と人数

上記ア(イ)に記載の①及び②の者（第1回アンケート対象者から除外した者も含む。）の合計263名に対し、2019年9月13日に一斉にアンケートを送付してアンケート調査を実施し、当該調査に対する回答を本件調査において活用した。

拠点	日本	中国	ベトナム	タイ	メキシコ	アメリカ	合計
総計	67人	123人	25人	26人	18人	4人	263人

## (8) 実地調査

### ア 中国事案に関連する実地調査

当委員会の委員は、2019年8月15日から17日、同年9月7日から9日、同月15日及び16日、並びに同月21日及び22日にかけて、東莞工場を訪問して実地調査を行った。また、当委員会の補助者は、2019年8月7日から同年10月25日にかけて、東莞工場に常駐又は訪問し、実地調査を行った。実地調査の主な目的は、UMC 中国グループの財務担当者及び在庫担当者をはじめとする役職員へのヒアリングの実施、会計データ及び関連資料等の閲覧及び検討、関連する在庫の保管場所及び保管状況の確認、並びに東莞工場における製品の製造状況の確認等である。

### イ 類似事案に関連する実地調査

また、当委員会の補助者は、2019年9月20日及び21日に、UMC タイの工場を訪問して、実地調査を行った。実地調査の主な目的は、UMC タイの経理担当者をはじめとする役職員へのヒアリングの実施、関連する在庫の保管場所及び保管状況の確認、並びに UMC タイの工場における製品の製造状況の確認等である。

当委員会は、これらの実地調査手続を通じて、中国事案及び類似事案における不適切な会計処理の実態及び経緯等を把握し、本件調査において活用した。

## (9) 会計監査人との情報交換等

本件調査の過程においては、UMC 本社が本件調査の結果を受けて2020年3月期第1四半期の連結財務諸表を作成し、EY 新日本有限責任監査法人（以下「EY 新日本」という。）の四半期レビューを経た上で、最終の提出期限である2019年10月28日までに2020年3月期第1四半期報告書を提出する必要がある状況を踏まえ、当委員会は、EY 新日本の UMC グループの監査を担当する監査チームとの間で、本件調査の進捗状況や四半期レビューの状況等についての情報交換を目的とした面談及び電話会議を複数回実施した。

## 第7 調査の限界

### 1 一般的な調査の限界

- ① 本件調査は、関係者等から開示を受けた書類等又は関係者等から説明を受け



た情報が真実かつ正確であることを前提としており、この前提を疑わせる特段の事情が認められない限り、当委員会はこの前提の真実性や正確性についての調査を行っていない。当委員会が関係者等から開示を受けた書類等及びその前提事実並びに関係者等の説明に過不足若しくは誤りがある場合、本調査報告書作成までに開示されなかった事実がある場合、又は本調査報告書作成時以降に発生した事実がある場合等には、本調査報告書の内容が異なることがあり得る。

- ② 本件調査は、調査対象に関する UMC グループの事実確認及び発生原因の究明並びに再発防止策の策定・評価のためにのみ用いられることが予定されている。当委員会は、本調査報告書及び本件調査の結果が、上記以外の目的のために用いられることを予定しておらず、本調査報告書は関係者等の法的責任の追及や社内処分を目的としたものではない。
- ③ 本件調査は、強制的な法的権限に基づかない調査であり、当委員会の事実認定は、関係者等の任意の協力を得て実施するヒアリングその他の証拠収集に依存している。既に UMC グループを退職した元従業員へのヒアリングについては、調査協力の同意を得られなかったことにより実施できなかったものがあり、こうしたヒアリングが実施できた場合には本調査報告書の内容が異なることがあり得る。

## 2 本件固有の調査の限界

- ① 当委員会は 2019 年 8 月 7 日に設置されたところ、本件調査の過程で実施したデジタル・フォレンジック調査等の調査手続により、当委員会の設置当初には判明していなかった、新たな類型の不適切な会計処理の疑義が多数確認された。かかる新たな類型の不適切な会計処理の疑義の中には、該当する会計処理を行った担当者が在職せず、当該会計処理の詳細な事実関係の確認が困難な場合があった。
- ② 本件調査においては、調査対象となるべき資料の一部が UMC 中国グループ内において保管されておらず、本件調査の時点において存在しなかったこと等の問題があった。

## 第2章 UMCグループの概要

### 第1 UMC本社の概要

UMC 本社の概要は、下記のとおりである。

(2019年3月31日現在)

会社名	ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社		
上場市場	東証一部（証券コード：6615）		
決算期	3月		
代表者	内山茂樹		
本店所在地	埼玉県上尾市瓦葺 721 番地		
従業員数	11,180名（2019年3月末時点での UMC グループ合計。臨時雇用者等を含む）		
監査法人	EY 新日本有限責任監査法人		
事業の内容	製品分野	事業内容	主な関係会社
	車載機器	電動車向け電装系、起動・発電機器、エクステリア系、スピードメータ類、車内環境制御機器、セキュリティ機器、カーオーディオ機器等の車載用電子機器	UMC 本社、2000 社、2100 社、2200 社、2400 社、2500 社、UMC ベトナム、UMC タイ、UMC メキシコ
	産業機器	インバーター、半導体試験装置、電源、医療機器等の電子機器	UMC 本社、2000 社、2100 社、2200 社、2500 社、UMC ベトナム、UMC・H エレクトロニクス株式会社
	OA 機器	プリンター、複写機等の電子機器の供給	2000 社、2100 社、2200 社、2500 社、UMC ベトナム
	コンシューマー製品	デジタル家電・AV・エアコン等の電子機器の供給	UMC 本社、2000 社、2100 社、2200 社、2500 社、UMC タイ
	情報通信機器	光ピックアップユニット	UMC ベトナム
	その他	アミューズメント機器等の電子機器、部品事業等	UMC 本社、2000 社、2100 社、2200 社、2500 社

(2019年3月期有価証券報告書より引用)

## 第2 UMCグループの沿革

UMCグループの沿革は、下記のとおりである。

年月	事業の変遷
1968年1月	株式会社内山製作所（現UMC本社）を設立（資本金1,000千円）
1988年8月	埼玉県大宮市（現さいたま市見沼区）に大宮工場を新設
1991年1月	商号をユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社に変更
1992年2月	埼玉県上尾市に上尾工場を新設
1994年4月	埼玉県大宮市（現さいたま市見沼区）に本社を移転
1994年9月	株式会社グリーン・システムを子会社化
1994年12月	埼玉県上尾市に大宮工場を移設、本社工場として稼働開始
2000年6月	2000社を設立
2000年11月	2000社の来料委託工場として深圳三和盛科技電子廠を新設
2003年4月	2000社を香港新界地区に移転
2004年3月	2300社を設立
2004年6月	UMC ジャストインスタッフ株式会社を設立
2004年12月	2100社を設立
	2000社の来料委託工場として東莞鳳崗三和盛科技電子廠を新設
2005年1月	宮崎県都市部に宮崎工場を新設
2006年11月	UMC ベトナムを設立
2010年8月	埼玉県上尾市に本社を移転
2010年10月	東莞鳳崗三和盛科技電子廠を法人化し、2200社を設立
2011年1月	UMC タイを設立
2012年7月	深圳三和盛科技電子廠を2300社に統合
2013年9月	ドイツ連邦共和国 バイエルン州ミュンヘン市に UMC Electronics Europe GmbH を設立
2015年9月	（現在の）2400社を子会社化
2016年3月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2016年6月	UMC メキシコを設立
2016年7月	株式会社グリーン・システムを吸収合併
	2500社を設立
2017年4月	アメリカ合衆国イリノイ州に UMC アメリカ設立
2017年6月	佐賀県神埼市に佐賀工場を新設

年月	事業の変遷
2017年8月	日本メクトロン株式会社のドイツ現地法人である Mekttec Europe Sales & Development GmbH との共同出資により、ドイツ・ワインハイムに UMEK GmbH を設立
2018年7月	株式会社日立製作所より株式会社日立情報通信マニュファクチャリング（現 UMC・Hエレクトロニクス株式会社）の株式を取得し連結子会社化

(2019年3月期有価証券報告書より引用)

### 第3 UMC 本社の株式の状況

UMC 本社の株式の総数は下記のとおりである。

(2019年3月31日現在)

種類	発行可能株式総数 (株)	発行済株式総数 (株)
普通株式	54,000,000	19,295,180
計	54,000,000	19,295,180

(2019年3月期有価証券報告書より引用)

UMC 本社の大株主の状況は下記のとおりである。

(2019年3月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数 の割合 (%)
S・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	3,635	18.84
H・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	1,512	7.84
O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	1,283	6.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,061	5.50
東京センチュリー株式会社	996	5.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	893	4.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	779	4.04
株式会社豊田自動織機	676	3.50
NOK 株式会社	656	3.40
野村信託銀行株式会社 (投信口)	639	3.32
計	12,135	62.89

(2019年3月期有価証券報告書より引用)

#### 第4 UMC グループの概要

##### 1 関係会社の概要

2019年3月31日時点での UMC 本社の関係会社の概要は、下記のとおりである。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
UMC Electronics Hong Kong Limited (三和盛香港高科技有限公司) (2000 社)	中華人民共和国 香港特別行政区	千 USD 38,000	EMS 事業	100.0	製品の販売 ※1 原材料の仕入 ※1 運転資金の借入 ※1 役員の兼任あり
UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd. (三和盛科技電子 (深圳) 有限公司) (2300 社)	中華人民共和国 広東省	千 USD 9,000	同上	100.0	役員の兼任あり
UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd. (三和盛電子科技 (東莞) 有限公司) (2100 社)	中華人民共和国 広東省	千 USD 12,250	同上	100.0	原材料の仕入 ※2 役員の兼任あり
UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd. (三和盛電子製品 (東莞) 有限公司) (2200 社)	中華人民共和国 広東省	千 USD 18,130	同上	100.0	来料事業 ※2、3 役員の兼任あり
UMC Dongguan Plastics Co., Ltd. (三和盛塑膠製品 (東莞) 有限公司) (2400 社)	中華人民共和国 広東省	千 HKD 63,000	同上	100.0	原材料の仕入及び製 品の販売 ※2 役員の兼任あり

名称	住所	資本金	主要な 事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd. (三和盛電子製造 (東莞) 有限公司) (2500 社)	中華人民共和国 広東省	千 USD 10,000	同上	100.0	原材料の仕入及び製 品の販売 ※ 2 役員の兼任あり
UMC Electronics Vietnam Limited (UMC ベトナム)	ベトナム 社会主義共和国 ハイズオン省	千 USD 19,800	同上	100.0	原材料の仕入 ※ 1、2 製品の販売・運転資 金の借入 ※ 1 役員の兼任あり
UMC Electronics (Thailand) Limited (UMC タイ)	タイ王国 チャチューン サオ県	千 THB 1,118,000	同上	100.0	原材料の仕入 ※ 1、2 製品の販売・運転資 金の借入 ※ 1 役員の兼任あり
UMC Electronics Europe GmbH	ドイツ 連邦共和国 バイエルン州	千 EUR 2,000	同上	100.0	役員の兼任あり
UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V. (UMC メキシコ)	メキシコ合衆国 ハリスコ州	千 MXN 755,295	同上	100.0	原材料の仕入 ※ 1、2 役員の兼任あり
UMC Electronics North America, Inc. (UMC アメリカ)	アメリカ合衆国 イリノイ州	千 USD 1,400	同上	100.0	米国顧客向け販売支 援 ※ 2 役員の兼任あり
UMC・H エレクトロ ニクス株式会社	秦野市堀山下	千円 50,000	同上	85.1	製品の販売 ※ 1 原材料の仕入 ※ 1 役員の兼任あり
UMC ジャストイン スタッフ株式会社	さいたま市 見沼区	千円 100,000	その他 の事業	100.0	製造請負・人材派 遣、保険代理店業、 不動産賃貸サービス を提供 ※ 1 役員の兼任あり

※1 UMC 本社との取引

※2 2000 社との取引

※3 2200 社は、2000 社から、部材の無償支給を受け、加工し加工賃収入を得ている（来料事業）

（2019 年 3 月期有価証券報告書より引用）

## 2 UMC 中国グループの概要

2000 社ないし 2500 社における主な取引内容は、下記のとおりである。

対象会社	取引内容
2000 社 (香港会社)	UMC 中国グループにおける中国国外への製品の販売等に当たっては、原則として 2000 社を通じた販売等が行われる。 主な取引内容としては、2200 社との来料加工事業（2000 社で仕入れた原材料を 2200 社に無償で提供して生産・加工の委託を行い、加工費のみを 2200 社に支払って、製品を引き取る取引形態）、2100 社、2400 社及び 2500 社に対する原材料等の売却、及び香港や第三国の取引先への製品販売等を行っている。 来料加工事業は 2200 社との間でのみ行っており、2100 社、2400 社及び 2500 社との間の取引は、通常の原材料や製品の売買取引である。 機能通貨は米ドル（USD）。
2100 社 (東莞工場)	2000 社経由で仕入れた原材料等を利用し、中国国内向け製品の製造販売を行っている。輸出ライセンスを有していないため、中国国外向けの販売は行っていない。主たる製品は電子基板等である。 機能通貨は人民元（RMB）。
2200 社 (東莞工場)	2000 社との来料加工事業を行っており、2000 社から無償で提供を受けた原材料を生産・加工し、2000 社に製品を引き渡しているが、その他に中国国内向けに製品等を販売することはない。 機能通貨は人民元（RMB）。
2300 社 (平湖工場及び坂田工場)	平湖工場と坂田工場の 2 つの工場で製造を行っていたが、2016 年に 2500 社に事業を全部譲渡しており、現在は休眠中である。会社として清算してはならず、現在も 2000 社によるサブ連結（下記参照）の範囲に含まれている。 機能通貨は人民元（RMB）。

2400 社 (橋頭工場)	2000 社が EE 社の中国子会社の株式を 2015 年 9 月に取得することでグループ会社化した会社である。 成形事業を運営しており、受注生産で金型の製作、成形品の出荷等を行っている。2000 社経由で仕入れた原材料等を利用し、中国国内向け販売、2000 社を通じた海外向け販売のいずれも行っている。 機能通貨は人民元 (RMB)。
2500 社 (橋頭工場)	2300 社で行っていた事業について、2016 年に事業譲渡を受けた。 2000 社経由で仕入れた原材料等を利用し、電子基板等を主として製造しており、中国国内向け販売、2000 社を通じた海外向け販売のいずれも行っている。 機能通貨は人民元 (RMB)。

なお、UMC 中国グループにおいては、国際財務報告基準 (IFRS) に基づいて、地域持株会社である 2000 社が、各中国子会社の財務諸表を連結したサブ連結財務諸表を作成し、UMC 本社が UMC グループ全体の連結財務諸表を作成する際には、当該サブ連結財務諸表を更に連結して、UMC グループ全体の連結財務諸表を作成する、「サブ連結」という手法が採用されている。



## 第5 UMCグループの業績推移等

UMCグループの業績等の推移は、下記のとおりである。

### 【連結経営指標等】

(単位：千円)

会計年度	第47期通期 (2014年3月期)	第48期通期 (2015年3月期)	第49期通期 (2016年3月期)	第50期通期 (2017年3月期)	第51期通期 (2018年3月期)	第52期通期 (2019年3月期)
売上高	130,384,026	113,566,560	110,051,722	111,915,564	125,676,610	139,562,626
経常利益	2,213,659	2,498,788	2,105,617	2,160,490	2,075,649	1,029,896
親会社株主に 帰属する当期 純利益	1,396,103	1,525,146	1,814,492	1,306,148	1,518,026	858,155
純資産額	7,744,099	11,388,696	15,963,716	16,636,752	18,208,139	26,588,338
総資産額	46,938,008	54,163,563	56,723,386	60,627,720	65,878,978	79,792,976
従業員数(人) (外、平均臨 時雇用者数)	10,066 (556)	9,231 (556)	8,811 (682)	10,862 (988)	10,495 (659)	10,475 (705)

### 【個別財務諸表】

(単位：千円)

会計年度	第47期通期 (2014年3月期)	第48期通期 (2015年3月期)	第49期通期 (2016年3月期)	第50期通期 (2017年3月期)	第51期通期 (2018年3月期)	第52期通期 (2019年3月期)
売上高	20,412,693	18,739,874	19,688,926	22,450,454	21,852,095	24,470,438
経常利益	1,195,823	1,530,319	873,234	1,073,962	648,340	205,907
当期純利益	680,501	896,786	847,240	889,421	437,284	214,291
純資産額	7,252,410	8,674,736	13,640,964	14,352,096	14,537,630	22,565,981
総資産額	23,865,138	23,220,459	26,802,438	28,181,852	30,134,449	40,602,700
従業員数(人) (外、平均臨 時雇用者数)	181 (543)	177 (546)	169 (553)	223 (546)	217 (523)	207 (505)

(第47期通期は2018年3月期有価証券報告書、第48期通期ないし第52期通期は2019年3月期有価証券報告書より引用)

## 第6 UMC 本社及び UMC 中国グループのガバナンス体制

本件調査開始時点の UMC 本社及び UMC 中国グループのガバナンス体制に関連する主要な機関及びその活動状況は、下記のとおりである。

### 1 取締役会及び経営会議

UMC 本社の取締役会は、合計 9 名の取締役（2019 年 6 月 28 日時点、うち 3 名は社外取締役）で構成され、UMC グループの業務執行を決定し、取締役の業務執行を監督する権限を有している。

取締役会は原則として毎月 1 回開催されるとともに、必要に応じて随時開催され、経営についての重要な意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督している。

また、取締役会決議事項及びその他業務執行上の重要な事項に関する代表取締役社長の諮問機関としての役割を担う会議体として、取締役（社外取締役を除く。）を構成員とする経営会議が設置され、原則として毎月 1 回開催されている<sup>5</sup>。

なお、常勤監査役は取締役会及び経営会議に参加して、意見を述べることができるとされている。

### 2 執行役員会議

UMC 本社では、取締役会付議事項及び報告事項や経営会議付議事項、定例業績報告（前月実績及び当月見込み）等に関する審議を行うことを目的として、原則として毎月 1 回、15 日頃に執行役員会議が開催されていた。執行役員会議には、取締役を含む執行役員が出席するが、取締役会長、代表取締役社長及び社外取締役は執行役員会議には出席しないものとされていた。また、常勤監査役は執行役員会議に参加して、意見を述べることができるとされていた<sup>6</sup>。

### 3 経営戦略会議

UMC グループにおいては、業務運営方針に関する重要事項の決定、UMC グループ全体の月次業績報告及び各本部からの月次業績報告を議題とする会議体として、代表

---

<sup>5</sup> 2019 年 9 月 12 日の規程改定により、経営会議の構成員は「職務分掌を持つ取締役（社外取締役を除く）」とされている。

<sup>6</sup> 2019 年 9 月 12 日の規程改定により、執行役員会議は経営会議に統合され、現在では廃止されている。

取締役社長を議長とし、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員を構成員とする経営戦略会議が設置されている。また、常勤監査役は経営戦略会議に出席して意見を述べることができることとされている。

規程上、経営戦略会議は、原則として毎月1回、定例取締役会の終了後に開催することとされているが、2018年2月以降は、開催予定日の直前に中止されることが相次いだため、2018年8月以降の開催は当面休止とされ、現在に至っている。

#### 4 監査役会

UMC 本社の監査役会は、合計5名の監査役（2019年6月28日時点、うち3名は社外監査役）で構成され、監査に関する重要事項の報告を受け、協議を行い、又は決定する権限を有している。

監査役会は定期的に開催されるとともに、必要に応じて随時開催され、監査の方針・計画に関する重要事項の意思決定のほか、各監査役から監査実施状況に関する報告を受け、監査役会としての監査報告を作成している。

#### 5 会計監査人

EY 新日本は、UMC 本社と監査契約を締結し、UMC 本社が日本の会計基準に基づいて作成した連結財務諸表及び個別財務諸表を、日本の監査基準に基づいて監査している。

UMC 中国グループについては、日本の監査基準に基づく連結財務諸表監査の一環として、EY 新日本が、業務提携関係にある安永會計師事務所（以下「EY 香港」という。）に対して、2000 社を親会社として作成されたサブ連結財務諸表について、EY 新日本のグループ監査の方針に基づき、監査を実施することを指示している。

なお、2100 社ないし 2500 社が作成する個別財務諸表（12月決算）については、中国ローカルの会計事務所が、各社と監査契約を締結し、中国会計基準に基づいて作成された個別財務諸表を監査している。

#### 6 内部監査室

UMC 本社は、代表取締役社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、UMC 本社の各部門及び各海外拠点の組織・制度及び業務活動全般についての内部監査を実施している。内部監査計画は、代表取締役社長の承認事項とされており、また内部監査の結果については、監査報告書として代表取締役社長に報告され、監査報告書は代表取締役社長の承認事項とされている。

内部監査規程上は、内部監査室長は内部監査室員の他に社内各部から、監査担当者を選任できるとされているが、内部監査の実態としては、監査計画の策定から報告書の作成までを、内部監査室長 1 名で行っているという状況であった。

各海外拠点への内部監査は、定期的に内部監査室を宛先として各拠点から提出される評価書に基づき判断されており、この評価書を受けて、原則として 1 年に 1 回、現地往査の方法による「定期監査」が行われている。但し、実際の現地往査における内部監査は、チェックリストを作成した上、資料を徴求する資料ベースでの監査ではなく、ヒアリングベースで実態を把握するものであった。

規程上、監査の結果として改善要求事項がある場合には、該当する部門ないし海外拠点に対して、代表取締役社長の決裁を受けた「改善指示書」が送付されることとなっており、改善指示を受けた部門及び関係各部門の長は、改善計画及びその実施状況を書面にて代表取締役社長に報告することとなっている。

但し、実態としては、近年では内部監査報告書の代表取締役社長への提出は行われず、改善計画及び実施状況の報告も行われなかったとのことである。

## 7 内部通報窓口

UMC 本社は、社内における法令違反行為、企業倫理に反する不正・不適切行為を相談・通報するための内部通報窓口を設置している。同窓口は、取締役会長をコンプライアンス担当役員として、取締役会長が指名する社外取締役及び社員が相談員として相談・通報の対応を行っている。

規程上、相談・通報を受けた相談員は、その内容を直ちに監査役並びに取締役会長及び代表取締役社長に報告し、速やかな調査を行うこととされている。

なお、UMC 本社における内部通報窓口の利用状況としては、2017 年度に 5 件、2018 年度に 3 件、2019 年度（9 月末日時点）に 3 件（なお、2019 年度の通報には、本件調査の端緒となった通報を含む。）の通報があり、いずれの案件も調査又は是正措置がなされた。

一方、各海外拠点の日本人以外の役職員については、規程上、各拠点における目安箱等への相談が前提とされており、内部通報窓口で相談できる役職員の対象外となっていた。当委員会のヒアリングによれば、各海外拠点の目安箱等に相談された内容については、各拠点限りでの処理が行われており、内部通報窓口の相談員が確認することはなく、内部通報窓口の運用において、相談件数の集計、相談内容の共有等はなされていない状況であったとのことである。

## 8 UMC 中国グループにおける内部監査機能

UMC 中国グループにおいては、品質保証部に内部監査機能が与えられ、形式上は内部監査室が品質保証部内に設置される等、品質保証部が UMC 中国グループにおいて独自の内部監査機能を果たすことが期待されていた。もっとも、実態としては、品質保証部の主な役割は製品の品質管理や社内教育の実施であり、そもそも品質保証部には経理や財務の知識を有している者が在籍していない状況であった。また、UMC 中国グループ独自の内部監査規程は存在せず、UMC 本社の内部監査室からは内部監査に関する研修、教育及び指示が十分にされていなかった。

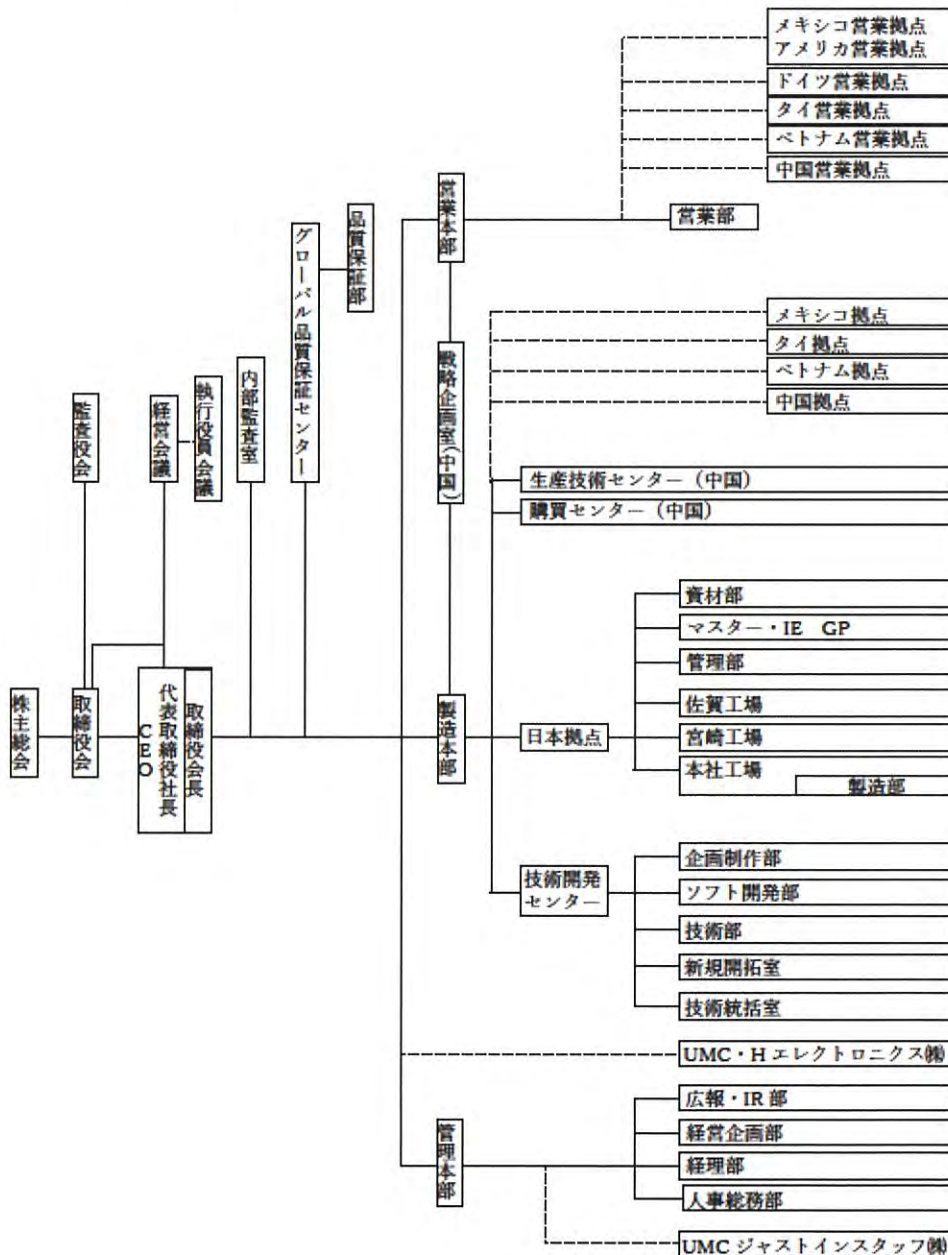
上記のような事情もあり、品質保証部が内部監査の関係で実際に行っていた業務は、UMC 本社の内部監査室から送られてくる J-SOX に対応するための評価報告書をそのまま UMC 中国グループの各部門に送付・集計し、集計結果を UMC 本社の内部監査室に送付することにほぼ収斂されていた。

## 9 業務執行体制

### (1) UMC グループの組織図

UMC グループは、営業本部、製造本部及び管理本部により構成される三本部制をとっている。

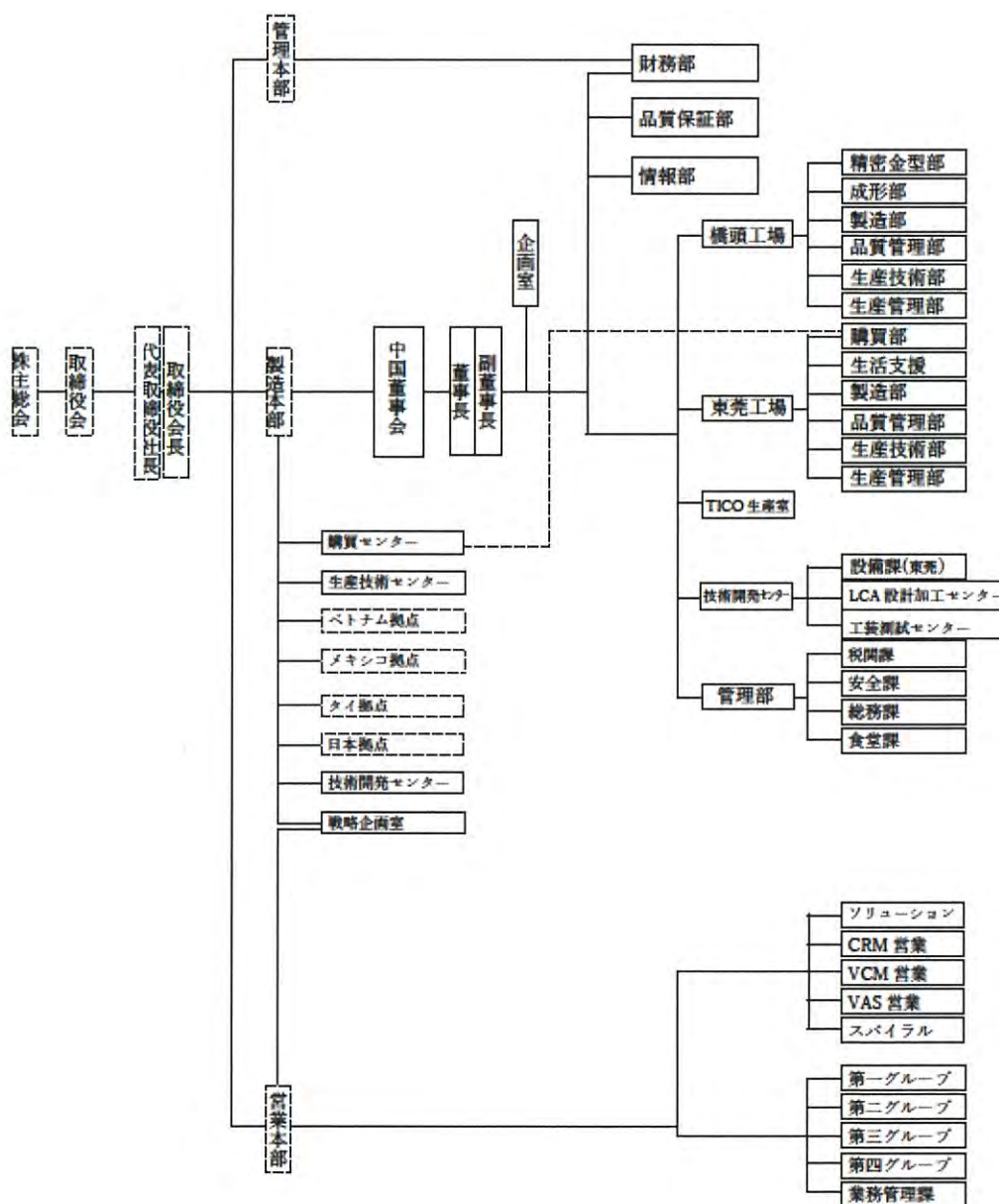
各本部の業務分掌は、大要下記のとおりである。



(2) UMC 中国グループにおける業務分掌

ア UMC 中国グループ各部の業務分掌

UMC 中国グループにおける各部の業務分掌は、大要下記のとおりである（なお、下表のうち、破線で囲まれた拠点及び部署については、UMC 中国グループ以外の拠点及び部署である。）。



UMC 中国グループにおける各部の主な業務の内容は、下記のとおりである（本件調査に関連するものに限る。）。

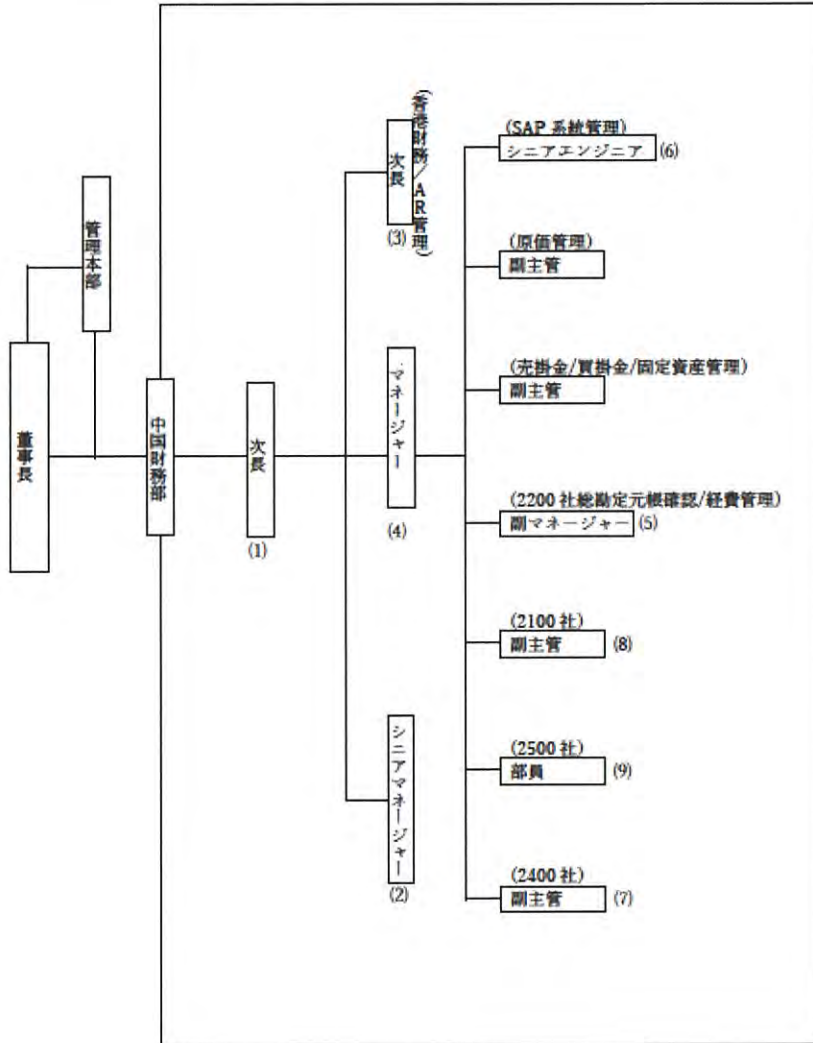
営業部	<p>(各営業グループ共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客との窓口業務全般、契約、見積り、注文の受注</li> <li>・販売見込み（数量・単価・金額）の集計、分析と予実管理及び社内への情報提供</li> <li>・特別な運賃等の定額以上の費用、顧客との在庫の引取交渉に関する業務</li> </ul> <p>(業務管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注文書の受理、サインバック、SAP 管理</li> <li>・売上計上処理に関する業務</li> <li>・請求書の作成、売上及び営業 TP 実績の計算、管理等</li> </ul>
購買部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規プロジェクトの部品見積り、仕入先と価格の選定、BOM 費用の作成</li> <li>・生産に必要な原材料の購入</li> <li>・原材料の香港から中国国内への輸入管理</li> <li>・原材料のインボイスの照合及び支払管理等</li> </ul>
情報部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SAP の遂行と統制</li> <li>・SAP への各データの入力、出力の監督等</li> </ul>
品質保証部	<p>(体系保証課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO 等の管理体系の確立、実施、改善</li> <li>・内部の審査、管理評価の計画作成及び監督</li> </ul> <p>(教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員教育及び訓練</li> </ul> <p>(内部監査室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制システムの確立、推進、監督、確認</li> <li>・内部統制システム及びリスク管理体系の計画策定、実施等</li> </ul>
財務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の財務決算・税務管理</li> <li>・監査法人対応（四半期決算、年度決算、内部統制、実地棚卸等）</li> <li>・資金の支払管理、資産管理、現預金取扱業務の管理</li> <li>・財務 SAP の会計処理、買掛金及び売掛金の管理、固定資産の管理等</li> </ul>
生産管理部	<p>(生産管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の生産状況の収集、集計</li> <li>・顧客の要求に基づく出荷計画の作成、出荷実績の把握及びフォロー</li> <li>・生産進捗及び達成状況、完成品の配送過程の管理等</li> </ul>
生産技術部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東莞工場、橋頭工場の部品マスターデータ、工程フロー、ワークセンターの SAP 登録及び修正</li> <li>・営業から提出されたプロジェクト資料に基づく、製品の加工費の見積りの作成等</li> </ul>



製造部	<p>(製造 1 課、製造 2 課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産計画に基づく生産活動</li> </ul> <p>(資材課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部品数量、入庫数及び出庫数管理</li> <li>・部品の入庫管理、在庫の棚卸</li> <li>・各種不良品、使用停止品の入庫、返却等</li> </ul>
成形部 (橋頭工場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産計画に基づく生産活動</li> <li>・金型の保守、メンテナンス及び在庫管理</li> <li>・成形品の管理等</li> </ul>

イ UMC 中国グループ財務部の業務分掌

UMC 中国グループにおける財務部の業務分掌は、下記のとおりである。



財務担当者の主な業務の内容は、下記のとおりである（記載の番号は、上記の図に対応する。）。

(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務関係の全体的な業務：各計画（税務管理、SAPの推進、買掛金管理、固定資産管理、経費削減管理、予算管理、総勘定元帳管理、原価管理、資金支払い管理等）の確定</li> <li>・各業務内容の監督管理、会計監査の立場からの工場の改善、会計監査の問題点に着目した財務関係の改善</li> <li>・全体の総括、報告書の作成（役員会、銀行等）、資金管理（全体の資金回転、現金、銀行入出金、経営企画室との協力）、UMC本社に提出するサブ連結財務諸表の作成、海外サプライヤーへの支払いの管理</li> </ul>
(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理購入管理、固定資産管理</li> </ul>
(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香港総括、売掛金管理、香港当局及び銀行の対応、銀行振替、税務管理</li> </ul>
(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各工場の売掛金管理の総括、買掛金管理、税務管理、固定資産管理、経費管理、総勘定元帳管理、原価管理、会社間の会計に関するやり取りの管理、J-SOX 財務内部窓口の対応、SAPの推進、本部門の従業員の管理・監督</li> </ul>
(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【2200社】総勘定元帳管理、経費管理</li> </ul>
(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SAP内部顧問、SAPのメンテナンス、営業データ分析</li> </ul>
(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【2400社】税務管理、外国為替収支均衡の確認、資金計画管理、固定資産管理、経費管理、総勘定元帳管理</li> </ul>
(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【2100社】全面的な会計管理、税務管理、政府部門対応、銀行業務</li> </ul>
(9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【2500社】税務管理、外国為替収支均衡の確認、資金計画管理、固定資産管理、経費管理、総勘定元帳管理</li> </ul>

### 第3章 UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の調査により判明した事実

#### 第1 不適切な会計処理の背景及び経緯

##### 1 過大な目標設定

UMC グループにおいては、各拠点（グループ会社）がそれぞれ各年度の予算や毎月の売上目標を策定することとなっていたが、予算や売上目標の策定に当たっては、B 社長を中心とした経営陣によって、必ずしも十分な根拠を伴うことなく、毎年売上高についての 2 桁成長を目指す等の過大な目標を設定されることが多く、特に赤字予算は絶対に認められないという風潮も存在した。

また、特に UMC 中国グループにおいては、2012 年 4 月より UMC 中国グループの董事長に就任した C 氏を中心として、財務部や営業部に対して、予算や売上目標の達成に対する有形無形の強力なプレッシャーがかけられており、設定された目標に合わない予算や売上見込みは承認されず、設定された過大な目標に近い営業利益の数値が出るまで、見直し及び再提出を繰り返し求められることが常態化していた。更に、営業部では各人が売上目標を課せられ、売上目標を達成できなかったことを理由に事実上解雇された従業員も過去には存在した。上記のような背景の下、何としても経営陣が策定した目標を達成する必要があるとの雰囲気は UMC 中国グループ内に蔓延していた。

##### 2 三本部制の採用

UMC グループにおいては、オーナー社長である B 社長への権限の集中及び世襲制の脱却を目的として、営業本部、製造本部及び管理本部により構成される三本部制を採用し、各本部長に均等な権限を与え、実務は各本部長が主体となって進めていくことが想定されていた。

もっとも、UMC グループの実態としては、各本部間のパワーバランスは決して均等ではなかった。

まず、UMC グループが行っている EMS ビジネス（電子機器の受託生産を行うビジネス）は、利益率が低く、管理本部に予算を割くと利益が減少してしまうこともあり、管理本部は発言力が比較的弱く、また日々発生する業務に対応する十分な人員を確保できているとも言えない状況が継続していた。また、UMC グループは、製造メーカーであるため製造現場の人員が多く、製造現場が社内的に重視されやすい状況であった。

このような状況の下、製造本部長であった C 氏が、UMC グループにおける最大の海外拠点である UMC 中国グループの董事長も兼任していたこともあり、製造本部長であった C 氏への権力集中が進み、結果的に、C 氏に異議を唱えられる者は、UMC 中国

グループ内にはいなくなった。

### 3 営業 TP の優先

UMC グループにおいて、予算や売上目標の達成に対するプレッシャーが強かったことは上記のとおりであるが、UMC グループにおいては、予算の達成を測る基準として、財務 TP と営業 TP という 2 つの概念を用いている。なお、TP とは、Throughput の略である。

各 TP の概念は、大要下記のとおりである。

#### (1) 財務 TP について

財務 TP は、売上高から原材料費を控除した金額として経理・財務部門が算出する数値であるが、ここでいう原材料費とは、期首実地在庫と期末実地在庫の差と期中の原材料仕入高との和を意味する。この期首及び期末の在庫には、製品、仕掛品及び原材料が全て含まれるが、製品及び仕掛品については、月次の原価計算を終了した単価で計上されるため、加工費も財務 TP の評価に含まれている。

財務 TP の計算方法を記載すると、下記のような式となる。

$$\begin{aligned}\text{財務 TP} &= \text{売上高} - (\text{期首実地在庫} - \text{期末実地在庫} + \text{原材料仕入高}) \\ &= \text{売上高} - \{(\text{期首製品} + \text{期首仕掛品} + \text{期首原材料}) - (\text{期末製品} + \text{期末仕掛品} + \text{期末原材料}) + \text{原材料仕入高}\}\end{aligned}$$

上記のとおり、財務 TP は経理・財務部門が実績値として算出する数値であるが、期首及び期末の実地在庫の比較を行うため、仕損品や棚卸減耗費も算定時に考慮されることとなる。

#### (2) 営業 TP について

これに対して、営業 TP についても、売上高から原材料費を控除した金額であることには変わりはないが、営業 TP における原材料費は、財務 TP における原材料費とは異なり、各営業担当者が顧客に対する見積りを作成する際に使用された原材料毎の見積単価と使用数量の情報を基に計算された、いわば見積りベースの原材料費である。

SAP 上、原材料の単価は移動平均単価が採用されており、都度更新されていくが、営業部が顧客に対する見積りを作成する際に使用する見積単価は、資材調達部門か

ら各見積り作成時において取得した単価情報に基づくものである。この見積単価は、必ずしもその後の実際の購入単価の変動を反映せず、見積り作成時の単価で固定されてしまっていたために、実際の各原材料の単価を正しく反映していないことがあった。

以上をまとめると、財務 TP と営業 TP の主たる差は下記のとおりとなる。

- ① 財務 TP は、仕損品、棚卸減耗費及び加工費等を考慮に入れた、実績ベースの金額であるのに対して、営業 TP においては、それらは考慮されていない。
- ② 営業 TP における原材料費は、各営業担当者が見積り作成時に資材調達部門から取得した単価に基づき算出される、見積りベースの原材料費であって、必ずしも見積り作成時以降の購入単価の変動や加工費を考慮に入れていない。

したがって、営業 TP における見積りベースの原材料費は、財務 TP における実績値に基づく原材料費（原材料仕入高）とは一致しない。

### (3) 営業 TP の優先

財務会計上の数値としては、当然ながら、営業担当者の予測に基づき算出された営業 TP ではなく、実績値に基づき算出される財務 TP が正しい数値として扱われるべきである。しかしながら、UMC 中国グループにおいては、下記のような様々な理由から、営業 TP が正しい数値として扱われる風潮があり、財務 TP を営業 TP に合わせる形で財務会計上の数値が事後的に調整されるという構造的な問題が存在した。

UMC 中国グループにおいては、営業 TP に基づく月次の業績の速報値が、翌月第 2 又は第 3 営業日頃に UMC 中国グループ内で配信され、この速報値があたかも月次の確定的な実績であるかのように取り扱われていた。財務実績に基づき算出される財務 TP は、その約 3 ないし 5 営業日後に算出されるどころ、財務 TP と営業 TP の数値に差異があっても、製造本部長かつ UMC 中国グループの実質的トップの座にあった C 氏が営業 TP を重視していたこともあり、営業 TP の数値が優先されていた。その結果、財務 TP と営業 TP との差異の原因を突き止めようという動きはあるものの、原因が解明しきれずに、財務 TP を営業 TP に基づき算出された数値に合わせる形で、不適切な会計処理を事後的に行うことにより調整せざるを得ない場合も存在した。

また、上記のとおり管理部門に十分な予算が割られないこともあって、管理本部は慢性的な人員不足及び管理能力不足に陥っていた。更に、UMC 中国グループは、2000 社ないし 2500 社の 6 社が、2000 社を中心としたサブ連結の対象となる等、多数の

会社が存在したことに加え、2400社及び2500社と2000社との間での製品の受け渡しに伴う売上の認識時点の差異や、各社毎の標準原価の差異、更には2000社の機能通貨であるUSDとその他5社における機能通貨であったRMBとの為替差損益の影響をはじめとして、相当量の会計処理が必要であった。このような多量かつ複雑な会計処理が必要であるにもかかわらず、管理本部に人員及び管理能力が不足していたことも相まって、過去に、UMC中国グループにおいては、財務部が明らかに誤った財務TPを算出してしまうこともしばしば見受けられた。このような誤った財務TPが算出されたことも、財務TPが軽視される風潮を醸成する要因となったものと推察される。また、このような人員及び管理能力不足の状況下では、実際には財務TPの数値に誤りがない場合であっても、財務TPの数値が正しいことを示すに足りる根拠を示すことも困難であり、結果的に営業TPを重視する風潮に歯止めをかけることはできなかった。

上記に加え、設定された予算目標は必ず達成する必要があるとの風潮の下、UMC中国グループにおいては、財務部が目標に達しない財務TPを算出すると、C氏を中心とした経営陣から再確認を繰り返し要求され、予算目標の達成に向けた強いプレッシャーに晒され、財務TPが営業TPに近い数値となるよう見直すことを強く要求された。こうした状況の下、財務部は、時には不適切な会計処理を行うことで、財務TPを営業TPに合わせる形で財務会計上の数値を調整することまでも余儀なくされた。

#### 4 10.5 問題

##### (1) SAP導入による買掛金の金額の不一致の発覚

UMC中国グループにおいては、2011年9月から製造、販売及び財務を一括して管理する目的で、新たな基幹システムとしてSAPを導入した。UMC中国グループは、SAPの導入に伴い、2011年8月末の在庫について実地棚卸を行い、その結果得られたデータをSAPに一括入力し、その余の数値については8月の月次決算上のデータを一括入力した。

SAP導入時に、財務担当者がSAPに入力された各勘定科目の明細を照合精査したところ、一括入力された買掛金明細と貸借対照表上の買掛金勘定残高とで約10.5MUSDの不整合（貸借対照表上の買掛金の金額の方が小さい、すなわち買掛金の計上不足）が生じていることが判明した（以下「10.5問題」という。）。この問題は、UMCグループが始まって以来の異常事態であるとして問題視され、UMC本社の経理担当者がUMC中国グループに派遣され、調査を実施した。

同調査は、UMCグループとして当時の主要なステークホルダーであった金融機関

等への説明が必要であった(当時の UMC 本社は非上場企業であった。)こともあり、当時の UMC グループの顧問弁護士及び顧問弁護士が起用した公認会計士の助言も得ながら長期間をかけて進められ、2012 年 5 月には、「2012 年 3 月期決算に関するご報告」と題する報告書(以下「10.5 問題報告書」という。)が作成された。

## (2) 10.5 問題報告書

10.5 問題報告書によれば、約 10.5MUSD の買掛金残高差異のうち、2011 年 3 月期決算以前において発生した差異値、すなわち 2011 年 3 月期決算上の買掛金の数値と、会計帳簿上の買掛金の数値との差異値が約 7.9MUSD であり、2011 年 8 月末の月次決算上の買掛金の数値と、会計帳簿上の買掛金の数値との差異値が約 2.6MUSD であった。このうち前者については、2012 年 3 月期の UMC グループ連結決算において、全額を期首の利益剰余金の減少として計上し、後者については、同 3 月期の UMC グループ連結決算において、売上原価(営業損失)として計上している。

また、10.5 問題報告書では、10.5 問題の主たる原因は、原材料の仕入先からの請求書の送付が遅れるため、買掛金の計上が遅れたこと(より正確には、原材料納入時に仮買掛金が計上され、インボイス確認後に買掛金に振り替えられるところ、この振替が遅れていた。)及び SAP 導入以前に UMC 中国グループにおいて利用されていた生産系旧 ERP システムは財務システムとの連携がなく、当該状況を把握することができなかったことにあるとされており、不適切な会計処理は存在しなかったと結論付けられている。

## (3) 10.5 問題の実際の背景

もっとも、当委員会のヒアリングによれば、10.5 問題の背景の一端には、上記の営業 TP と財務 TP との差異及び他部門の管理部門に対する優越を背景として、財務 TP の数値を営業 TP の数値に合わせる形で修正するべく、買掛金の計上時期を意図的に遅らせていた(その結果として買掛金の計上不足が生じた。)という不適切な会計処理が存在しているとのことであり、かかる事情は今回の不適切な会計処理の背景とも共通する。

UMC 中国グループにおいては、10.5 問題当時は財務部の人員及び管理能力不足も現在より更に顕著であったため、営業 TP が正しい数値であり、財務 TP が営業 TP と異なる数値となるのは、会計処理の誤謬であるとの意識を財務担当者すら有している場合があった。そのため、一部の財務担当者においては営業 TP に合わせた調整をすることについて、不適切な会計処理を行っているとの認識はなく(むしろ正しい営業 TP に合わせているとの認識であった。)、これが 10.5 問題報告書において不適



切な会計処理はなかったと結論づけた理由の一つとなっているようである。

しかしながら、10.5 問題と本件調査で明らかになった不適切な会計処理の背景には共通する部分が存在し、実際には、本件調査で明らかになった不適切な会計処理の端緒は 2011 年以前に遡ることとなる。

#### (4) 10.5 問題の未処理分

10.5 問題に関する調査の端緒は、約 10.5MUSD の買掛金残高差異があるとの社内報告であったが、実際の差異の金額はこれを上回っているであろうことが、10.5 問題報告書を完成する 2012 年 5 月より前の時点である同年 3 月頃には UMC 中国グループの一部においては共有されていた。

それにもかかわらず、10.5MUSD という金額が先行し、社内的に差異の金額は 10.5MUSD であるとの共通認識ができ上がってしまったため、それを上回る部分の差異については、当該調査ではその存在が認定されず、その時点で処理をすることができず、本件調査開始時点まで処理が行われていない状態が続いていた。

かかる未処理の差異（買掛金の計上不足）と推察される金額は約 4.7MUSD であり、これが本章第 3・2 に記載の不適切な会計処理に対応するものである。

### 5 2012 年 3 月期リカバリープラン

#### (1) UMC 中国グループの 2012 年 3 月期決算の営業利益の操作

上記 4 において述べたとおり、10.5 問題における約 10.5MUSD の買掛金残高の不整合については、2012 年 3 月期に期首の利益剰余金の減少又は営業損失として会計上の処理を行った（但し、実際の差異は 10.5MUSD を上回る金額であり、この差異はその後もなお残存していることは上記のとおりである。）。

もっとも、この 2012 年 3 月期においては、10.5 問題とは別に、10.5 問題に基づく同期における営業損失の計上の影響を除外した場合においても、UMC 中国グループの決算状況が当初の予算を大幅に下回っていることが発覚した。すなわち、UMC 中国グループの当初の予算では、2012 年 3 月期の決算は、10.5 問題に関連して当該年度で計上する約 2.6MUSD の営業損失の計上による影響額を含めて、約 2.1MUSD の営業赤字となる（すなわち、10.5 問題による営業損失の計上がなければ、僅かではあるが約 0.5MUSD の営業黒字となる。）ことが想定されていたが、2012 年 4 月、UMC 中国グループにおいて 2012 年 3 月期の決算作業を行っていた際、実際には 10.5 問題による当該年度の営業損失の計上を含めると約 7.4MUSD の赤字（すなわち 10.5 問題による営業損失の計上を除外しても約 4.8MUSD もの大幅な赤字）とな

ることが発覚した。

当時、UMC グループにおいては、主要なステークホルダーである金融機関等に対して、UMC 中国グループを含む UMC グループ各社について成長可能性があり、UMC 中国グループにおいては利益も十分に上がっているとの説明をしていた。ところが、UMC 中国グループにおいて、10.5 問題による約 2.6MUSD の営業損失の計上を除外しても、約 4.8MUSD の赤字決算になるという状況は、かかるステークホルダーへの説明と合致しないものであったため、UMC グループにおいては、10.5 問題による営業損失の計上がなければ黒字であったという説明ができるような数値に、UMC 中国グループの営業利益をかさ上げさせる必要があるとの判断がなされた。この判断は、2012 年 4 月に、C 氏及び D 氏を中心とした UMC 中国グループの経営陣のみならず、B 社長、取締役会長である A 氏並びに当時は取締役管理本部長であった K 氏を中心とした UMC 本社の経営陣の総意で行われたものである。

## (2) リカバリープランの内容

上記(1)に記載の状況下において、2012 年 4 月中旬から下旬頃にかけて、UMC 本社からは A 氏、K 氏及び UMC 本社の経理担当者が中国に出張し、C 氏及び D 氏を中心とした UMC 中国グループの役職員とともに、2012 年 3 月期の UMC 中国グループの営業利益を黒字化するための具体的な調整方法について検討を行った。

この出張時には、様々な方法による営業利益の調整の検討が行われ、結果的に総計約 5.05MUSD の営業利益のかさ上げが行われた(以下「リカバリープラン」という。)。その主たる調整方法としては、①期末時点で存在する在庫について評価単価を過去入荷最高価格に単価調整する方法や、②UMC グループ内の取引における売上の計上時期の調整 (UMC 中国グループから UMC グループ内の他社に対する売上計上の前倒し)、③試作立上開発費の UMC 本社への請求 (UMC 中国グループから UMC 本社に対する売上の計上) 等が挙げられる。

これらのうち、①の期末時点の在庫の単価調整は、この 2012 年 3 月期の調整において初めて行われ、それ以降現在に至るまで継続しており、本章第 4・1(1)にも記載のとおり、本件調査で明らかになった不適切な会計処理の一手法を構成している。

また、各調整方法のうち、特に調整金額が大きい③については、UMC 本社が営業窓口となっていた顧客に関する立上費用のうち、UMC 中国グループにおいて負担していたものについて、2000 社から UMC 本社に対して約 2.1MUSD のデビットノート<sup>7</sup>を発行したもので、実態が伴わない場合には、UMC 本社から 2000 社への利益の

---

<sup>7</sup> 出荷に紐付かない売上は、SAP のシステム上インボイスの発行ができないため、インシヤル費用や運送費の請求の際に使用される請求手段として、デビットノートと称される書面において、請求することができる債権の内容と金額等が取引の相手方に通知される。

付け替えとなるものである。同様に、②についても、UMC 中国グループから UMC 本社に対する売上の計上時期を前倒しすることにより、UMC 中国グループの 2012 年 3 月期の損益をかさ上げさせる（なお、その裏返しとして、2013 年 3 月期の損益は悪化する）手法であり、グループ内での利益の付け替えと評価される。こうした利益の付け替えは、UMC グループ全体の連結決算の数値に影響を与えるものではないものの、各社毎の単体決算で評価した時には、不適切な会計処理であったと評価せざるを得ないものである。

### (3) リカバリープラン実施に伴う翌期以降の調整の必要性の発生

リカバリープランとして実施された約 5.05MUSD の UMC 中国グループの利益調整のうち、③の調整については、その妥当性はともかく、UMC 本社が最終的に負担をするという内容であるため、UMC 中国グループの翌期以降の損益への影響はなかった。これに対して、その他の調整方法は、特段の措置を講じない場合には調整をした金額分について、翌期の UMC 中国グループの損益が悪化してしまうものであった。

そのため、D 氏及び UMC 中国グループの財務部は、調整総額約 5.05MUSD と UMC 本社負担分約 2.1MUSD との差額である約 3MUSD については、翌期以降にも同様に調整を行った上で、十分な利益が出た期に漸次損失計上する（すなわち損失の繰延べを行う）ことを決定し、また引き継ぐべき調整の種類が多いと管理上困難があることから、この約 3MUSD を期末時点の在庫について価格を過去入荷最高価格に変更するという調整を行うという方法に一本化して管理することとし、C 氏もかかる調整方法を認識していた。

この約 3MUSD の在庫の単価調整については、UMC 中国グループにおいて徐々に損失計上され、減額された部分もあるものの、本件調査開始時点においても残存しており、それが本章第 4・1(1)に記載の不適切な会計処理として引き継がれている。

## 第2 売上に関する不適切な会計処理

### 1 回収可能性のない売上計上

#### (1) 不適切な会計処理の概要

##### ア イニシャル費用の個別請求に基づく売上

UMC 中国グループにおいては、新たに受注した製品を生産するための生産ライン設置費用等の初期費用を「イニシャル費用」と称している。イニシャル費用は基本的に顧客から回収することになるが、回収方法としては主に①製品の販売単価に転嫁する方法、②生産期間にわたって毎月定額を請求する方法、及び③量産開始段階又は量産準備段階で個別に請求して回収する方法がある。

上記③に関するイニシャル費用の個別請求（イニシャル売上の計上）の業務プロセスは、大要以下のとおりである。まず、生産技術部が営業部に対して、各顧客にイニシャル費用として請求することを検討すべき項目及び費用を提示し、営業担当者が各項目について内容を検討して顧客に請求することの可否を判断する。請求可能と判断されたイニシャル費用については、営業担当者が顧客と請求交渉を行い、顧客の同意を得られたものについて業務管理課がデビットノートを発行して売上計上を行う。

##### イ 顧客の同意を得ないイニシャル売上の計上

2011年頃より、UMC 中国グループの成長の鈍化や、高い売上目標の設定等を背景に、営業部に対しては顧客に対してイニシャル費用を積極的に請求すること、業務管理課に対しては計上可能な売上は漏れなく計上することへの強いプレッシャーがかけられていた。このような状況下で、本来は顧客の同意を得てから行うべきデビットノートの発行について、営業担当者が顧客の同意を得る前に、業務管理課がSAP上でデビットノートを発行する（但し、顧客に対する送付は行わない。）という操作が行われていた。

また、業務管理課におけるデビットノートの発行は、売上計上時点では営業担当者に必ずしも知らされていないため、営業担当者が別途正規の手續に則って顧客に対してイニシャル費用の請求・回収を行った場合においても、既に業務管理課が計上したデビットノートが取り消されず残存し、結果的に売上を二重に計上している状況が発生した。このように、業務管理課が先行して発行したデビットノートにより、回収可能性のない売掛金が計上され、事後的に、社内の未回収売掛金リス

トに掲載されることとなった。

なお、かかるデビットノートについては、業務管理課において、顧客に請求して回収すべきものと顧客に請求ができないものとの区別を明確にするために、未回収売掛金リストの「Remark」欄に「内部処理」という記載を設け、顧客に請求しないものであることを明確にしていた。

上記のようなデビットノートの発行は、[redacted] N氏及び [redacted] O氏が2014年までの在任中に行っていたと思われるが、両氏は既に退職済であるため、当時の詳細な経緯をヒアリングすることはできなかった。また、後任者の、 [redacted] P氏が上記の不適切な会計処理によって発生した未回収売掛金リストの管理を引き継いだ。当該売掛金の発生の経緯等についての詳細な説明は受けていないとのことである。なお、P氏が当該売掛金リストの管理を引き継ぐ直前の2014年3月末時点では未回収売掛金リストの残高は約1.9MUSDとなっていた。

#### ウ DD社<sup>8</sup>に対するイニシャル売上

[redacted] AA社の [redacted] が [redacted] 発売される際に、BB社が、 [redacted] [redacted] 基板開発及び量産の生産をAA社から受託し、UMC中国グループがBB社よりその生産を再受託した。

[redacted] 量産体制の確立に当たっては、UMC中国グループとして空調設備の導入や専用生産ラインの創設等の多額のイニシャル費用が必要であったが、 [redacted] の生産・販売を前提として、当該イニシャル費用は原則自社負担とすることを予定していた。しかしながら、 [redacted]

[redacted] 生産・販売台数は当初の想定から大幅に減少した。UMC中国グループにおけるイニシャル費用の自社負担は、 [redacted] の生産・販売が前提であったため、BB社に対してイニシャル費用及び諸経費等の一部負担を請求することを決め、同社の同意を得る前にデビットノートを発行・送付して売上を計上した。

その後、BB社は、 [redacted] 該当事業をCC社に譲渡しており、上記売掛金の回収についてはCC社と交渉することとなった。交渉の結果、CC社に対して以後販売する全く別の製品の販売単価への上乗せによって実質的に回収を漸次行っていく旨の取り決めがなされ、その後、実際に回収も進んでいったが、上記のデビットノートの発行により計上された売上については回収可能性がないと認識されな

<sup>8</sup> 本調査報告書においては、BB社とCC社を総称してDD社という。

がらも取り消されることはなく、多額の長期未回収売掛金が残存することとなった。

#### エ インボイスの単価誤り等による売上計上

上記に加え、UMC 中国グループにおいては、特に 2014 年から 2015 年頃にかけて、DD 社に対する多額の未回収売掛金が発生しており、2015 年 5 月における DD 社に対する未回収売掛金の残高は約 3.1MUSD であった。

このような未回収売掛金が発生した主な原因は、XXXXXXXXXX 製品の取引に関する請求業務の処理ミスにより、①製品販売価格の引き下げが行われた際に、インボイス上の単価の引き下げが遅れ、従前のより高い単価でインボイスを発行してしまったことや、②有償支給取引<sup>9</sup>の原材料の仕入価格の引き下げが行われた際に、製品販売価格への反映が必要であったにもかかわらず、反映が遅れ、反映前のより高い単価でインボイスを発行する等の要因で売上を過大計上し、DD 社に対して、実態と合致しない売掛金を計上していたことであった。

#### オ 洗替処理

上記イ、ウ及びエに記載した顧客の合意のない、あるいは実態と合致しない売掛金については、その他の理由で未回収となっている売掛金と併せて未回収売掛金リストが作成され、別途管理が行われていたが、未回収状態が長期化すると滞留売掛金として監査手続上も問題視されることが懸念されるようになった。そこで、未回収売掛金の管理担当者が、2013 年 2 月に、C 氏及び D 氏を含めた経営陣も出席した拡大経営会議において、当該未回収売掛金の対処方法について問題を提起した。

当該会議における検討の結果、当該未回収売掛金が監査手続において滞留売掛金として取り扱われることを防ぐべく、2013 年 3 月から、業務管理課において、①デビットノート（ないしインボイス）で計上した未回収売掛金について同額のクレジットノート<sup>10</sup>を発行して当初の売掛金を取り消し、②この処理と同時に、同額のデビットノートを発行して新たに売掛金を計上し直す方法で、売掛金の発生日を新しい日付に書き換えるという洗替処理を毎年行い、売掛金が滞留していないかのように偽装することとなった。

<sup>9</sup> UMC 中国グループが DD 社から有償で原材料の支給を受け、加工後に DD 社に販売する取引形態を指す。有償支給取引の流れについては、本章第 3・3 も参照されたい。

<sup>10</sup> デビットノートで売上が計上された、取引の相手方に対するイニシャル費用や運送費の請求についてその売上を取り消す場合や、販売単価を減額調整する際に使用され、取消しの内容及び金額について相手方への通知が行われる。



## イ 回収可能性のない売掛金の隠蔽

上記に加え、滞留売掛金に対する監査手続によって、これらの顧客の同意のない、又は回収可能性のない等の売掛金の存在が発覚することを免れるために洗替処理を行って滞留期間を偽装することで、回収可能性のない売掛金の不適切な隠蔽が図られていた点も、不適切な会計処理であると認められる。

### (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、当該不適切な会計処理は、売上高のみを用いた手法であるため、売上原価の修正は要しないものである。また、上記(1)カに記載のような売上の取消処理によって回収可能性のない売掛金の償却処理を行っているため、連結財務諸表への影響としては、取り消された売上に対応する売上高を増額修正することが必要になる。したがって、2016年3月期以降は連結財務諸表上、売上高を増額させる修正が必要となる。

(単位：千円)

	2014/8 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/8 期	2018/8 期	2019/3 期
売上高		△8,490	△407,289	25,490	193,017	180,811	183,294
税金等調整前当期純利益		△8,490	△407,289	25,490	193,017	180,811	183,294
受取手形及び売掛金	△203,345	△231,383	△715,964	△646,931	△447,737	△247,559	△75,142

(注)上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 2 連結調整による仮売上の水増し計上

### (1) 不適切な会計処理の概要

#### ア 発票基準と出荷基準における売上計上時期の相違

UMC グループの連結会計方針では、原則として製品の工場出荷時に売上を認識する「出荷基準」を適用して連結財務諸表が作成されている。香港法人である 2000 社においても、単体決算書及び UMC 中国グループのサブ連結決算書の作成に当たっては、「出荷基準」に基づき売上が認識されている。



これに対して、中国法人では中国税務局が税収を一括管理するために、収益認識及び費用計上を行う際には「発票」という税務局が管理する証書を用いて税務申告する形式が義務付けられている。このため、中国法人が決算書を作成する際には、「発票」の発行や受領のタイミングをもって、収益や費用を帳簿に反映させる「発票基準」が広く採用されている。したがって、中国法人である 2100 社、2300 社、2400 社及び 2500 社<sup>11</sup>においても、「発票基準」に基づき、単体決算書においては「発票」発行時を基準として売上が認識されている。

通常、発票の発行は、商品の受け渡しや、サービスの費消が完了した後となる場合が多いため、「発票基準」に基づいて収益が認識されるタイミングは、「出荷基準」に基づいて収益が認識されるタイミングよりも遅くなることが多い。

このため、「発票基準」を採用する 2100 社、2300 社、2400 社及び 2500 社においては、UMC 中国グループのサブ連結決算書の作成に際して、売上計上額を出荷基準に調整する必要がある。

#### イ サブ連結時の仮売上の計上

サブ連結の調整仕訳として、2100 社、2300 社、2400 社及び 2500 社において、各期末時点で製品自体は出荷済であるものの発票が未発行なため SAP 上では売上として認識されていない出荷済製品について、出荷基準に基づく売上を追加計上する（SAP 外での連結調整を行う）必要があり、UMC 中国グループにおいては、当該調整に係る追加売上を仮売上と称している。

なお、当該仮売上は、「発票基準」の下では、発票が発行される翌期の売上となるため、発票を発行した時点で 2100 社、2300 社、2400 社及び 2500 社の売上として SAP 上で計上され、連結調整としては、前期で仮売上として計上された金額を戻す逆仕訳が加えられる。

具体的な仕訳例は、下記のとおりである。期末の連結調整仕訳において、出荷済製品について仮売上として売上追加計上され（仕訳例①）、翌期において当該仮売上について取消仕訳が起こされている（仕訳例②）。

#### 仕訳例① 当期仮売上の計上（連結調整仕訳）

取引内容	借方	貸方
仮売上を追加計上 (出荷済・発票未発行)	(仮)売掛金 22	(仮)売上 20 (仮)増値税 2
売上原価の追加計上	売上原価 15	在庫 15

<sup>11</sup> なお、2200 社については、来料加工事業のみを行っているため、本項目記載の不適切な会計処理は実施されていない。

仕訳例② 翌期で仮売上の取消し（連結調整仕訳）

取引内容	借方	貸方
前期の仮売上を取消し	(仮)売上 20 (仮)増値税 2	(仮)売掛金 22
前期の売上原価を取消し	在庫 15	売上原価 15

ウ 仮売上の水増し計上による不適切な会計処理

上記のサブ連結時の調整として SAP 外で行う仮売上の追加計上の際に、2100 社、2300 社、2400 社及び 2500 社では、意図的に売上単価と売上数量を水増しすることにより、仮売上を過大に計上しており、UMC 中国グループのサブ連結決算書における売上高は、不正に水増しされた状態となっていた。

そして、会計監査人によるサブ連結決算書の監査においては、仮売上を水増しした仮売上明細資料を作成し、また、架空の注文書、見積書及び出荷指示書（デリバリーノート）を提示していた。

当委員会のヒアリングによれば、当該不適切な会計処理の背景には、PSI 会議において、売上実績が予算数値を下回っていると、予算数値に近づけるために C 氏からプレッシャーがかけられていたことが大きな要因として存在するとのことである。このようなプレッシャーを要因として、事前に設定された予算数値を前提に、まずは単価を水増しし、それでも予算数値に届かない場合は、数量の水増しも行われていた。

また、当委員会のヒアリングによれば、実際の単価・数量調整は、XXXXXXXXXX Q 氏が、XXXXXXXXXX R 氏の指示に従って行ったとのことである。更に、R 氏は、XXXXXXXXXX S 氏が在職していた頃はその指示に従っていたが、2017 年 10 月に S 氏が離職した後は、XXXXXXXXXX T 氏及びXXXXXXXXXX U 氏からの指示に従っていたと述べている。なお、R 氏によれば、当該不適切な会計処理は、SAP が導入された 2011 年当時から行われていたとのことである。

(2) 会計上の問題点

上記のとおり、売上計上額を出荷基準に修正するサブ連結調整において、追加計上する仮売上の単価及び数量を水増しして連結上の売上高が過大計上されており、これは売上を水増し計上（架空計上）するものであるから、不適切な会計処理であると認められる。

### (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

当該不適切な会計処理では、売上のみが水増しされ、売上原価については水増しされていない。また、水増しされた売上は、翌期の連結調整仕訳において、取消処理が必要となるため、その修正処理としては、取り消された売上を翌期で計上し直す処理が必要となる。このとき、前期分の修正額（売上計上額）が当期分の修正額（売上取消額）を上回る場合には、当期分の修正として売上の追加計上が行われる修正となる場合がある。下表では、2018年3月期がかかる場合に該当し、売上の追加計上が行われている。

なお、一部の会社で水増し計上された売掛金を棚卸資産に振替計上する処理が行われていたため、2014年3月期期首から2016年3月期にかけては、棚卸資産に関する修正処理も併せて行っている。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上高		△31,615	△140,540	△31,400	△235,634	118,081	△188,116
税金等調整前当期純利益		△31,615	△140,540	△31,400	△235,634	118,081	△188,116
受取手形及び売掛金	5,289	△33,638	△219,295	△229,070	△496,016	△371,649	△562,124
製品	△24,341	△31,411	12,449	-	-	-	-
原材料及び貯蔵品	△8,544	△11,025	3,577	1,107	-	-	-

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 3 先行出荷処理による売上の前倒し計上

### (1) 不適切な会計処理の概要

2100社、2200社、2300社及び2500社においては、予算として定めた月次売上目標の達成が難しいであろうことが判明した場合、当該売上目標を達成するために、①顧客の同意を得て、次月に予定されていた製品の出荷時期を当月に変更し、実際に製品を当月に出荷することにより売上を当月に計上するという会計上問題のない処理を行う一方で、②製品の出荷時期を次月から当月に変更することについて顧客の同意を得ていない場合にも、売上計上日を実際の出荷日より先行させる（売上を当月

に計上する)、売上の先行計上(以下「売上先行計上」という。)を行うことによって、売上目標を達成するという不適切な会計処理も行っていた。こうした売上先行計上は、遅くとも2014年頃から行われており、直近では2019年3月に実行されている。

売上先行計上に関する不適切な会計処理の具体的な実行プロセスは以下のとおりである。まず、PSI会議で明らかとなった月次売上目標に対する売上不足額に応じて、生産管理部にて売上先行計上を実行する取引先別の売上・出荷明細リスト(以下「先行売上リスト」という。)を作成する。この先行売上リストに挙げられた製品は、売上計上が行われる当月末日(売上先行計上日)までに実際の製品を生産するよう、生産管理部にて事前に先行生産も手配されている。次に、先行売上リストを生産管理部が倉庫業務部門(原材料等の受入れ及び製品出荷指示を担当する部門)及び業務管理課にメールで回付し、月末日に実際の出荷は行わずに、SAP上の出荷処理のみを倉庫業務部門にて行う。そして、実際の製品の出荷は、先行売上リストに記載された本来の出荷日(翌月初頃)に行われる。更に、SAP上の出荷処理に伴い、業務管理課においてインボイス発行処理を行って該当する製品の売上が計上されるが、当該インボイスについては、売上先行計上日ではなく本来の出荷日に応じた支払期日となるよう、SAP上の支払期日の変更を行った上で、顧客にインボイスを発送する。

なお、上記においては、倉庫業務部門における出荷処理について、当月末に先行して出荷処理を行う場合を述べたが、売上先行計上の他の類型としては、実際の出荷日(翌月初)に出荷処理を行った上で、その後、出荷日を売上先行計上日(当月末)にSAP上で改ざんする方法も行われていた。但し、この方法は、売上先行計上が始まった初期の頃に行われていたものであり、徐々に当月末に先行出荷処理を行う方法のみになったとのことである。

また、当委員会のヒアリング及び関連帳票の確認結果によれば、売上先行計上を行った売上について、実際の製品と紐づかない架空売上は存在せず、実際の受注があり、月末までに生産を完了して製品在庫とすることができる製品について、翌月初の売上を当月末に前倒して売上先行計上を行ったものである。したがって、売上計上に伴って実在する在庫を売上原価に計上する処理も行われているため、売上先行計上による損益影響額は、当該売上に係る売上総利益額(=売上-売上原価)となる。

上記のように、売上先行計上に当たっては、生産管理部、倉庫業務部門及び業務管理課の三部門が連携することより、一連の生産・出荷・売上計上が行われている。この結果、システム上は通常の売上計上と同様の処理で売上が先行計上されており、会計監査人に発覚することなく不適切な会計処理を行うことが可能となったものと考えられる。

## (2) 会計上の問題点

上記の売上先行計上は、本来は次月の売上としか認められない売上について、当月の売上であるように装うものであり、かかる売上の先行計上は不適切な会計処理であると認められる。したがって、当月の売上及び売上原価の計上は取り消され、実際に出荷が行われた次月に売上及び売上原価の計上が行われる必要がある。

### (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

売上先行計上は、当期の売上を増加させるが、翌期においては逆に当期に先行計上した分、売上が減少するものであり、これを修正する場合には、当期の売上を減少させて翌期の売上として計上し直す処理が必要となる。したがって、当期における売上先行計上額が大きい場合には、翌期において売上先行計上をしていたとしても、当期の売上先行計上額の戻し処理が翌期の売上先行計上額を上回り、最終的な修正による影響としては、翌期に売上の増額が必要となる場合もある。

下表においては、2016年3月期において過去の売上先行計上額の戻し処理の影響で、売上高が大幅な増額修正となっている。

また、上記戻し処理の影響で、各期の修正部分の原価率にも大きな歪みが生じる結果となっている。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上高		△69,748	△309,441	421,761	△13,793	△13,377	15,354
売上原価		△66,834	△341,555	453,363	△33,479	△448	19,415
税金等調整前当期純利益		△2,914	32,114	△31,602	19,685	△12,929	△4,060
受取手形及び売掛金	-	△71,612	△422,214	-	△14,382	△26,344	△12,150
製品	-	68,620	453,851	-	34,909	33,245	15,295

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 4 デビットノートによる売上の先行計上

### (1) 不適切な会計処理の概要

2000社において、PSI 会議にて課題となった月次売上及び利益目標の未達額を達成するため、不適切な会計処理として、デビットノートの発行による売上の先行計上

(以下「DN 先行発行」という。)が行われていた。DN 先行発行は、2012年頃から2019年3月までの期間、主要な顧客を含む計7社に対して合計9回実施されている。

DN 先行発行は、製品の出荷が行われておらず、かつ、顧客への請求の同意も得られていない段階において売上の先行計上を行うものであるが、上記3に記載の不適切な会計処理とは異なり、対応する売上原価が未計上であるため、売上を先行計上した段階では、当該先行計上額の全額が利益のかさ上げとなっている。

DN 先行発行の具体的なプロセスは、以下のとおりである。

売上計上の際に、SAP上で通常の出荷手続を行ってしまうと、実際に顧客へ製品の出荷がなされるため、DN 先行発行においては、製品の出荷を伴わないデビットノートの発行を行うことにより売上の先行計上を行っていた。これらの不適切な会計処理は、上記3に記載の先行売上リストを用いた組織的な売上先行計上とは異なり、営業担当者の主導によるものであり、当該売上の計上を行った翌四半期にSAP上においてクレジットノートの発行登録を行うことで、売上(先行計上したデビットノート)の取消処理を行っている。すなわち、顧客へ実際の製品出荷が行われる時点(本来の売上計上時点)で、先行計上分のデビットノートによる売上を取り消した上で、本来の売上計上をSAP上で行っており、その結果、翌期においては、結果的に正しい売上金額のみが計上されることとなる。

## (2) 会計上の問題点

上記(1)のとおり、会計上は本来、製品の出荷時に売上を計上すべきところ、出荷を行っていない段階において売上計上を行い、翌期にその先行計上した売上の取消しを行った上で正規の売上計上を行っている。最終的には正規の売上金額のみが計上されることとなるものの、売上計上を行うべきでない会計期間において先行して売上計上が行われており、また、当該売上が先行計上された時点においては売上原価が未計上であり、適切な期間損益計算がなされていない点が、不適切な会計処理であると認められる。

## (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、当該不適切な会計処理は、売上のみを用いた手法であるため、売上原価の修正は要しない。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上高		8,537	△6,596	△74,487	73,725	—	△29,945
税金等調整前当期純利益		△8,537	6,596	74,487	△73,725	—	29,945
受取手形及び売掛金	△8,005	—	△7,216	△76,629	—	—	△29,972

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

### 第3 売上原価等に関する不適切な会計処理

#### 1 仮買掛金を用いた売上原価及び為替差損益の調整

##### (1) 不適切な会計処理の概要

本件調査の調査対象期間である2014年3月期から2019年3月期までの期間、2000社、2100社、2200社、2300社及び2500社においては、仮買掛金という勘定科目を使用し、2019年3月期期末の残高で約14MUSDの原価の過少計上及び為替差損益を用いた利益の過大計上という不適切な会計処理を行っていた。

仮買掛金とは、中国において使用される会計勘定科目である。中国においては、支出する費用について、発票がなければ税務上費用計上ができないため、実務上、発票の受領時点において経費として計上する会計処理が行われている。しかしながら、取引先から発票が発行されるのは原材料が納入された後になることが一般的であるため、中国の会計上、原材料の納入時において、「借方：仕入／貸方：仮買掛金」という仕訳を行うことで、費用を暫定的な買掛金勘定に計上し、発票受領時に「借方：仮買掛金／貸方：買掛金」という仕訳を行うことで仮買掛金を確定買掛金に振り替えるという会計処理が、通常の会計処理として行われている。

なお、2000社は香港に所在しており、香港には発票やそれに類する税務書類は存在しないものの、SAP上は、UMC中国グループ全体として仮買掛金を一旦計上する処理方法が採用されている。

また、仮買掛金の計上の際には原則、取引先コードが登録されるが、以下に述べるような利益のかさ上げを目的とした不適切な調整仕訳において利用される場合には、実際の取引ではなく支払先がないため、仮買掛金について取引先コードが登録されていない。当該処理は、いわゆる手仕訳における操作でSAPに入力処理されている。

取引先コードのない仮買掛金の相手科目として使用されていた勘定科目は下記のとおりである。

#### ▶ 売上原価項目

売上原価となる科目のうち下記の科目を使用して、売上原価の減額調整が行われていた。

勘定科目	説明
売上原価	-
売上原価-差異-材料仕入差異	PO価格とインボイス価格に差異が生じた場合に通常発生
売上原価-差異-生産オーダー決算差異振替	標準原価と実際原価に差異が生じた場合に通常発生
売上原価-差異-価格再評価差異	標準原価の洗替時に差異が生じた場合に通常発生



➤ 営業外項目

2000 社、2100 社、2300 社及び 2500 社においては、仮買掛金の相手科目として売上原価以外の科目でも「為替差損益」勘定を使用して、利益を増額する調整が行われていることが確認されている。この項目は、2018 年 3 月期以降、為替相場が RMB 安の傾向となり、これらの会社において為替差損が計上されることが増えたため、当該為替差損の計上を排除することを目的として調整を行う場合等に主に使用されている。

当委員会のヒアリングによれば、上記の仮買掛金を用いた利益調整が頻繁に行われるようになったのは、2016 年 11 月に UMC 中国グループの財務部のメンバーに入れ替わりが生じたことに起因する。同時期である 2017 年 3 月期に橋頭工場のビジネスが本格化した、報告される売上原価が多額過ぎると思われたことから、T 氏は、C 氏及び D 氏に相談をし、仮買掛金を使用して売上原価を減らした。その後も、T 氏は、C 氏から高い利益目標が課せられるプレッシャーの中、R 氏に指示し、当該処理を頻繁に繰り返すに至った。当該処理はシンプルで金額の操作も容易であることから、利益調整のために使い易い手法の一つであったものと推察される。

なお、T 氏の UMC 中国グループへの赴任前においても、取引先コードがない仮買掛金を使用した処理が散見されるが、当時の処理を把握していたのは、XXXXXXXXXX S 氏のみであり、本件調査においては、その目的や意図について確認することができなかった。

【あるべき仮買掛金の発生仕訳】

	借方	貸方
仕入時	仕入	仮買掛金-取引先コードあり
インボイス受領時	仮買掛金-取引先コードあり	買掛金-取引先コードあり
代金支払時	買掛金-取引先コードあり	現預金

【利益調整目的で行われる仮買掛金の発生仕訳】

	借方	貸方
発生時	仮買掛金-取引先コードなし	原価科目or為替差損益

また、上記の利益調整目的の仕訳を行うことによって、仮買掛金残高明細には一部取引先コードがない仮買掛金の借方残が発生するが、UMC 中国グループにおいては、EY 香港への監査対応時に提出する仮買掛金の取引先別年齢表を加工し、取引先コードがない仮買掛金のマイナス残高と第三者取引先との間の仮買掛金残高を相殺した虚偽の資料を提出していた。

## (2) 会計上の問題点

利益調整目的で行われる仮買掛金を使用した仕訳は、取引実態が存在しない上、仮買掛金科目を通じて原価金額又は為替差損を不正に減額するものであり、不適切な会計処理であることは明らかである。当該不適切な会計処理の結果、財務諸表において、買掛金及び売上原価又は為替差損が過少計上になっている。

## (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、2014年3月期期首における買掛金の減額修正は、同時点において、内容が不明な仮買掛金が負債として計上されていたため、減額修正を行う必要があると評価したものである。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		△103,646	86,050	70,302	390,372	86,966	1,059,159
営業外費用(為替差損)		-	-	-	-	44,344	73,404
税金等調整前当期純利益		103,646	△86,050	△70,302	△390,372	△131,310	△1,132,564
支払手形及び買掛金	△13,920	3,658	98,956	141,675	528,058	647,349	1,789,189

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 2 10.5 問題時点で未処理となった買掛金残高の差異

### (1) 不適切な会計処理の概要

本章第1・4に記載のとおり、UMC 中国グループにおいては、2011年9月のSAPの導入に伴い、2011年8月末の在庫について実地棚卸を行い、その結果得られたデータをSAPに一括入力し、その他の勘定科目については8月の月次決算上のデータを一括入力した。そしてこの際に、財務担当者が、SAPに入力された各勘定科目の明細を照合精査したところ、一括入力された買掛金明細と貸借対照表上の買掛金勘定残高との間に不突合（買掛金の計上不足）があることが発見された。

当該買掛金差異の金額は約10.5MUSDとの社内調査結果に基づき、約7.9MUSDが2012年3月期のUMCグループ連結決算において、期首利益剰余金の減少として計上され、約2.6MUSDが2012年3月期の売上原価（買掛金）として計上された。

しかし、当該処理がなされた後に、処理し切れていなかった買掛金残高の差異（計上不足）が存在することが明らかになった。当委員会のヒアリングによれば、本章第1・4に記載のとおり、当該処理を行った2012年3月期が終了する前の2012年3月頃には、UMC中国グループの一部では、実際買掛金残高差異の金額は上記の約10.5MUSDを上回っているとの認識が共有されていた。更に、2013年8月には、D氏からC氏に対しても、10.5問題の処理が不十分であり、数百万USD程度の買掛金残高差異が当該時点においても残存している旨の連絡がなされている。

このように、UMC中国グループ内では、10.5問題で処理されていなかった買掛金残高の差異（計上不足）が存在することが、早くから把握されていた。これらの差異については、遅くともその存在が発覚した時点で適切な調査を行った上で、その金額を確定し、損失を計上しなければならないにもかかわらず、UMC中国グループにおいてはこれらの買掛金の計上不足（売上原価の過少計上）が適切に処理されることはなく、本件調査開始時点においても買掛金の計上不足がなお残存していた。

## (2) 会計上の問題点

上記(1)に記載のとおり、買掛金の計上不足については、遅くとも当該計上不足が発覚した時点で損失計上する必要があったにもかかわらず、UMC中国グループが適切な損失計上処理を行わなかったことは、不適切な会計処理であると認められる。

なお、本件調査において10.5問題の未処理分であるものと推察できた買掛金の計上不足額（売上原価の過少計上額）は、約4.7MUSDである。

## (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、2014年3月期期首以降、当該不適切な会計処理に係る買掛金の計上不足額は変動していない。もっとも、計上すべき買掛金の金額は、各決算期末日における為替レートをを用いて日本円に換算されているため、為替レートの変動により下表における各年度の連結財務諸表への影響額が変動している。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
税金等調整前当期純利益		-	-	-	-	-	-
支払手形及び買掛金	440,109	481,923	563,165	527,672	529,957	497,610	519,805

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

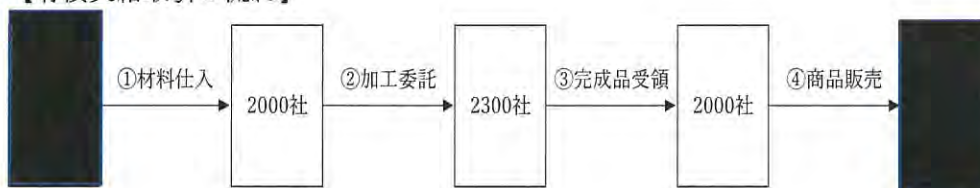
### 3 DD 社との取引における売上原価（買掛金）の未計上

#### (1) 不適切な会計処理の概要

##### ア DD 社との間の原材料の有償支給取引

本章第 2・1 に記載のとおり、UMC 中国グループは、古くから DD 社との取引を行っていた。DD 社との取引においては、UMC 中国グループが自ら原材料を調達する場合の他、2000 社が DD 社より原材料を仕入れ、2000 社から 2300 社へ加工委託を行い、2300 社で加工後に、2000 社から DD 社へ売却する、いわゆる有償支給取引が行われる場合があった。有償支給取引の具体的な流れは、大要下記のとおりである。

【有償支給取引の流れ】



##### イ DD 社に対する買掛金差異の発生

###### (ア) 会計処理手順の省略による買掛金差異の発生

有償支給取引においては、買掛金と売掛金の相殺後の差額が DD 社で計算されて 2000 社に通知され、当該相殺後の差額が入金される（下図「④入金」を参照）。そのため、2000 社ないし UMC 中国グループにおいて、対応する買掛金と売掛金の差額である入金額が正しいかを確認し、認識と異なる場合には何が原因であるかの分析を行う必要がある。その結果、UMC 中国グループにおいて修正すべき差異が発生しているのであれば、売上原価の修正処理が必要となり、DD 社の計算が誤っている場合には、追加入金又は返金の協議を経て、債権債務の適切な調整処理が行われるべきである。

DD 社との有償支給取引時に 2000 社において【行われるべき適切な会計処理】は下記のとおりである。

【行われるべき適切な会計処理】

①検収(PO100)		②インボイス受領(100)		③出荷(200)		④入金(90)	
借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
仕入 100	仮買掛 100	仮買掛 100	買掛 100	売掛 200	売上 200	現金 90	売掛 200
						買掛 100	
						原価差異 10	

このような煩雑な処理を要する DD 社との取引は、2013 年頃から急激に増加しているが、その一方で、UMC 中国グループにおいては財務部の人員は限られており、差異の原因分析が疎かとなっていった。すなわち、差異の原因分析及び調整を行わずに、入金額とそれに対応する売掛金を相殺し、その差額を機械的に買掛金で処理する会計処理（下記【実際に行われていた会計処理】）に移行していった。DD 社との有償支給取引時に 2000 社において【実際に行われていた会計処理】は下図のとおりである。

【実際に行われていた会計処理】

①検収(PO100)		②インボイス受領(100)		③出荷(200)		④入金(90)	
借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
仕入 100	仮買掛 100	仮買掛 100	買掛 100	売掛 200	売上 200	現金 90	売掛 200
						買掛 110	
						-	

買掛金に差異が生じる

また、2000 社の DD 社に対する買掛金に差異が生じた原因としては、インボイスの有償支給原材料単価の認識誤り、追加で発生した加工費や運送費の負担先の認識誤り等が挙げられる。

(イ) 買掛金差異についての認識

DD 社に対する買掛金差異について、少なくとも 2013 年 8 月当時において、C 氏及び D 氏は、これらの本来は損失処理しなければならない可能性がある仮買掛金又は買掛金の借方残高が約 2~4MUSD 生じているであろうことを認識していたが、これらの仮買掛金及び買掛金について、10.5 問題と同様にその内容を調査して一括で損失計上を行うという処理は行われなかった。更に、当委員会のヒアリングによれば、D 氏は、2015 年頃に DD 社と UMC 中国グループとの取引が終了した際も、正確な金額を把握できていた訳ではないものの、合計で約 2~3MUSD 損失計上すべき金額があることを認識していた。

DD 社に対する買掛金差異については、取引終了後の 2016 年 9 月において、帳簿上の買掛金の借方残高が最終的に約 7.7MUSD（本来あるべき残高は取引終了によりゼロ）で確定したため、DD 社に対する買掛金に関する誤った会計処理

金により、買掛金の計上不足となった金額が約 7.7MUSD 生じていることを UMC 中国グループ財務部は把握していたはずである。しかしながら、DD 社に対する買掛金の借方残高については、金額判明後も適切な会計処理は行われず、本件調査開始時点まで帳簿に残存し続けることとなった。

## (2) 会計上の問題点

上記のとおり、DD 社との有償支給取引においては、本来のあるべき買掛金の金額と帳簿上の買掛金の金額に差異が発生していた。UMC 中国グループにおいては、当該差異金額について発生当時はその金額を適時に把握できていなかったものと考えられるが、その差異に対応する金額について売上原価（買掛金）の過少計上により買掛金の差異が発生していた。その後、DD 社との取引終了後、買掛金の借方残高約 7.7MUSD が実態のない残高であることが明らかになったにもかかわらず、適切な会計処理が行われず帳簿に計上され続けた点については、不適切な会計処理であると認められる。

## (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

DD 社の買掛金差異に係る修正は、帳簿上の買掛金残高と本来あるべき買掛金残高との各期の差異金額を修正する処理を行っている。なお、2016年3月期においては、過年度の売上原価を追加計上等したことにより、前期と比較して買掛金の差異金額が縮小しているため、買掛金差異が縮小した金額について、売上原価を減少させる修正を行っている。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上高		48,896	76,330	△10,051	79,903	1	—
売上原価		176,240	△3,644	△145,557	52,685	1,851	—
税金等調整前当期純利益		△127,343	79,975	135,506	27,267	△1,849	—
受取手形及び買掛金	△172,513	△138,700	△78,575	△83,051	△1	0	0
支払手形及び買掛金	632,480	873,467	1,016,727	816,118	873,609	822,990	859,698

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 第4 在庫に関する不適切な会計処理

### 1 過大評価による在庫計上

#### (1) 在庫の過去入荷最高価格への単価調整

##### ア 不適切な会計処理の概要

UMC 中国グループにおいては、2011年9月よりSAPを導入し、原材料についてはSAP内で移動平均法による継続記録を行っている。

しかしながら、2012年3月期について、UMC 中国グループの決算状況が当初の想定を下回り、10.5問題に基づく損失処理額を除外した場合でも約4.8MUSDの営業赤字となることが判明した。そのため、2012年4月に、UMC 中国グループとUMC 本社が協議の上で、2012年3月期の営業利益を、合計約5.05MUSDかさ上げさせるというリカバリープランが策定・実行された。このリカバリープランにおける施策の一つとして、リカバリープランの策定に関わった役職員から、■■■■ V氏に対して、在庫を用いた利益調整の手段について問い合わせが行われ、V氏が期末時点で存在する在庫の単価を過去入荷最高価格に単価調整する方法を考案し、かかる方法により、約0.1MUSDの利益調整が実行された。

また、本章第1・5記載のとおり、上記の利益調整の合計額約5.05MUSDのうち、UMC 本社が負担した約2.1MUSDの取引を除く約3MUSDについては、特段の措置を講じない場合には、翌期の損益がその分悪化する性質のものであった。そこで、2013年3月期においても損益がその分悪化することを避けるために、利益調整が継続されることとなった。また、リカバリープランにおいては、様々な施策が用いられていたが、管理を容易にするため、リカバリープランにおける翌期への影響額については、原材料在庫の在庫単価を過去入荷最高価格に調整するという方法（すなわち、期末の棚卸資産計上額を意図的に増加させ、売上原価を同額だけ過少に計上するという方法）に一本化することとなった。

上記の手法によって意図的に増加させた棚卸資産の評価額は、その翌期以降の払出時の費用となるため、払出時の損益計算書に悪影響を及ぼすこととなるものである。そのため、翌期の損益への悪影響を避けることを目的に、当該手法は、2013年3月期以降も継続して四半期を含む毎期末に繰り返し行われていた。そして、当該手法による調整額については、月次でサブ連結上の利益を簡易的に把握するために策定され、D氏も確認していた「在庫検討表」という資料において、「在庫調整額」として表示することにより管理されていた。

上記の在庫単価調整の具体的な手法は、四半期を含む決算作業の過程で、企画室

が直近 1 年間の原材料の購入記録を集計し、原材料別に「同年内で最も高く購入した仕入価格」リストである「最高単価」リストを作成し、当該リストに基づき財務部が、SAP 上で自動的に移動平均法に基づき算出される原材料単価を「最高単価」リストに記載された単価に直接上書変更することで、期末の棚卸資産計上額が意図的に増加され、売上原価が同額だけ過少に計上される、というものである。

なお、上記の「最高単価」リストを作成した際には、2012 年及び 2013 年は、V 氏から、C 氏及び D 氏らにメールで、過去入荷最高価格を用いることにより水増しが可能な金額についての報告が行われていたが、その後は、XXXXXXXXXX企画室及び財務部の間のやりとりで行われることとなった。

#### イ 会計上の問題点

売上原価及び棚卸資産の金額については、先入先出法や移動平均法のように会計基準で認められた一定の評価方法の下での取得原価により算定する必要がある。

したがって、上記のように、売上原価を意図的に過少計上する目的で、当期 1 年間の仕入実績の中から最も仕入単価の高い「最高単価」により棚卸資産を計上するという会計処理は、不適切な会計処理であると認められる。

#### ウ 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

在庫の単価調整は、当期の売上原価を減額させるが、翌期においては逆に当期に売上原価を減額した分、売上原価が増額することとなる。したがって、当期における在庫の単価調整額が翌期における在庫の単価調整額よりも大きい場合には、最終的な修正による影響としては、翌期に売上原価の減額が必要となる場合もある。下表の 2014 年 3 月期及び 2015 年 3 月期においては、前期の単価調整額よりも当該期の単価調整額が減少したため、売上原価の減額修正となっている。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		△21,673	△179,140	19,265	17,816	85,085	83,352
税金等調整前当期純利益		21,673	179,140	△19,265	△17,816	△85,085	△83,352
原材料及び貯蔵品	△203,359	△203,606	△42,169	△55,254	△70,092	△158,182	△237,377

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える

影響額の記載は省略している



## (2) 標準原価と実際原価の原価差異を利用した利益調整

### ア 不適切な会計処理の概要

#### (7) 標準原価の採用と生産オーダー差異

2100 社、2400 社及び 2500 社は、製品原価計算において標準原価を採用しているところ、各社が使用する標準原価は、過去の実績に基づき算出されており、標準直接材料費、標準直接労務費及び標準製造間接費を設定することにより算出される。標準原価と実際に発生した原価との差額分については、従来、単体決算では売上原価と棚卸資産に SAP 上で自動的に配賦計算が行われている。

この標準原価と実際原価の間の原価差異は、「生産オーダー差異」と呼ばれる棚卸資産の補助科目（貸借対照表上の科目）として計上され、手仕訳と自動仕訳を通して各社の SAP に反映されている。

なお、UMC 中国グループの原価計算規程である「製品原価計算及び管理制度」において、原価差異が過剰になってしまうのを防ぐため、標準原価は 3 カ月に一度見直されることになっているが、UMC 中国グループにおいては、実際には見直しが行われていなかった。

#### (i) 生産オーダー差異の売上原価への振替

上記のとおり、2100 社、2400 社及び 2500 社ともに、2015 年 12 月以前は、生産オーダー差異は発生した月で一旦計上されるものの、当月中には単体決算書で売上原価として認識するために SAP 上で自動的に配賦計算が行われ、振替仕訳が起こされており、結果、期末においては生産オーダー差異の未処理残高が残らない状態となっていた。

しかし、2016 年 1 月から処理方法が変わり、各月の損益計算書への振替仕訳が起こされず、期末まで生産オーダー差異の残高が繰り越される状態となった。また、期末時点の生産オーダー差異の残高については、2400 社及び 2500 社においては借方残高（プラス残）であるものの、2100 社においては、標準原価総額が実際原価総額を上回っていたため大きな貸方残高（マイナス残）となっていた。

上記のとおり、2016 年 1 月以降、生産オーダー差異の残高は、単体決算ではそのまま残り、四半期及び年次のサブ連結の際に SAP 外で売上原価に振り替える連結仕訳が起こされ、その結果、UMC 中国グループのサブ連結決算書上では

生産オーダー差異残高が損益計算書上で反映され、貸借対照表上の残高は消えている。

- 2100 社（生産オーダー差異がマイナス残）における生産オーダー差異に対するサブ連結での通常の調整仕訳例

生産オーダー差異勘定	借方	貸方
単体期末残高	—	生産オーダー差異 100
サブ連結における振替仕訳	生産オーダー差異 100	売上原価 100
連結期末残高	生産オーダー差異 0	—

- 2400 社及び 2500 社（生産オーダー差異がプラス残）における生産オーダー差異に対するサブ連結での通常の調整仕訳例

生産オーダー差異勘定	借方	貸方
単体期末残高	生産オーダー差異 100	—
サブ連結における振替仕訳	売上原価 100	生産オーダー差異 100
連結期末残高	生産オーダー差異 0	—

#### (イ) 利益調整目的の生産オーダー差異の計上

2100 社において、2019 年 3 月に「借方：在庫—実物／貸方：在庫—生産オーダー差異」という手仕訳が起票された。これは、意図的に 2100 社の生産オーダー差異のマイナス残高を増加させるために起票されたものであり、関連する証憑も存在しない。

当該手仕訳は、四半期末又は期末に行われる通常の実物と生産オーダー差異の調整仕訳と異なり、借方科目が売上原価（損益計算書上の科目）ではなく在庫（貸借対照表上の科目）となっており、借方及び貸方ともに貸借対照表上の科目であるため、2100 社の単体決算の利益に影響を及ぼすものではない（下記仕訳例①）。しかし、サブ連結時の修正仕訳において、当該手仕訳により増加した生産オーダー差異も含め、生産オーダー差異の残高に相当する金額について売上原価を減額する調整、すなわち利益を増大することとなる調整が行われるため（下記仕訳例②）、結果としてサブ連結時の利益が過大計上となっている。

- 利益調整目的の仕訳例① 手仕訳により意図的に生産オーダー差異マイナス残高を増加させる仕訳

2100 社単体期末残高	借方	貸方
手仕訳前	—	生産オーダー差異 100
手仕訳	在庫 10	生産オーダー差異 10*
手仕訳後	—	生産オーダー差異 110

- 利益調整目的の仕訳例② 手仕訳を含んだ生産オーダー差異マイナス残高をサブ連結修正で打ち消す仕訳

2100 社連結期末残高	借方	貸方
サブ連結仕訳	生産オーダー差異 110* *上記の 10 を含んだもの	売上原価 110
連結期末残高	生産オーダー差異 0	—

当委員会の R 氏へのヒアリングによれば、これらの手仕訳により利益を調整した目的は、2100 社単体の納税額を引き上げることなくサブ連結時の利益の引き上げを図ることにあつたとのことである。R 氏によれば、T 氏及び U 氏から、方法は問わないが目標利益額を達成するために約 1MUSD の利益の水増しが必要であると伝えられ、生産オーダー差異を利用する処理を思いついたとのことである。

R 氏によれば、「税負担率」(支払法人税 ÷ 売上) について、中国国内法人の単体の税務を担当するローカルの会計事務所からは推奨レベルは 0.75% であるとの説明を受けていたところ、2019 年 3 月期には税負担率が 0.75% をわずかに上回る水準となっており、課税所得の増加を回避しつつ、サブ連結レベルでは利益を引き上げる方策として、上記の不適切な会計処理を行ったとのことである。

#### イ 会計上の問題点

上記ア(ウ)に記載の 2100 社における生産オーダー差異のマイナス残高を増加させるための仕訳は、その後、連結調整として売上原価がマイナスされる振替仕訳が行われることを前提に、サブ連結上の利益を水増しすることを目的としたものであり、不適切な会計処理であると認められる。

#### ウ 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		-	-	-	-	-	121,844
税金等調整前当期純利益		-	-	-	-	-	△121,844
製品	-	-	-	-	-	-	△121,501

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 2 2400 社における架空在庫の計上

### (1) 不適切な会計処理の概要

2000 社は、2015 年 ■■■■■ に、EE 社からその完全子会社である FF 社の全株式を取得し、これにより FF 社は 2000 社の完全子会社として、UMC 中国グループの一部となった。その後 FF 社は社名を変更し、現在は 2400 社として成形事業を営んでいる。なお、FF 社は東莞市常平に常平工場を保有しており、2015 年 ■■■■■ の買収当初は常平工場において成形事業を営んでいたが、2400 社への社名変更後、2016 年 7 月に橋頭工場での操業が開始されたことに伴い、常平工場は閉鎖され、成形事業は橋頭工場に移管された。

本件調査により、2000 社が FF 社の全株式を取得し、完全子会社化した 2016 年 3 月期第 2 四半期において、実物がない一部の金型在庫が 2400 社の個別財務諸表上で資産計上されていることが判明した。

実物がない棚卸資産については、当然ながら資産計上を行うことは認められない。そこで、UMC 中国グループにおいては、実物がない棚卸資産に対して評価性引当金を計上することで、実物がない棚卸資産を減額し、結果的に EE 社に棚卸資産として計上しないようにする会計処理を行った。

すなわち、2016 年 3 月期第 2 四半期の 2400 社に係るサブ連結仕訳において、実物がない金型在庫が 2400 社、ひいては UMC 中国グループの棚卸資産として約 14.9MRMB 計上され、また、これに対する評価性引当金として約 14.5MRMB が計上され、純額として約 0.4MRMB が資産計上されている。なお、上記の会計処理を行った目的は、FF 社 (2400 社) が使用していた会計データを UMC 中国グループが引継ぐに当たっての調整項目を、全てサブ連結時に反映させることにあったとのことである。

その後、2400 社では、2016 年 3 月期第 2 四半期期末時点で計上していた実物がない金型在庫について、利益水準との兼ね合いから、2017 年 3 月期に一部費用化する会計処理を行っている。また、これに合わせ、サブ連結仕訳において、2400 社が

個別財務諸表上で費用処理した金額の範囲内で、サブ連結の利益水準を勘案しながら、実物がない金型在庫に対して計上していた評価性引当金の取り崩しを行っている。

なお、当該金型在庫と評価性引当金に関する UMC 中国グループにおける帳簿価額の推移は下記のとおりである。

(単位：RMB)

	2015年9月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
不存在金型の帳簿価額	14,926,210	14,926,210	9,783,538	9,783,538	9,783,538
上記に対する評価性引当金計上額	△14,470,061	△11,049,825	△6,549,519	△6,549,519	△6,549,519
純額	456,149	3,876,385	3,234,020	3,234,020	3,234,020

## (2) 会計上の問題

毎年 3 月に橋頭工場の在庫の实地棚卸が行われるが、その都度、橋頭工場の在庫担当者から、実物がない金型在庫について ██████████ W 氏に報告がなされ、W 氏はこれを R 氏に報告していたが、意図的に廃棄損の計上はされないままとなっていた。

実物のない棚卸資産と、これに対応する評価性引当金を常に整合させていれば、会計上においては架空の資産計上は行われなかったこととなるため問題は生じない。しかしながら、2016 年 3 月期において、評価性引当金を意図的に取り崩し、評価性引当金の戻入れにより費用を過少計上させていることは、2016 年 3 月期以降において架空の資産を計上することともなり、不適切な会計処理であると認められる。

## (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、2016 年 3 月期においては、評価性引当金の戻入れにより棚卸資産の引当金控除後の簿価が増額され、売上原価が過少計上となっているため、売上原価を増額修正している。その一方で、2017 年 3 月期においては、評価性引当金の戻入れ額以上に棚卸資産簿価が直接減額されているため、棚卸資産の引当金控除後の簿価が増加している。その結果、同期は売上原価が過大計上となっているため、売上原価を減額修正している。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		-	-	69,495	△10,350	-	-
税金等調整前当期純利益		-	-	△69,495	10,350	-	-
製品	-	-	-	△63,823	△49,480	△50,988	△49,739

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

### 3 仕損品の在庫計上

#### (1) 不適切な会計処理の概要

UMC 中国グループにおいては、取引先からの電子機器に係る受注生産事業を主に営んでおり、その製造活動の過程で仕損品（原材料、仕掛品及び製品）が恒常的に生じている。

製造過程において生じた仕損品については、適時に製造部や倉庫業務部門で移動伝票を作成し、各部門の上司が内容を確認の上承認し、製造工場から別の保管用倉庫に一定の期間毎に移管し、製造工場内の正常品とは区別して現物管理を行っている。

上記の仕損品については、修理して使用・再販できるものは一定の資産価値があるものの、その大半は使用・再販できず、資産価値はないものである。したがって、検査の結果、価値がないと評価された仕損品については、価値がないことが判明した会計期間において、費用処理を行う必要がある。

しかし、仕損品の廃棄については、最終的な意思決定として董事長の承認が必要とされていたところ、仕損品の廃棄は、会計上の利益を押し下げる要因であるため、UMC 中国グループにおいては、C氏が董事長に就任して以来、製造部及び倉庫業務部門が適宜仕損品の廃棄の稟議申請を行っても、原因を調査する必要がある等を理由として、長期間にわたり稟議承認は行われていなかった。その結果、UMC 中国グループにおいては、適時に廃棄処理されず、会計上も費用処理が行われていなかった仕損品が多数存在している。このように廃棄稟議を承認しなかった理由について、C氏は当委員会のヒアリングにおいて、仕損品に対する換金可能性を再調査させる目的であったと述べるが、実際には仕損品の廃棄処理及びそれに伴う費用処理を行うと、UMC 中国グループの利益を押し下げることとなるため、多額の不良在庫について廃棄処理をせず、保管倉庫に保管していたと考えられる。

#### (2) 会計上の問題点

上記のとおり、製造活動の過程で生じた仕損品については、少なくとも会計上は発生した会計年度で費用処理しなければならないものである。換金可能性を確認するために必要な一定期間は費用処理をしないことが許容され得るものの、長期間にわたり正常品と同様に棚卸資産として計上し、費用計上を先送りするという会計処理は、不適切な会計処理であると認められる。

### (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正として、棚卸資産の簿価を評価減する必要があるため、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		54,780	27,794	93,100	70,262	116,946	24,905
税金等調整前当期純利益		△54,780	△27,794	△93,100	△70,262	△116,946	△24,905
製品	△11,651	△29,025	△25,013	△31,725	△24,426	△109,568	△106,986
仕掛品	△17,903	△44,221	△85,995	△145,281	△211,373	△213,626	△220,936
原材料及び貯蔵品	△10,926	△27,442	△37,107	△46,722	△58,091	△75,938	△102,202

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 4 棚卸資産に対する評価性引当金 (PROVISION) の過少計上

### (1) 不適切な会計処理の概要

#### ア PROVISION の計上基準

棚卸資産については、その取得原価が正味実現可能価額を下回った場合には、当該棚卸資産の評価額を正味実現可能価額まで引き下げる必要がある。

UMC 中国グループ各社は、棚卸資産について、上場前の 2014 年 3 月期より評価性引当金を計上することとしているところ、この棚卸資産に対する評価性引当金を PROVISION と呼び、各四半期末において、下記の計上基準により要引当額を計算して四半期毎に計上している。なお、サブ連結決算書上は、当該 PROVISION は棚卸資産から直接控除する形式で表示されている。

UMC グループにおいては、2014 年 6 月の執行役員会議で、下記のグループ共通の引当基準（以下「1 年超 3 分類」という。）を設定し、検収から 1 年超の滞留

在庫を、要旨、下記の3種類に分類し、このうち以下に規定する第三分類に該当する棚卸資産について、その帳簿価額の100%相当額のPROVISIONを計上することとされていた。

- ① 将来の売却見込みを示す顧客からのOFが入っているもの、又はサービス部品など、顧客から文書で保有依頼を受けているもの（第一分類：引当不要）
- ② 第一分類に該当しないものの中で、契約上、顧客が棚卸資産を引き取ることとなっているもの、又は顧客に対して請求できる根拠資料があるもの（第二分類：引当不要）
- ③ 第一分類及び第二分類のいずれにも該当しないもの（第三分類：帳簿価額の100%の引当が必要）

#### イ UMC 中国グループにおける PROVISION の計上基準

UMC 中国グループにおいても、本来的には1年超3分類が適用されることとなっており、D氏は会計監査人に対しても1年超3分類が適用される旨の説明を行っていた。しかしながら、XXXXXXXXXXV氏は、2014年6月に1年超3分類が制定される前のPROVISIONの計上基準を継続して適用しており、実際には「2年超の滞留在庫で、契約に明確な買取条項がないもの」を基準としてPROVISIONの金額を計算していた（以下「2年基準」という。）<sup>12</sup>。なお、当委員会のヒアリングによれば、V氏が、2年基準を継続して使用していた理由の一つは、PROVISIONの計上基準を1年超3分類に変更した場合、PROVISIONの計算式が変更され、PROVISIONの金額が従前から大きく変更となるためとのことであった。このような背景の下、UMC中国グループでは、1年超3分類が制定され、D氏から1年超3分類を使用するように指示が行われた後も、従前の2年基準を使用してPROVISIONの金額を算出していた。

なお、UMC中国グループにおける2014年3月期から2019年3月期までの各年度末におけるPROVISIONの計上額は下記のとおりであった。

---

<sup>12</sup> V氏が使用していた基準は、大要、下記の基準であった。

- ① 検収から1年超の棚卸資産で、顧客からのOFが入っていないものについては、停滞資産として扱う（但し、停滞資産は在庫回転率を見るためのものであり、PROVISIONの計上とは関係ない。）
- ② 検収から2年超の棚卸資産で、契約上、顧客が棚卸資産を引き取ることとなっているものについては、PROVISIONの計上対象から除外する。
- ③ 検収から2年超の棚卸資産で、契約上、顧客が棚卸資産を引き取ることとなっていないものについては、その帳簿価額の100%PROVISIONを計上する。



(単位：USD)

	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
Provision	2,031,457	1,207,411	1,149,536	1,150,278	920,347	1,058,127

#### ウ 棚卸資産の滞留年数の洗替処理による偽装

一方、UMC 中国グループにおいては、PROVISION の対象となる長期滞留棚卸資産となっている原材料について、一度出荷（返品）したこととし、その後、再入荷（新規購入）したこととする処理を SAP 上で行うことにより、長期滞留棚卸資産について取得日の洗替処理が行われていたことが判明している。この洗替処理によって、UMC 中国グループにおいては、棚卸資産の滞留年数をリセットし、PROVISION の対象とはならない棚卸資産であるかのように偽装することで、PROVISION の計上を回避していた。かかる洗替処理が行われると、SAP 上、当該棚卸資産は新品として取扱われることとなるため、PROVISION の対象となる棚卸資産が減少し、PROVISION として計上する金額が減少することとなった。なお、当委員会が確認したところ、棚卸資産の滞留年数の洗替処理は、2014 年 10 月（但し、この際の洗替処理の対象となったのは 2014 年 9 月末時点の棚卸資産である。）から 2019 年 2 月にかけて、合計 6 回行われている。

当委員会の V 氏へのヒアリングによれば、こうした棚卸資産の滞留年数の洗替処理は、2014 年 9 月に、C 氏から利益を捻出する方法について V 氏が相談を受けた際に、その時点において PROVISION の対象となっていた在庫を売却するという方法と併せて、棚卸資産の滞留年数の洗替処理を行うという手法も存在することを伝えたところ、C 氏が洗替処理を行うことを決定したことが契機であり、その結果、2014 年 9 月末時点の棚卸資産から洗替処理が行われるようになったとのことである。また、当委員会の D 氏及び V 氏へのヒアリングによれば、棚卸資産の滞留年数の洗替処理については、PSI 会議において議論及び決定されていたとのことであり、PSI 会議の出席対象者である C 氏及び D 氏らは、棚卸資産の滞留年数の洗替処理について認識していたものと考えられる。

こうした C 氏及び D 氏の認識は、複数のメールからも見て取れる。2014 年 12 月の V 氏から C 氏へのメールでは、棚卸資産の滞留年数の洗替処理を行った旨が報告されており、D 氏も CC に含まれている。また、2015 年 12 月には、V 氏と D 氏との間で棚卸資産の滞留年数を洗替処理を実行する在庫の金額的範囲について検討するメールのやりとりが行われており、加えて、同月に V 氏が、購買部の担当者に対して、PROVISION 調整のために原材料の購入記録の変更依頼をしたメールには、C 氏及び D 氏が CC に含まれている。更に、2016 年 12 月に、V 氏が、購買部の担当者に対して、同様に PROVISION 調整のために原材料の購入記録の

変更依頼をしたメールにも、C氏がCCに含まれている。

これらに加えて、上記の2014年12月の洗替処理を行った旨を報告するV氏とC氏とのメールチェーン（D氏がCCに含まれている。）においては、滞留年数の洗替処理を実行して新規購入扱いとなった原材料についての会計監査人対応も検討されている。具体的には、滞留年数の洗替処理を行った原材料を使用する製品（親機種と呼ばれる。）が、SAP上の原材料構成表（BOM）に、生産終了等によって現行製品として登録されていない場合には、使途のない原材料を新規に購入していることになり、会計監査人に疑義を持たれる可能性が高いため、洗替処理を行った原材料の親機種が存在するかのように偽装することをC氏が提案する等、会計監査人に洗替処理が発覚することを回避するための方策が検討されている。

これらのメールの記載からすれば、C氏及びD氏は棚卸資産の滞留年数の洗替処理について積極的に関与・承認していたと言える。

#### エ 架空のOFの計上

また、V氏は、上記の棚卸資産の滞留年数の洗替処理の他に、架空のOFを計上することにより実際よりもOFを水増しし、V氏の分類によれば在庫の回転率を見る指標として使用していた停滞資産<sup>13</sup>となる在庫の金額（なお、仮に、1年超3分類を正しく適用した場合には、停滞資産はPROVISIONの計上対象となる。）を少なく見せるという操作も、2014年3月から2019年まで毎四半期末に行っていた<sup>14</sup>。

例えば、V氏は、2015年10月に、OFを水増しした場合の停滞資産の金額を複数案記載したメールをD氏に送付し、D氏は、その案のうちの1つを選択するという形でOFの水増しに主体的に関与していた。加えて、PROVISIONに関連する資料として、V氏は、①真実のOFを基礎に、停滞資産の金額を算定した社内用資料及び、②水増ししたOFを基礎に停滞資産を算定した金額（真実の金額よりも過少計上となっている。）が記載された会計監査人用資料の2通りの資料を作成しており、少なくとも2019年6月末時点の資料については、社内用及び会計監査人用のいずれも、V氏からのメールによりC氏にも共有されていた。

結果的に、UMC中国グループにおけるPROVISIONの金額は2年基準に基づいて算出されていた金額であるため、OFの水増しによってPROVISIONの金額が実際に減少した訳ではないものの、1年超3分類に基づき正式に計算を行った場合には、PROVISIONの金額を減少させるものであった。

<sup>13</sup> 脚注12参照。検収から1年超の棚卸資産で、顧客からのOFが入っていないものを意味する。

<sup>14</sup> 但し、V氏の認識では、架空のOFの計上は、PROVISIONの金額に直結するものではなく、在庫の回転率の指標となる停滞資産を算出する際に使用されるものに過ぎなかった。

## (2) 会計上の問題点

上記のように、UMC 中国グループにおいては、①UMC グループに適用される 1 年超 3 分類ではなく、独自の基準である 2 年基準で PROVISION の計算を行い、② PROVISION の金額を減少させるために、棚卸資産の滞留期間を偽装する洗替処理を行ったり、③1 年超 3 分類に基づき正式に計算を行った場合には、PROVISION の計上額を減少させることとなる OF の水増しを行う等の不適切な処理を行っていた。

これらは、UMC グループで、グループ共通の引当基準として定められた 1 年超 3 分類に明らかに反するものであり、結果的に、PROVISION の計上不足を生じさせた不適切な会計処理であると認められる。

## (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、下表の影響額は、本件調査の過程において UMC グループとして定めた PROVISION の計上基準に基づき算出された金額と、UMC 中国グループが実際に計上していた金額（簿価）との差額として算定したものである。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		△30,120	127,425	△88,543	104,625	82,723	8,106
税金等調整前当期純利益		30,120	△127,425	88,543	△104,625	△82,723	△8,106
製品	—	△26,058	△19,363	△15,720	△89,800	△129,693	△140,286
仕掛品	—	△87	△91	△54	△1,030	△1,456	△2,252
原材料及び貯蔵品	—	57,061	△83,830	1,847	△29,470	△74,878	△68,126

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 5 UMC メキシコへの事業移管により生じた損失の架空在庫計上

### (1) 不適切な会計処理の概要

UMC 中国グループは、2017 年 3 月頃より、GG 社より ████████ 製品を受注し、製造・納品する取引を開始した。この GG 社との取引について、UMC 中国グループで

は、まず輸出ライセンスを保有する 2000 社が GG 社より受注し、2000 社が 2200 社に対して加工委託し、2200 社が加工後に 2000 社へ出荷し、最終的には輸出ライセンスを保有する 2000 社が GG 社に販売するという商流で取引を行っていた。

その後、UMC グループにおいては、2019 年 2 月頃に GG 社向け製品の生産を UMC 中国グループから UMC メキシコに移管することが決定され、製品の販売についても、2000 社から GG 社へ販売する商流から、UMC メキシコから GG 社へ販売する商流へ変更されることとなった。

しかしながら、UMC メキシコと GG 社間での新規契約締結に時間を要したため、2019 年 3 月に GG 社に納入する予定であった製品については、従来どおり 2200 社において製造され、2000 社を通じて UMC メキシコに販売し、GG 社に納品する形となった。

その一方で、同時期に、2000 社では GG 社向け製品の標準原価（2200 社からの購入原価）の単価設定に誤りが生じ、在庫の簿価が過大になっていた。UMC 中国グループは、2019 年 3 月中旬にはこの問題を把握したが、在庫の簿価の修正を行うことで 2019 年 3 月期の UMC 中国グループの利益が悪化することを避けるために、T 氏及び V 氏は、C 氏に相談し、2019 年 3 月末時点では在庫の簿価を適切な評価額に修正しないこと、更には、当該簿価を修正しない場合には製品を販売した際に多額の売却損が生じることから、2019 年 3 月期における売却損の実現も回避するために、2000 社からの出荷を 2019 年 4 月以降に行うことの指示を受け、これを実行した。

上記を受け、2000 社は、GG 社向け製品を 2019 年 5 月に UMC メキシコに対して出荷したが、この出荷により、①過大計上となっていた在庫を適切な単価に修正することによる売上原価の増加による売上総損失、及び②修正後原価を下回る売価で販売したことからの売上総損失が発生することとなった。

しかしながら、2020 年 3 月期第 1 四半期の損益が大きく落ち込むことを回避するため、当該売上総損失相当額については、財務部で検討の上、その全額を在庫として架空計上し、一定期間をかけて費用処理することとした。

具体的には、損失を徐々に認識するために、毎月、架空在庫として計上されている棚卸資産の一部を架空の固定資産に振替計上し、それ以降において減価償却費として費用化するという手法を採用した。

## (2) 会計上の問題点

上記のとおり、2000 社において 2019 年 3 月期の在庫金額が誤計上によって過大に計上され、その結果として売上原価が過少に計上されていることを把握したにもかかわらず、2019 年 3 月期に修正を行わなかったことは、不適切な会計処理である

と認められる。

加えて、2019年5月の販売により生じた売上総損失は、その取引が実現している以上、いかなる方法であっても損失を繰り延べることは、不適切な会計処理であると認められる。

### (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、GG社向けの製品についての2000社での単価設定誤りは、当該製品の製造開始時である2017年4月から発生していたため、2018年3月期期末においても売上原価の修正が必要となっている。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		-	-	-	-	12,419	375,958
税金等調整前当期純利益		-	-	-	-	△12,419	△375,958
製品	--	--	-	-	-	△11,904	△368,733

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 第5 その他の不適切な会計処理

### 1 為替差益の過大計上

#### (1) 不適切な会計処理の概要

##### ア 2000社と2100社との販売取引における売掛金の決済の状況

2000社（機能通貨 USD）は2100社（機能通貨 RMB）に対して、原材料を販売する取引を継続的に行っていた。当該取引はUSD建であったが、販売代金はUSDとRMBの為替レートに応じ、RMBで2100社から支払われていた。しかしながら、2000社では売掛金の回収取引を誤ってRMB建取引として記帳していた。

その結果、2000社の会計帳簿上、表面的には代金回収によって2100社に対する売掛金残高は減少するものの、売掛金残高の内訳としては、販売時に計上されたUSD建の売掛金（借方残高）と代金回収時に計上されたRMB建の売掛金（貸方残高）が両建で計上される状態となっていた。そして、2000社の売掛金の帳簿上のRMB建の売掛金（貸方残高）は、SAP上で毎四半期末にUSD建に換算され、その際にはHR（取引時の為替レート）からCR（四半期末の為替レート）に評価替えされるため、当該換算時の差額が為替差損益として毎四半期末において損益計上されていた。

##### イ 過大な為替差益の計上と為替差益の消込みの遅延

このように2000社と2100社の取引が継続される中、2016年3月期のサブ連結決算書の作成過程で、2000社に多額の為替差益が計上されていることを2000社の財務担当者が認識し、S氏に報告した（この時点では影響額は特定されていないが、2016年3月期に過大計上された為替差益は約3.1MUSDであったことが後日判明した。）。

2000社の当時の外貨建取引の状況からすると、多額の為替差益が生じるのは不自然であったことから、その対応についてS氏及び相談を受けた ██████████ X氏は、D氏に対応を確認したが、為替差益の発生原因を直ちに解明できないこと、及び当該為替差益を含めた数値で既に社内で業績報告をしていたことから、2016年3月期においては当該為替差益をそのまま計上することとした。

##### ウ RMB建の売掛金（貸方残高）の消込み

上記のとおり、RMB 建の売掛金（貸方残高）及び当該売掛金に基づく 2016 年 3 月期の為替差益の発生原因は事務処理の誤り（誤謬）である。しかしながら、2016 年 3 月期においては、その原因は特定されず、その後も USD と RMB の為替レート変動によって本来は発生しない為替差損益が生じることとなった。

その一方、X 氏は UMC 中国グループから UMC 本社に異動となった後も、当該為替差益の原因分析を引き続き行い、2017 年 12 月頃にはその原因及び SAP 上での修正方法を解明した。もともと、当該誤謬を修正すると為替差損が発生するため、X 氏は D 氏と相談の上、当該為替差損に見合う為替差益がサブ連結で発生するタイミングで段階的に修正することとした。

結果的に 2000 社では 2018 年 3 月期に大部分の金額を修正し、為替差損約 4.2 MUSD（為替レートの変動により、16 年 3 月期よりも修正すべき金額が増加している。）を計上しているが、2019 年 3 月末の時点においても、2000 社においては 2100 社に対する RMB 売掛金（貸方残高）が若干残存している。

#### エ 売掛金を相手勘定とした手仕訳による為替差損益操作

UMC 中国グループにおいては、上記アの他にも外貨建取引の記帳ミスに基づく実態と合致しない為替差損益が幾つか計上されている。

2016 年 3 月期に為替差損益の異常を認識して以降、X 氏がその原因を把握し SAP 上での処理を是正するまでの間、UMC 中国グループの財務担当者は為替差損益の異常を対症的に是正する目的で売掛金を相手勘定として為替差損益を増減させる仕訳を手仕訳で計上しているが、当該金額は UMC 中国グループ各社の損益計算書上の為替差損益の金額全体を見ながら決定されており、必ずしも正確な金額ではなかったと考えられる。

加えて、UMC 中国グループの財務担当者は、上記仕訳を計上することで為替差損益を不適切に調整できることを認識しており、利益操作目的でも同様の仕訳を計上していた。

#### (2) 会計上の問題点

上記のとおり、2000 社において 2100 社に対して誤って RMB 建取引として売掛金の消込処理を行い RMB 建の売掛金（貸方残高）を発生させたこと及び当該売掛金に基づき為替差益が過大に計上されたこと自体は誤謬に基づくものである。しかしながら、為替差損益が異常値を示していることを認識していながら、その原因究明と適切な財務数値への修正を直ちに行わず、UMC 中国グループの業績を見ながら修正を行った点は不適切な会計処理であると認められる。また、この他にも利益操作目的

で為替差損益を変動させる仕訳を計上しており、これも当然に不適切な会計処理であると認められる。

### (3) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。当該影響額は、本来あるべき為替差損益の金額と計上されていた為替差損益の差額を修正することで、誤った事務処理から生じた為替差損益及び利益操作目的による為替差損益の計上を一括修正している。かかる修正により、基本的には計上していた為替差益を取り消す修正（為替差損の計上）を行うこととなる。但し、2018年3月期はそれまでに累積していた誤った為替差益を取り消す処理を UMC 中国グループで行っていたため、2018年3月期の修正としては、当該処理を取り消す方向の修正となり、為替差損を取り消す修正（為替差益の計上）を行うこととなる。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
営業外費用(為替差損)		36,988	△58,415	676,540	358,979	△1,181,287	215,654
税金等調整相当期純利益		△36,988	58,415	△676,540	△858,979	1,181,287	△215,654
受取手形及び売掛金	△916	△38,975	18,361	△617,378	△993,660	198,262	△8,710

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 2 建設仮勘定を利用した原価の繰延べ

### (1) 不適切な会計処理の概要

2100 社においては、①原材料－購買価格差異及び②原材料－関税という勘定科目について、毎月費用化する処理を行っていた。また、①及び②については、いずれも原価に該当するものの、原材料元帳には連動していない勘定科目であるため、原材料を払い出しても勘定残高から自動で取り崩しが行われず、財務部が、毎月発生した残高を当月に費用化する運用としていた。

しかしながら、2100 社においては、①原材料－購買価格差異については、遅くとも 2018 年 10 月から、毎月全額を費用化する処理を停止しており、棚卸資産としての原材料－購買価格差異の残高が、2019 年 3 月時点で約 2.8MRMB となっていた。

また、②原材料－関税という原価の勘定科目についても、2018 年 12 月までは毎月全額が費用化されていたが、2019 年 1 月以降は、その理由の詳細は不明であるも



の、毎月全額を費用化する処理は停止しており、棚卸資産（原材料）残高として積み上がった状態となった。2019年1月には、UMC中国グループの財務部内での協議の結果、2100社における実際の取引とは関係なく、利益調整を目的として、売上原価を減額して原材料－関税を増加させるという仕訳も行われ、売上原価が約6.2MRMB過少計上された。これらの行為の結果、2100社においては、棚卸資産としての原材料－関税の残高が、2019年3月末時点で約7.7MRMBとなっていた。

以上のような経緯で①及び②について積み上がった原材料の原価勘定の累積残高については、2019年3月に、期末を迎えるに当たり、UMC中国グループの財務部内で問題視され、これらの原価勘定の残高を無くしつつ、かつ、売上原価にこれらの原価勘定の残高相当額を計上することで利益が減ることは避けるという目的で、UMC中国グループの財務部内で協議の上、①については2019年2月付け、②については2019年3月末付けでこれらの建設仮勘定への振替処理が行われている。

## (2) 会計上の問題点

上記①及び②については、本来、2100社においては、毎月売上原価に振替処理して費用化されていた勘定科目であったところ、これらについて月次の費用化を停止することは適切な会計処理とは言えず、かつ、これらを建設仮勘定に計上すべき理由は存在しない。少なくとも、これらの原材料の原価勘定の残高についての建設仮勘定への振替処理は、意図的に費用を繰り延べ、2100社の利益の悪化を避けることを目的として行われたものであるから、不適切な会計処理であると認められる。

## (3) 連結財務諸表への影響

上記の不適切な会計処理の修正として、建設仮勘定に計上された購買価格差異及び関税費用を売上原価に修正する必要があるため、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

(単位：千円)

	2014/3期首	2014/3期	2015/3期	2016/3期	2017/3期	2018/3期	2019/3期
売上原価		-	-	-	-	-	174,788
税金等調整前当期純利益		-	-	-	-	-	△174,788
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	△174,296

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

### 3 その他の類型

本件調査において、上記の他にも、金額が少額であるため、詳細については本調査報告書での記載は行わないものの、UMC 中国グループ等における下記の不適切な会計処理が確認されている。下記の不適切な会計処理による影響額は、第 5 章第 2 (調査で判明した不適切な会計処理による連結財務諸表科目への影響額) の「その他の類型」として金額的影響を記載している。

- 2400 社において、製品出荷時に使用されていた梱包材の一部について会計処理(費用処理)がなされていなかった。なお、2400 社の財務担当者は、当該事実を過去に発見していたものの、本件調査開始時点まで修正処理を行っておらず、結果的に資産として計上されていた。
- 2300 社が平湖工場及び坂田工場において行っていた製造活動を、2016 年 7 月に 2500 社に移管するにあたり、棚卸資産を全て譲渡したが、当該譲渡対象の棚卸資産には不良品が含まれていた。その後の 2500 社での製造活動で生じる不良品と併せて、2500 社が保有する不良品の廃棄についての稟議書は起案されているものの、廃棄が承認されず、本件調査開始時点において正常品と同様に資産計上されていた。
- 2500 社において、2017 年 10 月に、DD 社 [REDACTED] [REDACTED] 固定資産に係る除却・売却の会計処理が行われておらず、また HH 社関連の機械装置等についても、過去に廃棄済であるものの廃棄処理が行われていなかった。財務担当者は、除却・廃棄処理がなされていないことに気づいた後も、適切な会計処理を行わず、減価償却費を計上し続け、その結果、上記のような既に存在しない固定資産が、本件調査開始時点において、固定資産に計上されたままの状態になっていた。
- 2000 社において、GG 社向け製品について 2019 年 3 月期に輸出した際に生じた高額のアメリカ制裁関税を費用処理せず、長期前払費用として資産計上することで費用が過少計上されていた。
- UMC 中国グループにおいて、年度末決算の過程で利益を過大計上するために、発生済であるものの支払期日が翌年度となる人件費や消耗品費等の経費科目の一部について、未払費用として計上しない(又は費用を未収入金へ振替処理する)という手法が採られていた。
- 2200 社で 2019 年 3 月期に廃棄した棚卸資産の一部について、一時的な費用計上を避けるために、長期前払費用として資産計上することで費用が過少に計上されていた。

- UMC 中国グループは、UMC 本社に対して、特定の取引先向け製品専用の検査装置（機械装置）を製造・販売した。当該検査装置の精度は、当該取引先の仕様水準を満たさなかったため、これを除却する必要があったが、UMC 中国グループの損益の悪化を避けるため、C 氏の指示により、UMC 本社においても 2019 年 3 月期に行うべき除却処理を翌期に繰り延べた。

## 第6 その他の問題点

当委員会は、本件調査を進める中で、上記の不適切な会計処理には直接関係しないものの、会計資料を含めた書類保管に関する問題点を確認したので、代表的な例について、ここで簡潔に記載する。

- UMC 中国グループ各社の書類保管に関わる従業員の中には、書類保管に関する規程の存在及び内容を知らない者が複数名存在した。
- UMC 中国グループにおいては、一部の書類について、書類保管に関する規程の教育、適用及び監督を担う部署又は担当者が不明瞭となっている場合が存在するよう見受けられた。
- 工場移転時に、本来であれば保管期限内であるはずの書類について、誤って廃棄をしてしまう場合が存在した。

なお、当委員会は、これらの書類保管の状況及び関連する規程の遵守状況について、UMC 中国グループの役職員に対してヒアリング及び簡易アンケート調査を実施した。

これらの調査の結果、UMC 中国グループにおいて、役職員が書類保管に関する規程を無視して故意に書類を廃棄したといった事情は窺われなかったものの、上記のような書類保管に関する問題点は、UMC 中国グループにおける管理部門の脆弱性を表象するものに他ならない。

## 第4章 類似事案の調査による検出事項

### 第1 UMC中国グループの手仕訳解析における検出事項

#### 1 検出事項の全体像

第1章記載のとおり、当委員会では発見済の不正操作における他の事項の有無及び未発見の不正操作の有無を確認するために、SAPの仕訳データ28,044,482件から手仕訳1,924,538件を抽出し、これに対して不適切な会計処理に係る仕訳の類型に基づき一定の条件で検索を行い、447件の仕訳をサンプリングテストの対象として抽出した。

その結果、第3章第3・1（仮買掛金を用いた売上原価及び為替差損益の調整）、第3章第4・1(2)（標準原価と実際原価の原価差異を利用した利益調整）、第3章第5・1（為替差益の過大計上）、第3章第5・2（建設仮勘定を利用した原価の繰延べ）、第3章第5・3（その他の類型—棚卸資産廃棄損の長期前払費用を利用した繰延処理）等にて詳述された手法に係る仕訳が検出された。また、その他には棚卸資産勘定を利用した不適切な仕訳が検出された（次項にて詳述する。）。

手仕訳解析の検出結果の詳細な内容は、別紙2「UMC中国グループ手仕訳解析の手続及び結果」に記載のとおりである<sup>15</sup>。

#### 2 棚卸資産の架空計上による売上原価の過少計上

##### (1) 不適切な会計処理の概要

第3章で詳述した棚卸資産を利用した不適切な会計処理は、在庫単価の水増しや廃棄損の繰延べなど一定の方法に基づくものであるが、ここで検出されたものは根拠となる証憑もなく単純に「(借方) 棚卸資産 / (貸方) 売上原価」という仕訳を計上することで売上原価を過少計上するものである。当該仕訳の多くは四半期決算内で逆仕訳が計上されている。一部は四半期末にも残高が残っており、当該四半期決算期の売上原価を過少計上させているが、年度末までには逆仕訳が計上されており、通期の損益には影響していない。

<sup>15</sup> 公表版では、別紙の添付を省略している。

## (2) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響は下記のとおりである。なお、通期の連結損益計算書に与える損益影響はない。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
税金等調整前当期純利益		-	-	-	-	-	-
製品	-	-	-	-	-	-	△254,246
仕掛品	-	-	-	-	-	0	-
原材料及び貯蔵品	-	-	-	-	-	-	254,246

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

## 第2 UMCタイにおける検出事項

### 1 完成品在庫の水増し等による売上原価の過少計上

#### (1) 不適切な会計処理の概要

2015年8月にUMCタイに赴任した、XXXXXXXXXX Y氏は、在庫に関して2つの会計上の課題を認識した。

1つは本来仕損品とすべき、顧客に販売できない半完成品や製造工程で発生した工程に再投入できない原材料が、通常の在庫として計上されていたことである。もう1つは、顧客からの受注内容の変更等により、保有量に対して使用高が少ない原材料を中心に多額の滞留在庫が存在していたことである。これはUMC中国グループから事業移管を受けたII社向けビジネスに係る原材料が中心であった。

Y氏の前任者が2015年3月に突如として退職したこともあり、Y氏は上記のとおり、UMCタイにおける在庫管理が混乱している中で、2016年3月期には、当該仕損品とすべき在庫については、使用できるかどうか判断待ちの状況の在庫であると会計監査人に説明し、そのまま資産計上することとした。また、滞留在庫についても、II社と買取交渉中であると説明し、本来廃棄処理すべきもののうち一部を廃棄処理することなく資産計上したまま据え置いた。

これに対して、2017年3月期には、当該仕損品とすべき在庫のうち一部を費用処理し、滞留在庫となっていたII社向けビジネスの原材料も一部廃棄処理することとされた。Y氏は、この理由について、当該在庫の取り扱いについて会社として方針を定めるように会計監査人から強く求められたため、及び利用可能性のない大量の原材料に対して無駄に実地棚卸することを回避したかったためであると述べている。

その一方で、UMCタイは営業赤字の状況が続いており、UMCタイの取締役でもあったC氏及びD氏からの予算達成への強いプレッシャーがあったことから、仕損品や滞留在庫を費用処理することの見合いとして、2017年3月期からSAPの在庫システム上で完成品在庫の数量を水増しすることで、売上原価を過少計上し利益を捻出することとした。

当該手法については、Y氏がXXXXXXXXXX Z氏に提案し、水増し在庫については将来業績が上向いたときに費用処理していく方針とすることをZ氏から口頭で了解を得ていたものである。しかしながら、後述するとおり、UMCタイにおいては、これらの水増し分の在庫全てを費用処理するほどの業績を上げることができず、水増し在庫の費用処理は2019年3月期においても完了していない。

(手法の詳細)

- i. SAP の在庫システムを操作し、完成品の在庫数量の水増しを実施した。水増し操作は SAP 上の実地棚卸機能を使い、棚卸日の数か月前から徐々に数量を増加させるように Y 氏が倉庫担当マネージャーに指示した。
- ii. 水増し在庫は SAP の在庫システムにおいて特定のロケーションを割り当てていた。なお、当該ロケーションは当該手法のために用意したものではなく、従前は仕損品や滞留在庫に割り当てていたロケーションであった。
- iii. 年度末の実地棚卸に対する会計監査人の立会いに際しては、Y 氏が倉庫担当マネージャーに指示し、ダミー在庫（空箱）を用意して、それを在庫としてカウントしていた。
- iv. 更に、水増し在庫が滞留在庫として PROVISION の計上対象となることを回避するため、営業担当者に指示し、毎期の 1 月から 3 月頃に一度出庫処理を行い、上記 i と同様の方法で、上記 ii 記載の特定のロケーションとは別のロケーションにて、別の完成品として再計上していた。その際、完成品の出庫処理は出荷指示書（デリバリーノート）の発行手続と連動するため、水増し在庫の出庫分については出荷指示書（デリバリーノート）を発行しないように営業担当者に指示していた。
- v. 別のロケーションに割り当てて再計上した水増し在庫は、3 月末の実地棚卸後に、再度特定のロケーションに戻っていた。

(2) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		3,234	33,717	63,024	17,880	△4,435	43,298
税金等調整前当期純利益		△3,234	△33,717	△63,024	△17,880	4,435	△43,298
製品	-	-	△1,686	△55,087	△114,433	△114,756	△161,760
仕掛品	-	-	△31,842	△24,043	-	-	-
原材料及び貯蔵品	-	△3,200	△6,955	△14,619	-	△102	△194

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している



なお、本来費用処理すべき仕損品及び滞留在庫に関して、あるべき評価を行った場合の金額的影響は、下記 2 に含めて記載している。

## 2 棚卸資産に対する評価性引当金 (PROVISION) の過少計上

### (1) 不適切な会計処理の概要

上記 1 の他にも、Y 氏の前任の UMC タイの経理担当者の在籍時から、滞留在庫の評価損計上に関し、不適切な会計処理が行われていた。

UMC タイにおいても、在庫計上後 1 年超の棚卸資産（以下「長期滞留在庫」という。）について、以下のいずれかに該当しない場合には全額 PROVISION を計上するルールとなっている。

- i. 顧客から OF が入っているもの
- ii. サービス部品等、顧客から文書で保有依頼を受けているもの
- iii. 上記 i 又は ii に該当しないもののうち、契約上顧客が引き取ることになっているもの、又は顧客に対して買取請求できる根拠資料が存在するもの

これに対して、Y 氏の前任の UMC タイの経理担当者の在籍時から、PROVISION の計上を回避するために、買取可能性がない長期滞留在庫について既に顧客との買取交渉が成立している、又は買取交渉中であると主張したり、顧客からの OF のデータを改ざんし当該完成品に係る原材料の利用予定があるように見せかけたり、一部滞留品を廃棄処理することで出庫実績があるように見せかけたりする等の方法で、会計監査人に対して虚偽の説明を行っていた。

### (2) 連結財務諸表への影響額

調査対象期間において、長期滞留在庫及び上記 1 に記載の仕損品等に対して適切に PROVISION の計上を行った場合の金額的影響は下記のとおりである。なお、UMC タイにおいて改ざん前の OF データは保管されていないため、PROVISION の計算は各期末日以降の実際の販売数量を用いて計算している。

下表において、2019 年 3 月期は売上原価を減少させる（利益を増加させる）方向で連結財務諸表の数値修正の影響が生じている。これは上記 1 の修正によって棚卸資産を減額させた結果、棚卸資産を対象とする PROVISION の要計上額が減少したためである。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		—	△1,064	9,332	16,445	24,224	△72,929
税金等調整前当期純利益		—	1,064	△9,332	△16,445	△24,224	72,929
原材料及び貯蔵品	—	—	1,159	△7,677	△25,228	△50,824	22,035

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

### 3 減価償却開始時期の先延ばし

#### (1) 不適切な会計処理の概要

UMC タイにおいて、固定資産の減価償却は、「設備が利用可能となった状態 (= 設備利用を開始した月)」から減価償却を開始するルールとなっており、この「設備が利用可能となった状態」は、UMC タイの経理担当者が当該固定資産担当者から聴取して SAP に入力している。

本件調査において、デジタル・フォレンジック調査で検出されたメールを契機として、2019年3月期に取得された固定資産の一部 (SMT 第 15 ライン及び第 16 ライン) について、2018年10月頃には試作品製造のために設備利用を開始しているにもかかわらず、実際に減価償却を開始したタイミングは 2019年3月であることが判明した。当委員会のヒアリングにおいて、Y氏は、SMT 第 15 ライン及び第 16 ラインの減価償却開始日を 2019年3月に先延ばししたことを認めている。なお、当委員会のヒアリングによれば、Y氏は、UMC タイの損益改善策の一環で D 氏から指示を受け、当該不適切な会計処理を行ったとのことである。

#### (2) 連結財務諸表への影響額

上記の不適切な会計処理の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上原価		--	—	—	—	—	8,511
税金等調整前当期純利益		—	—	—	—	--	△8,511
減価償却及び繰上り減価償却累計額	—	—	--	—	—	—	8,660

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

#### 4 UMC タイ株式の減損損失の回避

##### (1) 不適切な会計処理に至る経緯

UMC タイでは、2011年1月の設立以降業績が伸び悩み、営業利益が計上できない状況が続いていた。そのため、2019年3月期以前から、期末監査において、UMC タイの固定資産について、資産の収益性が低下しており投資額の回収が見込めないのではないかと、減損処理の要否が会計上の課題として指摘されていた。また、UMC 本社が所有する UMC タイ株式会社については、2018年8月頃には既に、UMC タイの2019年3月期決算が営業赤字になる公算が高いと見込まれていたことから、株式の評価額が取得原価に比べ著しく低下しているのではないかと、2019年3月期における減損処理の要否が会計上の課題として指摘されていた。

これに対して、UMC タイは、2019年3月期決算において、固定資産については第三者による固定資産の鑑定評価書を別途取得し、その評価額が固定資産の簿価を上回っていることをもって、減損不要と判断した。

また、UMC 本社では、2019年3月期決算において、第三者による UMC タイの株式価値算定書を取得する等して、UMC タイ株式の減損処理は不要であることを会計監査人に主張しようとしたが、株式価値算定書上での前提とした事業計画上の数値と実績値が乖離していた等の理由により、実現できなかった。そのため、UMC タイと UMC 本社の間で、2019年2月頃より UMC タイ株式の減損処理回避に向けた対応が検討されていた。

##### (2) 不適切な会計処理の概要

UMC タイは、当初、JJ 社宛のイニシャル請求を売上計上すれば、2019年3月期に UMC タイが営業赤字を計上しても、それまでの累積損失が UMC 本社の出資簿価（約 1,118MTHB）の 50%を上回らないことから、UMC タイ株式の減損処理は回避できると考えていた。

ここで想定されていた JJ 社宛のイニシャル請求とは、JJ 社が [REDACTED] KK 社のサプライヤーとして生産する [REDACTED] 基板について、UMC タイが JJ 社から受託生産するという商流の中で、一定の条件を充たした場合に、UMC タイが生産コストの一部を JJ 社に請求することができるというものである。

しかし、2019年3月期決算の確定の時期（同年4月11日頃）になってもなお、UMC タイが JJ 社に対してイニシャル請求をするための前提条件（JJ 社と KK 社の

間では、UMC タイが生産した基板の生産部品承認プロセス<sup>16</sup> (Production Part Approval Process。以下「PPAP」という。)をKK社が承認することが、JJ社のKK社に対するイニシャル請求の条件となっており、当然、UMC タイがJJ社にイニシャル請求するのも、KK社によるPPAPの承認後となっていた。)が成就されておらず、この時点でUMC タイがイニシャル請求をしても、JJ社はKK社に請求することはできない状態であった。

そこで、C氏の指示の下、UMC タイ株式の減損処理を回避するため、緊急の会議が行われ、KK社のPPAPの承認は未了ではあるものの、3月末時点のイニシャル費用のデビットノートをバックデートでJJ社に対して発行し(合計約0.2MUSD)、これを2019年3月の売上に取り込む方針が決定された。

これを受け、C氏の指示を受けたZA氏が、JJ社の担当者と協議をし、上記のイニシャル請求に係るデビットノートを発行することに対して同意を得られたことをもって、UMC タイはかかるイニシャル請求分(合計約0.2MUSD)を2019年3月の売上として取り込み、2019年3月期決算を確定させた。

その結果、2019年3月期決算におけるUMC タイの純損失は約124MTHB、累積損失は約553MTHBとなり、UMC タイの累積損失がUMC タイ株式の出資簿価(約1,118MTHB)の50%を下回ったことから、UMC 本社の有するUMC タイ株式に係る減損処理は回避された。

なお、UMC タイにおいては、上記のイニシャル請求の取込み以外にも、2019年1月から3月までの期間に係る賞与引当金を、従来見積もっていた1.3ヶ月分から1ヶ月分に減らすことを実施しているが、これは過去実績を利用することへ変更した会計上の見積りの変更に該当し得るものであり、また金額も少額(約0.02MUSD)であることから、減損の判定には重要な影響を与えていない。

### (3) 会計上の問題点

かかる2019年4月のイニシャル請求をバックデートにて2019年3月末付けのデビットノートとして発行し、2019年3月の売上として取り込んだことは、本来イニシャル請求は最終顧客であるKK社のPPAPの承認を得てからJJ社に請求可能となるものであるにもかかわらず、その承認を得ていない段階で売上として計上したものであり、実態がない架空売上とまでは言えないものの、UMC タイ株式に係る減損処理を回避するために本来の売上計上の時期よりも前倒しして計上しているものである。

---

<sup>16</sup> PPAPとは、顧客の工場における新車の生産に用いられる原材料について、顧客からその承認を得るために必要な文書・記録や製品及び製造工程の適切性を評価する手続を意味する。

この点、当委員会の関係者等へのヒアリングからは、UMC タイにおいて、直接の契約相手方である JJ 社から、3 月末のデビットノートの発行に関し何らかの承諾を取ったことは窺えるものの、通常の支払期限を大幅に徒過してもなお JJ 社が支払っておらず、UMC タイとしても特段の督促等をしていないことからすれば、JJ 社が UMC タイに対し、KK 社による PPAP の承認の前に UMC タイに対し先んじて支払いを行うことまで承諾したとは認められず、かかる承諾は単に KK 社による PPAP 承認前に UMC タイが JJ 社に対しデビットノートを発行することを承諾したものであり、支払いは PPAP 承認後に行うという趣旨) に過ぎないと認められる。

したがって、JJ 社からかかる承諾があったとしても、2019 年 3 月末時点で JJ 社から通常の支払期限において支払うことについてまで承諾を得たとは認められず、上記イニシャル請求を 2019 年 4 月の段階で 2019 年 3 月期の売上高として取り込むことはやはり、不適切な会計処理であると認められる。

#### (4) 連結財務諸表への影響額

上記の修正により、連結財務諸表に与える影響額は下記のとおりとなる。

なお、当該不適切な会計処理は、売上のみを用いた手法であるため、売上原価の修正は要しない。

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
売上高		-	-	-	-	-	△24,277
税金等調整前当期純利益		-	-	-	-	-	△24,277
受取手形及び売掛金	-	-	-	-	-	-	△24,702

(注) 上記の修正により生じる税務計算への影響については、本件調査の対象外としている。そのため、上記の表には、利益剰余金を含む純資産へ与える影響額の記載は省略している

### 第 3 UMC 本社における検出事項

本件調査において、同社が不適切な会計処理を行っている事実は、第 3 章第 5・3 に記載した事項を除き、発見されなかった。

### 第 4 UMC ベトナムにおける検出事項

本件調査において、同社が不適切な会計処理を行っている事実は発見されなかった。

## 第5 UMC メキシコにおける検出事項

本件調査において、同社が不適切な会計処理を行っている事実は発見されなかった。

## 第6 結論

当委員会は、UMC 中国グループで検出された各種の不適切な会計処理の手法を踏まえ、UMC グループ（UMC 中国グループを含む）を対象として、これらに類似する不適切な会計処理の存在を調査する目的で、第1章第6に記載の会計帳簿調査、デジタル・フォレンジック調査、手仕訳解析、アンケート調査及びヒアリング等を実施した。その結果、上記の検出事項が発見されたが、その他に UMC グループにおいて不適切な会計処理を行っている事実は発見されなかった。

## 第5章 連結財務諸表への影響

### 第1 連結財務諸表（連結損益計算書）への影響について

本件調査の結果、2014年4月1日から2019年3月31日までの会計期間における連結財務諸表（連結損益計算書）への影響額は、下記のとおりである（表中の数値については、対象となる表示区分及び段階利益に与える影響を示す形で符号を付している。）。

売上高は累計で169,599千円の過大計上、売上原価は累計で3,243,020千円の過少計上であり、営業利益が累計で3,412,619千円の過大計上となっていた。また、営業外費用（為替差損）が累計で166,253千円の過少計上であったことから、経常利益が累計で3,578,872千円の過大計上となっている。更に、特別損失（固定資産除却損や固定資産減損損失）が累計で7,128千円の過少計上となっていたことから、税引前当期純利益は累計で3,586,001千円の過大計上となっていた。

なお、本件調査の過程で発見されたものの本件調査の目的との関連性に乏しいことから本件調査の対象外とした事項による影響額についての対応や、上記の不適切な会計処理による影響額を修正するかどうかの判断、加えて当該不適切な会計処理の修正を行った場合の税務計算、減損会計の適用の有無、税効果会計等の連結財務諸表への影響の検討についてはUMCグループにおいて行われるべきものであり、当委員会はその判断又は検討を行う立場にないことを付言する。

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	2014/3期	2015/3期	2016/3期	2017/3期	2018/3期	2019/3期	累計
売上高	△52,420	△787,536	331,812	97,218	285,516	△43,690	△169,599
売上原価	11,980	△250,417	543,803	634,906	408,692	1,894,054	3,243,020
営業利益	△64,400	△537,119	△212,491	△537,688	△123,175	△1,937,744	△3,412,619
営業外費用	36,983	△58,415	676,540	358,979	△1,136,893	289,059	166,253
経常利益	△101,384	△478,703	△889,031	△896,667	1,013,717	△2,226,803	△3,578,872
特別損失	—	—	—	3,585	—	3,593	7,128
税引前当期純利益	△101,384	△478,703	△889,031	△900,202	1,013,717	△2,230,396	△3,586,001

## 第2 調査で判明した不適切な会計処理による連結財務諸表科目への影響額

第3章及び第4章に記載の本件調査によって判明した不適切な会計処理による各連結財務諸表科目への影響額は下記のとおりである(表中の数値については、対象となる表示科目に与える影響を示す形で符号を付している。)

### 【売上高】

(単位：千円)

	2014/3期	2015/3期	2016/3期	2017/3期	2018/3期	2019/3期	累 計
回収可能性のない売上(中国)	△8,490	△407,289	25,490	193,017	180,811	183,294	168,834
連結調整による売上(中国)	△31,615	△140,540	△31,400	△235,634	118,081	△188,116	△509,225
先行出荷処理による売上(中国)	△69,748	△309,441	421,761	△13,793	△13,377	15,354	30,754
デビットノートによる売上(中国)	8,537	△6,596	△74,487	73,725	—	△29,945	△28,766
DD社取引での未計上(中国)	48,896	76,330	△10,051	79,903	1	—	195,080
タイ株式の減損処理の回避(タイ)	—	—	—	—	—	△24,277	△24,277
上記合計	△52,420	△787,536	331,312	97,218	285,516	△43,690	△169,599



## 【売上原価】

(単位：千円)

	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期	累 計
先行出荷処理による売上(中国)	△66,834	△341,555	453,863	△33,479	△448	19,415	30,461
仮買掛金の利用による調整(中国)	△103,646	86,050	70,302	390,372	86,966	1,059,159	1,589,205
DD 社取引での未計上(中国)	176,240	△3,644	△145,567	52,635	1,851	—	81,524
在庫の単価調整(中国)	△21,673	△179,140	19,265	17,816	85,085	83,352	4,705
原価差異の利用(中国)	—	—	—	—	—	121,844	121,844
2400 社の架空在庫(中国)	—	—	69,495	△10,350	—	—	59,145
仕損品の在庫計上(中国)	54,780	27,794	93,100	70,262	116,946	24,905	387,789
棚卸資産の評価性引当金(中国)	△30,120	127,425	△88,543	104,625	82,723	8,106	204,217
メキシコへの事業移管(中国)	—	—	—	—	12,419	375,958	388,377
建設仮勘定の利用(中国)	—	—	—	—	—	174,788	174,788
完成品在庫の水増し等(タイ)	3,234	33,717	63,024	17,880	△4,435	43,298	156,720
棚卸資産の評価性引当金(タイ)	—	△1,064	9,332	16,445	24,224	△72,929	△23,990
減価償却計算の先延ばし(タイ)	—	—	—	—	—	8,511	8,511
その他の類型	—	—	20	8,698	3,359	47,640	59,718
上記合計	11,980	△250,417	543,803	634,906	408,692	1,894,054	3,243,020

## 【営業外費用（為替差損）】

(単位：千円)

	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期	累 計
仮買掛金の利用による調整(中国)	-	-	-	-	44,344	73,404	117,748
為替差益の過大計上(中国)	36,983	△58,415	676,540	358,979	△1,181,237	215,654	48,504
上 記 合 計	36,983	△58,415	676,540	358,979	△1,136,893	289,059	166,253

## 【特別損失（固定資産除却損及び減損損失）】

(単位：千円)

	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期	累 計
その他の類型	-	-	-	3,535	-	3,593	7,128
上 記 合 計	-	-	-	3,535	-	3,593	7,128

## 【受取手形及び売掛金】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
回収可能性のない売上(中国)	△203,345	△231,383	△715,964	△646,931	△447,737	△247,559	△75,142
連結調整による売上(中国)	5,289	△33,538	△219,295	△229,070	△496,016	△371,649	△562,124
先行出荷処理による売上(中国)	-	△71,612	△422,214	-	△14,382	△26,344	△12,150
デビットノートによる売上(中国)	△8,005	-	△7,216	△76,629	-	-	△29,972
DD 社取引での未計上(中国)	△172,513	△138,700	△78,575	△83,051	△1	0	0
為替差益の過大計上(中国)	△916	△38,975	18,361	△617,378	△993,660	198,262	△8,710
タイ株式の減損処理の回避(タイ)	-	-	-	-	-	-	△24,702
上 記 合 計	△879,490	△514,210	△1,424,905	△1,653,061	△1,951,799	△447,291	△712,803

## 【製品】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
連結調整による売上(中国)	△24,341	△31,411	12,449	—	—	—	—
先行出荷処理による売上(中国)	—	68,620	453,851	—	34,909	33,245	15,295
原価差異の利用(中国)	—	—	—	—	—	—	△121,501
2400 社の架空在庫(中国)	—	—	—	△63,823	△49,480	△50,988	△49,739
仕掛品の在庫計上(中国)	△11,651	△29,025	△25,013	△31,725	△24,426	△109,568	△106,986
棚卸資産の評価性引当金(中国)	—	△26,058	△19,363	△15,720	△89,800	△129,693	△140,286
メキシコへの事業移管(中国)	—	—	—	—	—	△11,904	△388,733
手仕訳解析による検出事項(中国)	—	—	—	—	—	—	△254,246
完成品在庫の水増し等(タイ)	—	—	△1,686	△55,087	△114,493	△114,756	△161,760
その他の類型	—	—	—	—	△2,928	△3,069	△3,002
上配合計	△35,992	△17,874	420,236	△166,356	△246,160	△386,735	△1,210,962

## 【仕掛品】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
仕掛品の在庫計上(中国)	△17,903	△44,221	△85,995	△145,281	△211,373	△213,626	△220,936
棚卸資産の評価性引当金(中国)	—	△87	△91	△54	△1,030	△1,456	△2,252
手仕訳解析による検出事項(中国)	—	—	—	—	—	0	—
完成品在庫の水増し等(タイ)	—	—	△31,842	△24,043	—	—	—
上配合計	△17,903	△44,308	△117,929	△169,379	△212,404	△215,082	△223,188

## 【原材料及び貯蔵品】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
連結調整による売上(中国)	△8,544	△11,025	3,577	1,107	—	—	—
在庫の単価調整(中国)	△203,359	△203,606	△42,169	△55,254	△70,092	△158,192	△237,377
仕掛品の在庫計上(中国)	△10,926	△27,442	△37,107	△46,722	△68,091	△75,938	△102,202
棚卸資産の評価性引当金(中国)	—	57,061	△83,830	1,847	△29,470	△74,878	△68,126
手仕訳解析による検出事項(中国)	—	—	—	—	—	—	254,246
完成品在庫の水増し等(タイ)	—	△3,200	△6,955	△14,619	—	△102	△194
棚卸資産の評価性引当金(タイ)	—	—	1,159	△7,677	△25,228	△50,824	22,035
その他の類型	—	—	—	△18	△3,095	△3,616	△8,730
上配合計	△222,829	△188,213	△165,326	△121,388	△185,978	△363,493	△140,350

## 【その他流動資産(前渡金)】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	-	-	△13,336
上記合計	-	-	-	-	-	-	△13,336

(注) 上記の内容は、2000 社において生じたアメリカ制裁関税を前渡金として計上することで、本来計上すべき費用を過少計上していたことに対する修正である。

## 【その他流動資産(未収入金)】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	-	△4,250	-
上記合計	-	-	-	-	-	△4,250	-

## 【機械装置及び運搬具】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	△1,774	△1,828	△1,788
上記合計	-	-	-	-	△1,774	△1,828	△1,788

## 【減価償却累計額及び減損損失累計額 (機械装置及び運搬具)】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
減価償却計算の先延ばし(タイ)	-	-	-	-	-	-	8,660
その他の類型	-	-	-	-	△160	△547	2,347
上記合計	-	-	-	-	△160	△547	11,008

## 【工具、器具及び備品】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	△2,090	△2,153	△2,101
上記合計	-	-	-	-	△2,090	△2,153	△2,101

## 【減価償却累計額 (工具、器具及び備品)】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	△250	△775	△1,260
上記合計	-	-	-	-	△250	△775	△1,260

## 【建設仮勘定】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
建設仮勘定の利用(中国)	-	-	-	-	-	-	△174,296
上記合計	-	-	-	-	-	-	△174,296

## 【長期前払費用】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	-	-	△34,344
上記合計	-	-	-	-	-	-	△34,344

(注) 上記の主な内容は、2200 社で 2019 年 3 月期に廃棄した棚卸資産を長期前払費用として計上することで、費用を過少計上していたことに対する修正である。

## 【支払手形及び買掛金】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
仮買掛金の利用による調整(中国)	△18,920	3,658	98,956	141,675	528,058	647,349	1,789,189
10.5 問題時点での未処理(中国)	440,109	481,923	563,165	527,672	529,357	497,610	519,805
DD 社取引での未計上(中国)	632,430	873,467	1,016,727	816,118	873,609	822,990	859,698
上記合計	1,068,618	1,359,050	1,678,850	1,485,466	1,931,025	1,967,950	3,168,693

## 【未払金】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	2,992	2,419	1,314
上記合計	-	-	-	-	2,992	2,419	1,314

## 【その他流動負債（未払費用）】

(単位：千円)

	2014/3 期首	2014/3 期	2015/3 期	2016/3 期	2017/3 期	2018/3 期	2019/3 期
その他の類型	-	-	-	-	-	-	1,347
上記合計	-	-	-	-	-	-	1,347

## 第6章 内部通報等への対応

### 第1 UMCグループに対する内部通報等

UMC 本社及び UMC 中国グループにおいては、2019 年 5 月以降、下記のとおり、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理に関連する通報及び申告があった。

#### 1 ルート 1 甲氏による内部通報

2019 年 5 月 31 日、[ ] 甲氏より、UMC 中国グループの内部統制に不備が存在すること、UMC 中国グループにおいて利益を出しながらフリーキャッシュフロー（営業キャッシュフローと投資キャッシュフローの合算値）が恒常的にマイナスになっており、異常な状況であること等の通報が UMC 本社の内部通報窓口（社外取締役）に寄せられた。また、同年 6 月 13 日には上記の内容をより詳細に説明したメールが送信された。

#### 2 ルート 2 乙氏による申告

2019 年 6 月 9 日、[ ] 乙氏より、A 氏に対し、UMC 中国グループにおいて、C 氏の指示により、架空売上が計上されていること、同じく C 氏の指示により、毎年 3 月に未回収売掛金について、SAP データを書き換えてインボイスの日付の洗替処理を行うことによって、長期の未回収金ではなく最近の売掛金であるかのように粉飾が行われていること、未回収売掛金に対する貸倒引当金の設定がなされていないこと等の申告があった。

#### 3 ルート 3 丙氏及び丁氏による申告

2019 年 7 月 1 日、[ ] 丙氏及び丁氏より、F 氏に対し、UMC 中国グループにおいて長年にわたって不適切な会計処理が行われており、買掛金の過少計上、棚卸資産の過大評価及び長期未収入金の計上等の勘定の処理により約 30 億円規模の利益操作が行われている旨の申告があった。

#### 4 ルート 4 戊氏による申告

2019 年 7 月 9 日、[ ] 戊氏より、F 氏に対し、GG 社との取引で約 3.5MUSD の在庫評価損が判明したが 2019 年 3 月期決算に反映してい

ない旨、CC社との取引で過去の売掛金の過大計上や買掛金の過少計上が存在しており、一部はグループ間取引によって消込みがなされているが、まだ残っているものがある旨、及びその他の勘定を合計すると約24MUSD規模の不適切な会計処理が行われている旨の申告があった。

## 第2 UMC 本社の内部通報等に対する対応

上記の内部通報及び申告に対し、UMC 本社では、2019年7月19日、臨時取締役会が開催され、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の疑義について、外部専門家による調査を実施すること、及びC氏の職務権限を解くこと等が決議された。

当該臨時取締役会の開催に至るまでのUMC 本社の対応は下記のとおりである。

月	日	曜日	内容
5	31	金	甲氏からA氏に対して、社外取締役へ内部通報することを報告
			甲氏から内部通報窓口である社外取締役に対して、内部通報メールを送信（ルート1）
			社外取締役からA氏に対して、甲氏の内部通報メールを転送
			A氏から甲氏に対して、上記メールでは詳細が不明なため、詳細を追加報告するよう指示
6	9	日	乙氏からA氏に対して、UMC 中国グループの会計上の問題点についてメールを送信（ルート2）
	13	木	甲氏が、A氏の指示に基づき5月31日の通報内容を詳細に説明した内容のメールを社外取締役及びA氏に対して送信（ルート1）
	14	金	A氏が顧問弁護士事務所を訪問し、ルート1及びルート2について相談したところ、顧問弁護士より、専門家（公認会計士）の意見を聞くべきとの助言を受けた。 そこで、A氏は、6月27日の株主総会で選任予定の公認会計士であるL氏の意見を聞くために、総会后速やかにミーティングを開催することとし、その場に■■■■■■■■■■ F氏も呼ぶこととして、部下にミーティングのセッティングを指示し、その後同年7月2日のミーティングがセッティングされた。
	14	金 夜	A氏からC氏に対して、①C氏に好意的な意見が■■■■■■■■■■ から出ており、管理本部として経理、財務面でUMC 中国グループを支える構図となっていないことを問題視していることや、②UMC 中国グループにおいて貸倒引当金の費目がないこと等を記載した、「内部通報」という件名のメールを送付。
	18	火	F氏がルート1の内容の報告を受ける。
	19	水	F氏がルート1のメールを受領
	27	木	株主総会開催



	28	金	経営者確認書及び有価証券報告書提出
7	1	月	丙氏同席の下、丁氏より F 氏に対して、UMC 中国グループの「サブ連結」についての不適切な会計処理の申告（ルート 3）
	2	火	A 氏、F 氏、L 氏、ZB 氏及び顧問弁護士にてルート 1 及びルート 2 の内容について議論をし、まずは内部調査を進めることとし、L 氏が通報者に事実関係等を確認することや、UMC 中国グループにおける内部監査部門の設置や会計プロセスの確立等を社長に提案することが決定された。 なお、F 氏はルート 3 の情報については丁氏の申告を受けたばかりで確証が持てなかったため、この場では言及しなかった。
	9	火	中国に訪問した F 氏に対して、戊氏から UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の申告がなされる（ルート 4）。
	13	土	F 氏が帰国後すぐに知り合いの弁護士にこれまでの内部通報等について相談したところ、直ちに外部の専門家による調査委員会を組成し調査をすべきとの助言を受ける。
	14	日 AM	F 氏から A 氏に対して、中国で確認した不適切な会計処理について報告する。
	14	日 PM	A 氏、F 氏及び社外取締役 2 名にて、F 氏が中国で確認した不適切な会計処理について報告し、外部調査委員会の設置及び C 氏をラインから外すことを提案した。 外部調査委員会の委員を誰にするか、及び調査期間中 C 氏をラインから外すことの是非について出席者間で議論がなされたものの、最終的には F 氏が B 社長に報告し、判断を仰ぐことに決まる。
	15	月 祝 AM	F 氏が丙氏及び丁氏に確認し、長期未収入売掛金の洗替処理が行われていること等について SAP の具体的なデータを入手した。 その上で、F 氏から B 社長に対して、ルート 1 ないしルート 4 について報告し、外部専門家による調査を実施すること及び C 氏をラインから外すことを提言し、B 社長はこれを了承した。 なお、B 社長が UMC 中国グループにおける不適切な会計処理に関する通報等の存在を知ったのはこの時点である。
16	火 AM	F 氏が顧問弁護士に外部専門家による調査について相談する。	

16	火	B 社長と F 氏が面談し、F 氏が C 氏をラインから外すことを説明し、B 社長はこれを了承した。
17	水 PM	顧問弁護士事務所にて、B 社長、A 氏、E 氏、F 氏、ZB 氏及び顧問弁護士が協議し、臨時取締役会の開催が決定され、外部専門家による調査を実施する方針になる。
19	金	臨時取締役会開催

### 第3 UMC 本社の対応の妥当性

#### 1 株主総会開催（2019年6月27日）及び有価証券報告書提出（同月28日）まで

UMC 本社では、株主総会開催及び有価証券報告書提出までに2つの通報等（甲氏による通報（ルート1）及び乙氏による申告（ルート2））を受けていた。ルート1は内部通報窓口（社外取締役）を経由してA氏に、ルート2は申告者から直接A氏に寄せられている。

ルート1について、甲氏による最初のメール（2019年5月31日）は、内部通報の形式にはなっていたものの、具体的な事実の摘示がなく、単に問題点を箇条書きで指摘するものであった。そこで、甲氏は、A氏からの指示を受け、2019年6月13日に上記の通報内容の詳細を記したメールを内部通報窓口（社外取締役）及びA氏に送信している。

ルート2については、内部通報の形式ではなく、乙氏が[REDACTED] UMC 中国グループの問題点をA氏に対して個人的に情報提供したものであるが、過去に UMC 中国グループの企画室、財務部及び営業部等が未回収売掛金を減少させるための会議及び討議の結果を記録し、二重請求となり顧客に請求できない未回収売掛金の存在が具体的に記載されたメールチェーンや、顧客に請求ができない売掛金約 0.1MUSD のリスト（但し、当該リストの表題を見れば顧客に請求できない未回収売掛金が約 0.1MUSD 以上存在することは認識可能である。）を添付する等して、UMC 中国グループにおいてC氏の指示により架空売上が計上されていること、長期間にわたって未回収となっている売掛金についてC氏の指示により洗替処理をして最近の売掛金のように粉飾していること等の指摘があり、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理に繋がる指摘<sup>17</sup>がなされている。

なお、当委員会のヒアリングにおいては、A氏は、ルート2の情報提供について、C氏に対する誹謗・中傷のメールである可能性もあり、調査が必要だと思ったと述べていたが、ルート2において提供された情報は、UMC 中国グループ社内のチェーンメールを含む極めて具体的なものであり、また、記載の事実は誹謗・中傷の類のみとは到底捉えることができないものであり、かかるA氏の認識は事態の重要性を看過していたものであった。

---

<sup>17</sup> 当該メールには「問題会計処理につき、簡単にご報告いたします。問題は二種類あります。その一つは、過去の架空売上計上です。C氏の指示で架空売上が計上したと聞いています。未だに売りのマイナス処理をしないので、未回収残金として残っています。」「未回収金額が沢山あり、特に長期未回収に関しては内部監査でも問題にされてしまう為、C氏の指示で毎年3月に過去のインボイスの日付を洗替（新しく）し、あたかも最新の売上のように粉飾しています。営業業務課と企画部、財務部で相談して内部監査前にSAPデータを書き換えしています。」等の記載がある。

こうして、A氏は遅くとも2019年6月中旬には、複数の人物より、UMC中国グループにおいて売掛金の洗替処理を含む不適切な会計処理が行われている可能性が存在することや内部統制上の問題点があるとの指摘が存在することを認識した。

そして、A氏は同年6月14日に顧問弁護士に今後の対応について相談し、顧問弁護士から専門家（公認会計士）の意見を聞くべきであるとのアドバイスを受けた。

その一方、A氏は、同日夜、C氏に対して、「内部通報」という件名のメール（以下「C氏宛メール」という。）を送付している。C氏宛メールでは、内部通報の内容は明記されておらず、A氏がC氏に対して伝えようとした内容はやや明確でないものの、①C氏に「好意的な意見」が[ ]から出ており、UMC本社の管理本部として経理、財務面でUMC中国グループを支える構図となっていないことを問題視していること<sup>18</sup>や、②UMC中国グループにおいて貸倒引当金の費目がないこと等が記載され、A氏としては、内部通報の内容は、「中国やベトナムからの上納金で数字ができている日本の本社の問題を指摘するものだ」と理解して」いる旨を記載している。

上記のように、C氏宛メールの内容を見ると、明示的に記載はしていないものの、①C氏に対する「意見」が「[ ]」から出ていることを伝えており、これはルート1の内部通報を示唆するものと考えられる。また、②UMC中国グループにおいて貸倒引当金の費目がないという内容については、ルート2の申告内容の一部として含まれているものである。

この時点において、A氏からUMC中国グループの董事長であるC氏に対して、UMC中国グループに関する内部通報があった旨を伝える必要性は全く存在しない。C氏宛メールの送付によって内部通報の事実を知ったC氏からの指示等により、UMC中国グループにおける不適切な会計処理について何らかの隠蔽工作がなされた形跡は見当たらないものの、少なくとも、C氏宛メールの送付は、内部通報規程（UMCホットライン運営規程）の趣旨及び運用に明確に反するものであった。なお、当委員会のヒアリングにおいては、A氏は効率的に経営するためのアドバイスとして当該メールを送付したと述べていたが、その趣旨は必ずしも判然としない。

その後、A氏は、顧問弁護士から提案された専門家（公認会計士）の意見を聞くべきとの意見に沿って、専門家（公認会計士）として、2019年6月27日の株主総会で監査役に選任予定であったL氏（会計監査人出身の公認会計士）を交えて協議をすることとし、同年7月2日に、A氏、F氏（同年6月27日の株主総会によって取締役役に選任された。）、L氏、ZB氏及び顧問弁護士によって、上記通報等についての協議が行われることになった。

---

<sup>18</sup> 当該メールには「詳細は言えませんが、極めて中国というか、C氏に好意的な意見が[ ]から出ました。要するに、本社管理本部として経理、財務面で中国を支える構図にはなっていない、というものです。」との記載がある。

この点、顧問弁護士に相談し、専門家（公認会計士）の意見を聞くべきであるとのアドバイスを受けてから（同年 6 月 14 日）、実際に当該通報を踏まえた会議を開催する（同年 7 月 2 日）まで 2 週間以上が経過しており、その間に UMC 本社は株主総会を開催し、有価証券報告書を提出している。これは A 氏が、公認会計士と協議をするべきであるとの顧問弁護士のアドバイスを受け、公認会計士である L 氏と協議しようと考えて、当該通報を踏まえた会議の日程として、株主総会開催後の日程を組んだことによるものである。

A 氏がかかる日程を組んだことに関し、他の関係者等からのヒアリング結果やデジタル・フォレンジック調査において、A 氏が UMC 中国グループにおいて通報等の対象事項について隠蔽工作を行う時間を確保するため、又は上記通報等の早期の発覚を回避するため、意図的に株主総会や有価証券報告書の提出まで協議の日程を遅らせたことを窺わせるような供述やメール等は検出されていない。

また、当委員会の C 氏宛メールの確認及び A 氏へのヒアリングによっても、A 氏が意図的に当該通報等の事実について UMC 中国グループが隠蔽工作をするための時間を確保し、又は UMC 本社が支障なく株主総会を開催し、有価証券報告書を提出することができるように、あえて当該通報等を会計監査人等に秘匿し、株主総会開催及び有価証券報告書提出後に協議日程を組んだとまで認めるに足りる事情は確認できなかった。

しかしながら、A 氏はコンプライアンス担当の取締役であり、遅くとも 2019 年 6 月中旬の時点で、複数の人物から、UMC 中国グループにおいて不適切な会計処理が行われているとの疑いを抱くに足りる情報を十分に得ていたのであり、その時点で直ちに取締役会ないし社長に報告すべきであったし、会計監査人に対しても報告するなどの緊急の対応をとるべきであった。

加えて、A 氏が、C 氏宛メールを送付するといった行為は、その意図にかかわらず、行うべきではなかったことは当然のことであるし、ひいては UMC 中国グループにおける隠蔽工作も可能とってしまう危険性も含む行為であった。

また、内部通報窓口である社外取締役においても、UMC の内部通報規程（UMC ホットライン運営規程）においては、通報を受けた場合、直ちに監査役並びに取締役会長及び代表取締役社長に報告することとなっているにもかかわらず、取締役会長である A 氏だけに報告したため、B 社長が UMC 中国グループにおける不適切な会計処理に関する通報等の存在を認識したのは同年 7 月 15 日と、1 か月以上も後になったという手続上の不備も存在した。

その結果、UMC 本社では、2019 年 6 月 27 日の株主総会において 2019 年 3 月期決算を報告し、同年 6 月 28 日に「財務上の不正に関する違法行為又はその疑い」に関する全ての情報及びその内部調査に関する情報を入手する機会を会計監査人に与えた等の、事実と反する内容を含む経営者確認書及び、本件調査で明らかになった様々な不適切な会計処理を前提とする有価証券報告書を提出することになったのであり、結果と



のである。そして、F氏は翌週からの中国出張において [REDACTED] [REDACTED] 戊氏からも、丙氏及び丁氏からの申告内容と同様の申告を受け（ルート4）、UMC中国グループにおける不適切な会計処理の確証を得るに至った。

その後、F氏は直ちに弁護士や社外取締役への相談を行った上でB社長に報告し、B社長からの全面的な調査を実施すべきとの指示の下、外部専門家の調査による事実究明に向けて迅速に行動しており、F氏が中国から帰国した2019年7月13日から一週間も掛からずに、臨時取締役会を開催して外部専門家による調査及びC氏の解職を決議していることからすれば、7月2日のミーティングにおいてF氏が丙氏及び丁氏の通報内容に言及しなかったことは隠蔽の意図によるものとは認められないし、ルート3及びルート4に対するUMC本社の対応が不適切であったとも認められない。

### 3 結論

以上の経過を踏まえれば、UMC中国グループにおける不適切な会計処理は、UMC本社の内部告発や自己申告に端を発し、その後、F氏を中心とする内部調査を経て、外部専門家による調査が必要との判断に至ったものであり、F氏を中心とした2019年7月2日のミーティング以降の動きについては、比較的迅速な対応が取られたと評価することができる。

しかしながら、A氏に対して行われたルート2の申告は、その内容は十分に具体的であり、UMC中国グループにおいて顧客に請求することができない未回収売掛金が相当額存し、かつ、当該売掛金について洗替処理が行われているという事態を容易に認識することが可能なものであった。そして、A氏は、上記通報等については、専門家（公認会計士）の意見を得た方が良いという顧問弁護士の助言を同年6月14日の段階で得ながら、会計監査人に対して報告をすることもなく、その一方で、上記通報等の直接の対象となっているUMC中国グループにおける董事長であるC氏に対してC氏宛メールを送付している。

このような2019年6月中のA氏による動きは、隠蔽等を行ったとまで認定することはできなかったものの、相当程度の具体性及び重要性を持った上記通報等への対処として遅く、かつ不適切であったとの批判は免れないものである。

以上のとおり、2019年6月27日開催の株主総会において不適切な会計処理を前提とする2019年3月期決算が報告され、同年6月28日に不適切な会計処理を前提とする有価証券報告書が提出されたことをもって、UMC中国グループにおける不適切な会計処理の隠蔽があったとまでは認定することはできない。もっとも、2019年6月中旬に複数の人物からの通報等を受けてから、一方ではC氏宛メールを送付しつつ、UMC本社においては特段の緊急措置を講ずることなく株主総会を開催し、事実と反する内

容を含む経営者確認書及び不適切な会計処理を前提とする有価証券報告書を提出したことは、適切な対応であったとは到底認められない。

なお、UMC グループは本件調査に全面的に協力しており、臨時取締役会開催後もUMC 中国グループにおける不適切な会計処理の隠蔽等の行為はない。



## 第7章 原因及び再発防止策の提言

### 第1 原因

本調査報告書で認定した UMC 中国グループにおける不適切な会計処理は、多種類かつ多数の不適切な会計処理が継続して行われていたことが特徴であり、特定の期の特定の処理について不適切な会計処理が行われた事例とは一線を画している。

UMC 中国グループ内でこのように多種多様な不適切な会計処理が蔓延したことの主たる原因としては、第3章第1に記載の背景及び経緯の存在並びに本章第2に記載するような経営者自身の関与があったこと、すなわち経営者不正が行われたことが挙げられる。

そして、UMC 中国グループにおいては、主要な原因となった上記の2点に加え、下記3以降に詳述するその他の複数の要因が相まって、不適切な会計処理が日常的に行われるほどに常態化し、その種類及び数ともに多数累積するようになったと考えられる。

#### 1 過去からの不適切な会計処理の残存

##### (1) 営業 TP の優先等

第3章第1に記載のとおり、UMC グループにおいては、営業 TP と財務 TP という二つの概念が用いられてきた。いずれの TP の概念も売上高から原材料費を控除した金額であることに変わりはないが、財務 TP は仕損品、棚卸減耗費、加工費等を考慮に入れた、実績ベースの金額である一方、営業 TP は、仕損品や棚卸減耗費、加工費等は考慮されていない、見積りベースの金額である。

実績ベースの財務 TP と見積りベースの営業 TP の間に差異が生じるのは当然のことであり、かつ、財務会計上の数値としては、当然、財務 TP が正しい数値として扱われるべきである。しかしながら、UMC 中国グループ内では、営業 TP が正しい数値であるかのように扱われ、財務 TP の数値を営業 TP の数値に合わせる形で財務会計上の数値を調整するという構造的な問題が存在しており、その手段として、例えば、原材料費の計上時期を意図的に遅らせるといった不適切な会計処理も行われていた。

##### (2) 10.5 問題の原因の未解明

2011年9月のSAP導入時に顕在化した10.5問題についても、第3章第1に記載のとおり、財務 TP の数値を営業 TP の数値に合わせるために行われた不適切な会計処理がその根本の原因にあるものと考えられる。

10.5 問題報告書においては、10.5 問題における買掛金残高の差異は不適切な会計処理によって生じたものではなく、原材料の仕入先からの請求書の送付が遅れるため、買掛金の計上が遅れたこと等に原因があるとされ、SAP の導入は当該問題を改善するものであるかのように記載されているが、問題の根底にある、財務 TP の数値を営業 TP の数値に合わせる形で不適切な会計処理を行うという実態は改められなかった。

### (3) 10.5 問題の未処理分の残存

10.5 問題については、UMC グループにおける当時の調査では買掛金残高の計上不足額は約 10.5MUSD であると結論付けられたが、本件調査の結果、買掛金残高の計上不足は、更に約 4.7MUSD 存在していたことが明らかとなった。

この買掛金残高の計上不足については、D 氏を含む UMC 中国グループの一部では 2012 年 3 月頃には把握されていたにもかかわらず、UMC 中国グループにおいては、当該買掛金の計上不足について、把握した時点で損失計上が行われなかった。

### (4) リカバリープラン

第 3 章第 1 に記載のとおり、2012 年 3 月期の UMC 中国グループの業績が予想よりも著しく悪化することが発覚したことから、UMC 本社の経営陣の総意に基づき、UMC 本社から A 氏及び K 氏が中国に出張し、C 氏及び D 氏を中心とした UMC 中国グループの経営陣とともに、様々な方法による営業利益の調整を検討し、結果的にリカバリープランと呼ばれる総計約 5.05MUSD の 2012 年 3 月期の営業利益のかさ上げが行われた。ここでかさ上げされた約 5.05MUSD のうち約 3MUSD については、その後、期末時点の在庫の単価を過去入荷最高価格に調整することで在庫を過大計上するという方法に一本化して管理され、徐々に損失計上され減額された部分はあるものの、現在に至るまで引き継がれている。

### (5) 小括

上記のように、UMC 中国グループにおいては、10.5 問題の発覚という、不適切な会計処理の根本原因である営業 TP の財務 TP への優先という構造的問題を解決する機会が存在したにもかかわらず、10.5 問題の根本原因を究明しようとせず、営業 TP の優先という姿勢を改めなかった。そればかりか、UMC 中国グループにおいては、10.5 問題で未処理であった買掛金の計上不足をその後も適切に損失計上せず、更にはその直後の 2012 年 3 月期の決算において、リカバリープランとして新たに不適切

な会計処理を行い、その翌期における影響額の一部を経営者の関与の下で在庫の単価調整という不適切な会計処理を用いて管理し続けた。

こうした一連の対応は、経営者の関与の下、継続的に不適切な会計処理を行うという状況を作出したものに他ならず、UMC 中国グループにおいて、不適切な会計処理を実施する際の心理的な障壁を押し下げていると考えられる。

## 2 経営者の関与（経営者不正）

本章第 2 において詳述するとおり、C 氏及び D 氏については、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の一部について指示していたこと、また、それらの多くについて認識又は認容していたことが認定できる。

また、B 社長については、不適切な会計処理について直接的な指示は認められないものの、B 社長の利益偏重かつコンプライアンス意識の欠けた経営姿勢が、本件調査で明らかになった不適切な会計処理が行われた一因となったと考えられる。

そして、上記 1 に記載のとおり、買掛金の計上不足及び在庫の過去入荷最高価格への単価調整の継続には、いずれも UMC 中国グループの経営陣の関与が認められる。これに加え、財務部の担当者は、財務 TP と営業 TP との間に差異が生じると、財務 TP の数値を営業 TP の数値に近づける形で財務会計上の数値を調整することを余儀なくされ、また営業利益等の額が目標額に達しない場合等には、下記 4(1)及び本章第 2 にも記載するとおり、C 氏らからの叱責から逃れるために、不適切な会計処理によって場当たり的に利益額を調整してでも、目標額を達成しようとするのが常態化していた。このような経営者の直接的及び間接的な関与の結果、UMC 中国グループにおいては多種多様な不適切な会計処理が行われることとなったものと考えられる。

以上のとおり、本調査報告書で認定した不適切な会計処理は、経営者が不適切な会計処理を行う素地を作った点、及び一部の不適切な会計処理については C 氏及び D 氏が指示し、また多くの不適切な会計処理について認識又は認容していた点に鑑みれば、経営者不正であると考えられる。

この点に関しては、本章第 2 においてより詳述する。

## 3 管理本部の脆弱性

### (1) 複雑な会計処理の仕組み

UMC 中国グループにおいては、各社において採用する売上計上基準や費用認識基

準が異なることから、売上の計上時期や費用の計上時期に差異が生じる等（売上計上において、「出荷基準」と「発票基準」の差異があったことは、その一例である。）、グループ内取引においても様々な調整を行うことが必要であった。加えて、UMC 中国グループ各社間で標準原価や機能通貨が異なる（2000 社の機能通貨は USD であるが、2000 社以外の UMC 中国グループの機能通貨は RMB である。）等の問題もあり、UMC 中国グループにおいては、会計処理に当たっては、相当程度複雑な調整が必要となるのが実情であった。

## (2) 管理本部の能力及び人員不足

上記(1)において述べたような相当程度複雑な会計処理が UMC 中国グループにおいては必要であったのに対して、UMC グループの管理本部には、そのような会計処理に適切に対応する人員及び能力が不足していた。

第 3 章第 1 に記載のとおり、UMC グループにおいては、オーナーへの権限の集中及び世襲制の脱却を目的として、B 社長により、営業本部、製造本部及び管理本部により構成される三本部制が採用されたが、その実態としては、製造本部長である C 氏の発言力及び影響力が大きく、管理本部の立場は弱かった。

そのため、管理本部においては、十分な予算が割かれぬこともあり、日々発生する業務に対応する十分な人員や能力を兼ね備えていなかった。実際に、本件調査を通じて、財務担当者の中には、会計知識や SAP への理解が不十分な者も一定程度見受けられたことに加え、当委員会のヒアリングにおいて、ほぼ全ての役職員が、管理本部の人員不足を指摘していた。このような管理本部の人員及び管理能力不足は、財務部が正しい財務 TP をそもそも算出することができず営業 TP の更なる優越につながる等、管理本部の立場がいつそう弱まる一因になったとも言える。

## 4 UMC グループの企業風土

### (1) パワハラ・プレッシャーから逃れるための不適切な会計処理の実施

当委員会のヒアリングにおいて、製造業には文化としてパワハラの要素があるのは当然であると述べる者や、上司が絶対（軍隊的）であると述べる者がいた。中でも C 氏及び D 氏については、その言動がパワハラの要素を含んでおり、プレッシャーが強かったと述べる者は多数にのぼり、C 氏らが利益追求のため、部下への指導に際し、相当強いプレッシャーを与えていたことが認められる。また、自らの考えを述べても C 氏らの考えと異なれば否定され、却って叱責されるだけなので、言っても無駄との諦め感が蔓延している旨述べる者もあり、風通しの悪い職場環境であったこ

とが見受けられる。

更に、当該期における売上が不足している、あるいは処理すべき費用が多額であり、一括処理すると当該期における利益を著しく悪化させる等の事態が生じると、パワハラ的言動による過度のプレッシャーから、特に C 氏及び D 氏からの具体的な指示がなくても、現場の従業員が、自身の判断により、不適切な手段で、表面的・一時的な解決を図り、場当たりの不都合なことを先送りする処理を行ってしまう土壌が醸成されていたことが認められる。

## (2) 売上及び利益偏重の経営姿勢

本章第 2 において詳述するとおり、UMC グループにおいては、B 社長の利益偏重の経営方針を反映して、必ずしも実情に沿わない売上及び利益目標が設定されていた。

そして、売上目標を達成することが現実的に不可能な場合、特に UMC 中国グループにおいては、C 氏からの目標達成への強いプレッシャーに晒され、少しでも目標の数値に近づけるため、期末間際になると、売上として計上できるものがないか探すことが常態化していた。このことが、第 3 章第 2 に記載の売上に関する不適切な会計処理の背景となったものと考えられる。

加えて、UMC グループにおいては、売上のみならず、利益を上げることへのプレッシャーも強く、特に UMC 中国グループでは C 氏のプレッシャーの下、当初想定していた利益目標を達成できない場合には、先送りできる損失は翌期に回してでも利益目標を達成することを余儀なくされていたのが現状であった。

## 5 内部統制システムの機能不全

### (1) 取締役会

当委員会のヒアリングにおいて、取締役会においては、社外取締役からは必ず発言がなされており、活発な議論がなされていたと述べる者がいた。その一方で、

取締役会においては、ありのままの内情は語られていなかったと述べる者もいた。このような状況からすると、仮に取締役会における議論自体は相応に活発であったとしても、それは一定の制約付きのものであったと評価せざるを得ない。

また、取締役会において、UMC 中国グループの各社についてそれぞれ個別の決算は報告されていないことから、個社別の数値を提出するように要請したが、結局個社

別の数値は提出されなかったと述べる者がいた。更に、当委員会のヒアリングによれば、C氏が会社に貢献しているとの考えから（特に社外取締役においてこのように評価する者が複数いたようである。）、取締役会においてC氏及び製造本部への権限集中に対する疑問が少なくとも表立っては示されることはなかったとのことである。

上記のような事情に鑑みると、取締役会を通じた監督機能、特にUMC中国グループに対する監督機能は十分果たされていなかったことが窺える。

加えて、当委員会のヒアリングによれば、取締役会において、内部統制に関する事項は、法定事項の決議を除き、内部通報制度創設の際以外に議論になったことがないとのことであり、内部統制システム構築への関心は高くなかったことが見受けられる。

## (2) 監査役会

当委員会のヒアリングによれば、B社長及びC氏が会社にとって否定的な内容の報告ないし議論を嫌うことから、監査役間で共有された疑問（例えば、UMC中国グループにおいて長期滞留在庫の処理が適切に行われているのかといった疑問）があっても、それを取締役会において確認することは行われていなかったとのことである。しかし、監査役会の本来の機能としては、こうした会社の問題点を適切に監査することが当然に想定されているのであり、こうした問題点についての議論を避けていた監査役会が、その監査機能を十分に果たしていたとは到底言うことはできない。

## (3) 三本部間の権力の不均衡

第3章第1に記載のとおり、UMCグループにおいては、営業本部、製造本部及び管理本部の三本部制を採用し、各部門で一応の業務分掌を図っていたが、実態としては製造本部長であるC氏の発言力及び影響力が圧倒的に強く、製造本部に対する牽制が効かない状況であった。

## (4) UMC中国グループにおける内部統制システムの無効化

本章第2に詳述するとおり、取締役であるC氏及びD氏自身が、UMC中国グループにおける不適切な会計処理の一部について指示していたこと、及び複数の不適切な会計処理について認識又は認容していたことが認められる。

すなわち、UMC中国グループにおいては、本来であれば、内部統制システムを自ら構築・運営し、コンプライアンス遵守を徹底させるべき立場にある者が、自ら不適切な会計処理に関与していたのであって、UMC中国グループにおいては、内部統制

システムが無効化されており、自浄作用が十分に働かない状況であったと評価せざるを得ない。

## 6 コンプライアンス体制の機能不全

### (1) B社長のコンプライアンスに対する意識の低さ

会社のコンプライアンスを意識した風土作りは会社経営者にとって極めて困難な課題であり、経営陣は様々な機会を捉えてコンプライアンスを重視していることを発信し、また、日々の業務の決定の中でその姿勢を自ら実践することにより、役職員のコンプライアンス重視が企業風土として定着するように、努力し続けなければならない。とりわけ、B社長はUMCグループの創業家かつ実質的な筆頭株主であったのであるから、その経営姿勢は全社的に強い影響力を有することを自覚した上で、コンプライアンスを重視する風土を醸成することが望まれる存在であった。

しかしながら、本章第2に記載のとおり、B社長は、コンプライアンス重視を役職員に徹底させるという意識が低かった側面が否めない。B社長自身、当委員会のヒアリングにおいて、経営会議やその他の場面でコンプライアンスについて指導したことはないと述べている。

### (2) C氏のコンプライアンスに対する意識の低さ

C氏も、取締役会やその他の場面において、コンプライアンスの重要性について言及した事実は認められず、B社長と同様、コンプライアンスを徹底させるよりも利益を優先させる経営姿勢であったことが認められ、コンプライアンスに対する意識は低かったと言わざるを得ない。

むしろ、C氏はB社長を中心として設定された目標について、それが実情に合わない目標であったとしても、当該目標を達成するためであれば、パワハラ的な言動により強烈的なプレッシャーを役職員に与えるばかりか、不適切な会計処理についても、自ら指示又は認識若しくは認容しており、コンプライアンス意識の欠落は深刻である。

### (3) D氏のコンプライアンスに対する意識の低さ

D氏も、B社長及びC氏と同様、取締役会やその他の場面において、コンプライアンスの重要性について言及した事実は認められず、コンプライアンスを徹底させるよりも利益を優先させる経営姿勢であったことが認められ、コンプライアンスに

対する意識は低かったと言わざるを得ない。

また、D氏は、本来コンプライアンスを特に重視すべき管理本部長という役職に就いていたにもかかわらず、日常の業務の過程において従業員に強いプレッシャーを与えるのみならず、不適切な会計処理についても、自ら指示又は認識若しくは認容しており、C氏同様、コンプライアンス意識の欠落は深刻である。

#### (4) コンプライアンス担当役員

UMCグループにおいては、2017年4月以降、取締役会長であるA氏が、コンプライアンス担当役員に任命され、コンプライアンス違反の防止を図るために必要な措置を行うこととされている。

A氏は、三本部制の下で、C氏を長とする製造本部の権勢が営業本部及び管理本部を凌駕するほど増大していることを認識しており、本来であれば、コンプライアンス担当役員として、コンプライアンス違反を招きかねない特定の部門や個人の権勢の増大及び権力の集中に疑問を呈し、それを是正するための措置を講ずることが望まれるところであった。しかしながら、A氏において三本部相互の牽制機能が働くような具体的な措置を講じて、C氏への権力集中に歯止めをかけるような対応は取られなかった。

また、第6章に記載のとおり、A氏は、遅くとも2019年6月中旬には、複数の人物より、UMC中国グループにおいて不適切な会計処理や内部統制上の問題点があるとの指摘がなされていることを認識しながら、この事実を直ちに取締役会、B社長又は監査役に報告しなかった。その一方で、A氏は、内部通報等があった事実を、その趣旨は明瞭でないものの、内部通報等の対象事実の当事者であったC氏に伝えている。

第6章に記載のとおり、A氏の内部通報等への対応に関連して、意図的にUMC中国グループにおける不適切な会計処理の発覚を遅らせた事実や、UMC中国グループが隠蔽工作をすることを示唆し、又はUMC中国グループによる隠蔽工作の時間を確保するために、あえて株主総会や有価証券報告書の提出まで不適切な会計処理の疑義を会計監査人等に秘匿していたとの事実は認められない。しかしながら、こうしたA氏の対応の結果として、UMC本社は既に申告等がなされていた内容を含む不適切な会計処理を前提とする決算を修正することなく株主総会で報告し、有価証券報告書を提出している。また、A氏が、内部通報等があった事実を内部通報等の当事者であるC氏に伝えたことは、内部通報規程の趣旨及び運用に反する著しく不適切なものである。

以上の点を踏まえれば、UMC本社においてA氏をコンプライアンス担当役員とするコンプライアンス体制が機能していたとは到底評価できない。



## (5) コンプライアンス研修の不実施

当委員会のヒアリングによれば、UMCグループにおいては、コンプライアンス研修を定期的に（年4回）実施する計画はあったものの、結局実現していないとのことであり、コンプライアンス教育が行き渡っていなかったと言わざるを得ない。

## (6) 小括

以上のとおり、UMCグループにおいては、積極的にコンプライアンス体制を構築すべき立場にある役員らのコンプライアンス意識が欠如していたことは明白であり、こうした中でコンプライアンスを重視する風土を根付かせることはそもそも困難であったと評価せざるを得ない。そして、こうしたコンプライアンス体制上の問題は、不適切な会計処理のみならず、その背景となったパワハラやプレッシャーに歯止めをかけられなかった一因ともなったものと考えられる。

## 7 内部通報制度の設計及び運用上の問題点

### (1) 制度設計

UMC本社では、社内における法令違反行為、企業倫理に反する不正・不適切行為を相談・通報するための内部通報窓口を設置している。同窓口は、管理本部経営企画室が管轄し、2017年4月以降は取締役会長であるA氏がコンプライアンス担当役員となり、取締役会長が指名する社外取締役又は社員が相談員として相談・通報の対応を行っている。また、規程によれば、相談・通報を受けた相談員は、その内容を直ちに監査役並びに取締役会長及び代表取締役社長に報告し、速やかな調査を行うこととされている。

### (2) 運用上の問題点

本件調査の発端となったのは、2019年5月末の内部通報であり、UMCグループにおいて内部通報制度が一定程度は機能していたと評価できるが、上記6(4)に記載の問題点の他、下記のような運用上の問題点が見受けられた。

#### ア 海外子会社

海外子会社の日本人以外の役職員については、規程上、「既に目安箱等が設けられ、多くの相談等が届いていますので、海外子会社のコンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス責任者はこの規程を参考に対応していただきます。」と規定され、内部通報窓口で相談できる役職員に含まれていなかった。

そして、海外子会社の目安箱等に相談された内容については、内部通報窓口の相談員が確認することはなく、管理本部経営企画室において、相談件数の集計や相談内容の共有等はなされていない状況であった。

#### イ 内部通報窓口に対する信頼の欠如

当委員会のヒアリングによれば、UMCグループには、言っても無駄という諦め感が蔓延しており、また、問題点を指摘するとB社長を中心として、「誰が（そんなことを）言ったのか」と、通報者が誰かの確認が始まってしまうと述べる者がいた。そのような環境の中では、内部通報窓口が機能しないことは想像に難くない。

### 8 内部監査部門の機能不全

#### (1) 内部監査室の概要

UMCグループの内部監査室は、代表取締役社長直轄の独立した内部監査部門として設置され、各事業年度に海外子会社も含めた全拠点の内部監査を行っている。内部監査の方法は、全拠点において、チェックリストに基づく内部監査ではなく、ヒアリング形式での内部監査方法を採用している。これは、当委員会のヒアリングによれば、経営陣からの検閲や犯人捜しを防止する目的があるとのことであり、UMCグループの置かれていた状況に鑑みれば、一定程度、実のある内部監査を行おうとしていた姿勢は見受けられる。

#### (2) 内部監査室の問題点

しかしながら、実際にはUMCグループの内部監査室は下記の問題点を抱えており、内部監査室による内部監査が十分に機能していたとは言い難い。

#### ア 人員不足

2019年6月28日付けの有価証券報告書によれば、同時点における内部監査室の人員は、室長1名、室員1名の2名である。しかし、当委員会のヒアリングに

よれば、同室員は入社約半年後頃から、内部通報窓口を担当するため経営企画室を兼務しており、内部監査室の業務は行っておらず、内部監査室の業務は2016年頃から内部監査室室長が実質1名で行っていたとのことである。

また、内部監査室では、全拠点を1年に1度は往査することを原則としていたものの、1名体制では現実的には不可能であったとのことである。

#### イ 内部監査報告書とヒアリング聴取事項の乖離

内部監査の結果については、内部監査報告書として代表取締役社長に報告され、内部監査報告書は代表取締役社長の承認事項とされている。もっとも、内部監査報告書はそのまま改善指示書になることから、内部監査報告書にはヒアリングでの聴取事項をそのまま記載せずに、整理の上、報告しても支障がない（改善指示書になっても改善可能な）程度の、現場にとって当たり障りのない内容の記載に留めていたとのことである。

したがって、B社長が内部監査の結果について、ありのままの事実を把握することはできていなかったと言える。

#### ウ 内部統制事項評価報告書の形骸化

UMC 本社が内部統制報告書を作成するにあたり、各拠点長から内部監査室を宛先として内部統制事項評価報告書が提出されるが、特定の地域における内部統制事項評価報告書については、拠点長が署名し、内部監査室を宛先として提出するだけのものとなっており、内部統制事項評価報告書の作成に当たって、十分な評価及び検証過程が履践されていないことが窺えた。

#### エ UMC 中国グループにおける内部監査機能

第2章第6・8に記載のとおり、UMC 中国グループにおいては、品質保証部に内部監査機能が与えられ、UMC 中国グループにおいて独自の内部監査機能を果たすことが期待されていた。しかし、実態としては、品質保証部の主な役割は、製品の品質管理や社内教育の実施であり、そもそも品質保証部には経理や財務の知識を有している者が在籍していない状況であり、UMC 中国グループ独自の内部監査規定も存在しなかった。

そのため、品質保証部が内部監査との関係で実際に行っていた業務は極めて限定的なものにとどまり、独自の内部監査機能を果たすことは到底不可能であった。

### (3) 小括

以上において述べたとおり、UMCグループの内部監査部門は様々な問題点を抱えており、内部監査は実質的には形骸化していたと言わざるを得ない。このような内部監査の形骸化もまた、不適切な会計処理に歯止めをかけられず、これほどまでに多種多様な不適切な会計処理が行われるに至った一因を構成していると考えられる。

## 第2 不適切な会計処理への経営陣の関与及び影響

### 1 本質は経営者不正であること

上記第1・1に記載のとおり、UMC 中国グループにおいて不適切な会計処理がこれほどまでに拡大した背景としては、10.5 問題以前から営業 TP を財務 TP に優先させる風潮が存在し、これが 10.5 問題の発覚後も是正されることなく、財務 TP を営業 TP に合わせる形で処理を行う状況が継続してしまったこと、10.5 問題の調査時に、その時点において存在した買掛金残高差異の全額について処理が行われず多額の未処理分が残っていたこと、及び 2012 年 3 月期のリカバリープランによるかさ上げ分の一部である約 3MUSD について、翌期以降も継続して調整を行う必要が生じてしまったこと等が挙げられる。これらの要因により、UMC 中国グループにおいては、2013 年 3 月期以降も継続して不適切な会計処理を行わざるを得ない状況となっていた。

このような不適切な会計処理を行わざるを得ない状況は、過去に経営陣自身を作り出してしまったものであり、本件調査で明らかになった UMC 中国グループにおける多種多様な不適切な会計処理は、かかる経営陣により作り出された状況を背景に行われたものである。

また、UMC 中国グループの董事長であった C 氏及び副董事長であった D 氏には、パワハラ的言動が見られ、C 氏は、時にパワハラ的言動とともに、利益調整を強く求めた。また、C 氏及び D 氏は、一部の不適切な会計処理については自ら指示していたこと、及び複数の不適切な会計処理については、自身らの利益調整へのプレッシャーの下で、従業員が不適切な会計処理を行っていることを認識又は認容していたことが認められる。

B 社長については、不適切な会計処理を直接指示した事実は認められないものの、利益を偏重し、コンプライアンス意識が希薄であった傾向が見られ、B 社長の掲げる利益目標を達成しようとした C 氏の行為がエスカレートした可能性は否定できず、ひいては、UMC 中国グループにおいて不適切な会計処理が蔓延するという事態の一因となったと考えられる（なお、2012 年 3 月期のリカバリープランには、C 氏及び D 氏の他にも、B 社長をはじめ当時の UMC 本社の主要な役員も関与している。）。

本件調査で明らかになった不適切な会計処理には、従業員による会計知識の不足に起因して行われたものや、C 氏及び D 氏の指示又は認識若しくは認容のない中で行われ、従業員自らの判断で行われたように見えるものも含まれている。

しかしながら、不適切な会計処理を行わざるを得ない状況を作り出してしまったのも、その後、そのような状況下で多くの不適切な会計処理を指示又は認識若しくは認容したのも経営陣であることを踏まえれば、当委員会は、UMC 中国グループにおける不

適切な会計処理の本質は、個々の従業員による不正ではなく、経営者不正によるものであると考える。

以下、本件調査で明らかになった C 氏、D 氏、B 社長及びその他の役員による不適切な会計処理への関与について述べ、かかる不適切な会計処理が経営者不正によるものであることを明らかにする。

## 2 C 氏の関与及び影響

### (1) C 氏の経歴

C 氏は、2003 年 8 月に 2000 社に入社し、2012 年 4 月に UMC 本社の取締役役に就任し、2014 年 1 月には取締役副社長となった。UMC 中国グループの董事長には、2012 年 4 月に就任し、以後、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理が発覚するまで董事長の職に就いていた。また、2015 年 4 月には UMC タイ及び UMC ベトナムの取締役も兼任し、同年 6 月には三本部制の中でも最も力を持つ製造本部長として、他の拠点に対しても強大な影響力を有していた。

### (2) C 氏が指示又は認識若しくは認容していた不適切な会計処理

#### ア 強力なプレッシャー

UMC グループは、三本部制を採用していたが、C 氏がトップを務める製造本部が大きな力を有していた。当委員会がヒアリングを実施した役職員は、ほぼ全員が、各本部のトップ（いずれも副社長）の中で、C 氏の権力が抜きんでていたと述べている。このように、UMC グループ内では、C 氏が絶大な権力を有していたところ、C 氏は B 社長の掲げた利益目標を達成するべく、UMC 中国グループの役職員に日常的に強力なプレッシャーをかけていた。また、製造本部長としての立場に基づき、UMC タイ等の他拠点の拠点長らにも強いプレッシャーをかけていた。

当委員会のヒアリングにおいて、C 氏は誰よりも仕事熱心である、又は C 氏がプレッシャーをかけるのは会社のためであると述べる者もいた。しかし、C 氏からの強力なプレッシャーが、現場レベルで不適切な会計処理を行う大きな要因となったことは明らかである。

当委員会のヒアリングにおいて、「C 氏からプレッシャーを受けるというのは、具体的にはどのようなことを指すのか。」との質問に対しては、下記のような回答があった。

- ・ 会議中か個別の機会かにかかわらず、長時間にわたり恫喝されることがしばしばあった。「お前なんてこの業界で働けなくしてやるからな。」等と恫喝されたこともある。このように C 氏から長時間恫喝されると、自分自身に力がないため期待に応えられないのだと次第に思うようになっていった。
- ・ 執行役員会議は C 氏の独演会で、各拠点の報告者に対し、「それではダメだ。なぜできないんだ。」とひたすら叱責していた。
- ・ (在庫の水増しを行った動機について) 早朝、夜中関係なくかかってくる電話が辛い。また、C 氏の問題を誰にも相談できない。そういったことから逃れたいというのが動機である。
- ・ (在庫の不正を今まで申告しなかったことについて) C 氏には報告できないということに尽きる。報告したら報復される。
- ・ C 氏にありのままの予算の話をするが、それではダメだと言われて、経費予算を実態よりも少ない金額で計上したり、確度の低い予算を立てさせられたりして、年度末に黒字決算になるまで何度もやり直しさせられる。
- ・ C 氏に正直ベースで状況を正しく報告するが、その発言内容が全て否定されて、最後には何も言えない状況になる。会議後、他の出席者と「黙秘するしかない。」と話していた。
- ・ C 氏が業務管理課の従業員を土下座させていたという話を聞いたことがある。
- ・ 直接見聞きはしていないが、首根っこをつかんで引きずり回す、5 階の窓に突き出し、「飛び降りて死ね」という等の C 氏のパワハラ行為について聞いたことがある。
- ・ 怖い人とは思っていた。駄目だと言われると他の道を探すしかなくなる。明らかに役職が上の人から恫喝とまではいわないが怒られるのは怖いと思う。例えば、「お前一体どうするつもりなんだよ。」「はい。」「はいじゃなくって。」「はい。」「はいつて言うな。」「... (沈黙)。」「黙ってんじゃねえよ。」と言われると、考えにくくなる。自分の中でも焦るし、答えが見つからない中で、C 氏からこうではないかと言われるとそうだと思うってしまう。

また、当委員会が行ったアンケートにおいても、下記のような趣旨の回答があった。

- ・ (架空在庫の不正に関し) 製造本部長 (C 氏) からの威圧があり、正しく報告できる状況ではなかったのではないかと考える。
- ・ 損失計上の回避をあらゆる方法で検討すべきとの指示が C 氏からあり、中でも特に確実性の高いイニシャル費用の請求については、バックデートでの売上計上をしてでも実行するようにとのことであった。

## イ リカバリープランの会議への参加

C氏は、2012年4月22日のリカバリープランの会議（詳細については第3章第1・5参照）に参加し、不適切な会計処理の実行を決定した当事者の1人である。この会議は、C氏及びD氏を中心としたUMC中国グループの経営陣に加え、UMC本社からも取締役会長であったA氏や当時は取締役管理本部長であったK氏ら、当時のUMCグループの主要な経営陣の多くが中国に集まり行われたものである（なお、B社長はこの会議には参加していない。）。そして、当該会議においては、不適切な利益のかさ上げについて、会議参加者が知恵を出し合い、対応を決定し、（B社長がその詳細な中身を把握していたかは不明であるものの）B社長の承認を得て実行された。このような会議の性質及び内容から、リカバリープランの会議は、以後のUMC中国グループの会計処理に大きな影響を与えたものと考えられる。実際に、第3章第4・1(1)に記載の在庫の過去入荷最高価格への単価調整は、リカバリープランがその起点となっており、また、リカバリープランの会議の出席者には、以後、每期、在庫の単価調整やPROVISIONの調整等の不適切な会計処理を行った従業員も含まれていた。

加えて、C氏は、当時、UMC中国グループの董事長であったのであるから、事前のリカバリープランを構成する具体案の策定にも関与していたものと考えられる。この点について、C氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「自分としては、本社が決めた内容だから、それに従ったという認識である。」「財務経理の責任者はD氏であり、D氏が本社管理部門と相談して決めた内容と認識している。」と述べている。

しかし、リカバリープランの会議に先立ち、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXV氏が在庫の単価調整を検討し、C氏及びD氏にその内容を報告するメールが確認されており、C氏は、少なくとも、在庫の単価調整については、案の策定に関与していたものと認められる。

## ウ その後のUMC中国グループでの関与

### (ア) 売上に関する不適切な会計処理への関与

UMC中国グループにおいては、2012年から2013年にかけて、イニシャル請求について、顧客との間で合意ができていないにもかかわらず、デビットノートを発行してしまい、その結果、未回収売掛金が大量に発生した。

当委員会の従業員へのヒアリングにおいて、顧客との間で合意ができていないにもかかわらず、デビットノートを発行した原因となったのは、C氏の指示



(「利益を上げろ、イニシャルがあるだろう」、(顧客の承諾がとれていないと言っても)「まずはデビットノートを発行して売上を計上しろ」)であるとの発言が複数のヒアリング対象者からなされた。

また、上記のヒアリング結果を受けて実施した当委員会の C 氏へのヒアリングにおいて、C 氏は、かかる未回収売掛金の存在を把握していたことを認めた。これにより生じた未回収売掛金は、その後、拡大経営会議において、その扱いについて議論されることになり、売掛金の洗替処理が行われた。C 氏は、売掛金の洗替処理については、自らが認識又は認容していたことをいずれも否定しているが、下記 3 に記載のとおり、D 氏は、C 氏も出席した同会議や PSI 会議において、売掛金の洗替処理が協議・決定されたことを認めている。

加えて、C 氏は、未回収売掛金について、「一気に落とせない。だんだん消すしかない。」と述べたことを認め、その理由について、「原資(損失に見合った利益)が必要であるという認識だった。」とも述べている。

また、UMC 中国グループにおいては、PSI 会議において、翌月初めに出荷する予定の製品を当月末に出荷することへの顧客の同意を得て、当月に売上を計上すること(先行出荷と呼ばれていた)についても議論されていた。但し、この中には実際には、当月に出荷をしないにもかかわらず、(顧客の同意を得ずに)SAP 上の出荷処理のみを早めることにより、売上先行計上を行ったものも存在した。この点について、C 氏は、「あまり無い(財務にインパクトを与えるほどは無い)。先々に全くオーダーが無いものではない(全くの架空という訳ではない)。」と述べ、事実上、自らが認識又は認容していたことを認めた。

その他、C 氏は、DD 社との取引において生じた、UMC 中国グループの DD 社に対する回収不能な売掛金が残存していること、及び [REDACTED] UMC ベトナムが、 [REDACTED] [REDACTED] 技術支援料の形で UMC 中国グループに支払うことにより、UMC 中国グループが実質的に回収するスキームが実施されていることについても認識していることを認めた。

#### (イ) 売上原価等に関する不適切な会計処理への関与

C 氏は、10.5 問題について未処理の買掛金残高が残存していたことは、本件調査が開始して初めて知ったと述べた。また、DD 社について、未計上の買掛金が存在していることは認識していなかったと述べた。

しかし、D 氏は、2013 年 8 月、C 氏に対し、

- ① 約 4.4MUSD の買掛金の計上不足があること、及びそれとは別に約 2～4MUSD の BB 社の買掛金の計上不足があると思われること
- ② その内容（原因）は 10.5 問題と同じであって、10.5 問題のときに処理できなかったものが約 9～11MUSD 程度あったこと
- ③ 上記②の約 9～11MUSD のうち、約 3MUSD は在庫の単価調整で穴埋めしたため、残りが買掛金の計上不足として約 6～8MUSD 存在していると考えられること

等を内容とするメールを送信しており、（上記各金額の正確性はともかく）記載されている問題の重要性からすれば、C 氏がこれらの問題点が存在することについて、この時点において認識していなかったとは考え難い。

#### (ウ) 在庫に関する不適切な会計処理への関与

上記のとおり、2013 年 8 月の D 氏から C 氏のメールには、約 3MUSD は在庫の単価調整で穴埋めしたとの趣旨の記載がある。また、2013 年 4 月、C 氏及び D 氏らが、在庫の単価調整（期末時点で在庫となっている原材料につき、過去に仕入れた原材料の実際購入単価のうち最高単価により評価することで在庫の評価を増額する調整）により約 3MUSD を調整する案が記載されたメールを UMC 中国グループの在庫担当者から受領している。

加えて、C 氏は、長期滞留棚卸資産に対する PROVISION の計上に関して、洗替処理をした在庫につき、会計監査人への説明方法について、V 氏とメールでやりとりしている。当委員会のヒアリングに対し、C 氏は、当該メールに関して、棚卸資産の「洗替」とは、原材料の購入予定を顧客に確認することを指す（顧客に購入予定があれば廃棄すべき在庫にはならない）と述べる。しかし、V 氏は、当該メールに関して、「洗替」とは、SAP 上で古い在庫を一旦返品処理し、再購入処理をすることで、あたかも新たに購入した在庫であるかのように見せかけること（実際には返品も再購入もしない）を指すと述べている。「洗替」との言葉の一般的な用法や、関連するメールの記載内容（「何か細工するという策を考えるしかない」等）からすると、C 氏も「洗替」とは SAP 上での実態のない返品再購入処理を指すものと理解していたものと考えるのが自然である。更に、この裏付けとして、V 氏が特定の原材料につき、「2016 年 12 月返却&同 2016 年 12 月再購入」との手續を依頼している 2016 年 12 月のメールには、C 氏も CC に含まれている。これらのことからすれば、C 氏が棚卸資産の「洗替」が、SAP 上で一旦返品処理し、再購入処理をすることを意味すると認識していたことは十分に認定できる。

その他、不良品又は仕損品の在庫の廃棄を申請する稟議書が、C氏の承認のないまま董事長室に大量に残っており、長期間、在庫の廃棄を実施できなかったことが確認されている。この点について、C氏は、「廃棄をするには原資がなければいけないため、原資を作って原資の範囲で落としていた。」「原資とは損失に見合う利益という意味である。」「原資がないと落とせないというのは、自分(C氏)が会議の中で言っていた。」と述べており、損失の顕在化を避けるため、あえて廃棄処理をせず、又は利益の範囲内で分割処理していたことを認めている。

### (3) 小括

以上のとおり、C氏は、利益目標を達成するため、各拠点の拠点長や従業員に対し、恒常的に過度のプレッシャーをかけ続けた。また、UMC中国グループの董事長としてリカバリープランの案の策定に関与した上、会議に参加して不適切な会計処理の実行を決定した。更に、10.5問題で未処理となっている多額の買掛金の未計上が存在するであろうことを認識しながらこれを放置した。加えて、不適切な在庫の洗替処理に関与した他、損失を顕在化させないために廃棄すべき在庫の廃棄稟議を承認しなかった。

これらの事実からすれば、C氏において、UMC中国グループにおける不適切な会計処理の一部について指示していたこと、また、自身が指示していない不適切な会計処理の多くについても、自らのプレッシャーに晒された従業員がやむを得ず行っていたことを認識又は認容していたことは十分に認定できる。

## 3 D氏の関与及び影響

### (1) D氏の経歴

D氏は、XXXXXXXXXX 2011年5月にUMC本社に入社し、同年6月から取締役役に就任し、同時にUMC中国グループの副董事長となった。また、2012年11月にはUMCタイ、2015年4月にはUMCベトナムの取締役も兼任している。上場の前年である2015年4月頃には日本に戻り管理本部長となり、同年6月には取締役副社長に就任した。

なお、D氏は、2019年6月をもってUMC本社の取締役を退任している。

### (2) D氏が指示又は認識若しくは認容していた不適切な会計処理

#### ア リカバリープランの会議への参加

D氏は、C氏と同じく、リカバリープランの会議に参加しており、不適切な会計処理の実行を決定した当事者の1人である。

また、UMC中国グループの副董事長として、事前の案の策定にも関与していたと考えられること、及び実際に、少なくともリカバリープランの一内容となった在庫の単価調整について、関与が認められることも、C氏と同様である。

更に、当委員会のヒアリングにおいて、D氏は、リカバリープランの会議で決定したUMC中国グループからUMC本社に対する試作立上開発費約2.1MUSDのデビットノート発行について、その裏付け資料の事後的な作成に関与したことを認めた。

#### イ その後のUMC中国グループでの関与

##### (ア) 売上に関する不適切な会計処理への関与

D氏は、未回収売掛金について、洗替処理を行ったこと及び売掛金の洗替処理が拡大経営会議やPSI会議の場で議題になっていたことを認めている。具体的には、D氏は、当委員会のヒアリングに対して、「拡大経営会議やPSI会議において、繰越したり回収したりできないものは洗替するしかない、洗替で対応しましょう等の話が出たことはあったと思う。」と述べた。

また、D氏は、C氏同様、UMC中国グループのDD社への回収不能な売掛金が残存していること、及び当該売掛金をUMCベトナムからの技術支援料で実質的に回収するスキームが実施されていること（上記2(2)ウ(ア)を参照）を認識していたことを認めている。

##### (イ) 売上原価等に関する不適切な会計処理への関与

また、上記2(2)ウ(イ)でも述べたとおり、D氏は、2013年8月、C氏に対して、10.5問題について未処理のものがあること等を内容とするメールを送っている。

したがって、D氏は、遅くとも2013年8月の時点においては、10.5問題で処理できていない多額の買掛金残高の計上不足が存在すること、及びその多くがDD社に対する買掛金の問題であることを認識していた。

なお、10.5問題で処理できていない買掛金残高が存在することについては、D氏は2012年3月頃の時点でS氏から知らされていたと、その場に同席していた者が述べている。

#### (ウ) 在庫に関する不適切な会計処理への関与

上記のとおり、D 氏の 2013 年 8 月の C 氏に対するメールには、(約 9～11MUSD の買掛金残高の計上不足のうち) 約 3MUSD は在庫の単価調整で穴埋めしたと記載されている。この点に関して、D 氏は、2013 年 4 月、在庫単価を過去入荷最高単価に調整することで約 3MUSD の調整を行う案の記載されたメールを V 氏から受領していることに加え、当該調整案が実行された結果、約 3MUSD の調整が記載されていた在庫検討表を毎月確認していたことも認めている。

また、D 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、在庫の洗替処理 (SAP 上で在庫の返品及び再購入処理を行うことで、SAP 上新品の在庫として取り扱うこと) を認識していたことも認めている。加えて、D 氏は、2015 年 12 月の V 氏とのメールにおいて、滞留在庫を少なく見せかけることを目的とした OF (顧客の将来の発注計画) の水増しの程度についても指示をしている。

更に、D 氏は、2017 年 11 月、UMC タイにおいて大量の廃棄すべき在庫の存在が判明した際、XXXXXXXXXX Y 氏に対し、「そのままでは今期監査で損失計上を求められることは間違いなく、せつかくの黒字化が吹き飛んでしまうので、それだけは何としても避けなければなりません。」「偽 OF (実際には存在しない顧客の将来の発注計画) を入れてでもいったん期末を乗り切り、その後、毎月定額損失処理していく、...スロー (動きの遅い在庫) は OF を膨らませるなりで...監査を乗り切り...解決していく」とのメールを送っている。この点について、D 氏は、当委員会のヒアリングにおいて、「あくまでも方法論を示しただけ。」と述べたが、仮にそうだとした場合、副社長かつ管理本部長という立場にある D 氏がこのようなメールを送信すること自体、コンプライアンス意識が完全に欠如していたことを示すものである。経理担当者が D 氏からこのようなメールを受け取れば、黒字化のために、実際には存在しない資料を作っても監査を乗り切ろうとすることは十分想像でき、単に方法論を示しただけとして片付けられるものではない。

#### (エ) 日本に戻った後の関与

D 氏は、2015 年 4 月頃に UMC 本社に戻り、管理本部長に就任したものの、その後も UMC 中国グループの財務担当者から電話等で会計処理について相談を受けることがあった。

2017 年 9 月には、当時の UMC 中国グループの財務担当者から、XXXXXXXXXX

■■■■■■■■■■ X 氏にメールで下記のような不適切な会計処理の疑義について報告がなされた。

No	status	amount	経緯	C 氏	D 氏
1	CC 社	2.2	設備 DN の未回収。	○	○
2	Exchange	2	消込みができていなかったため、あるべき時期の損益に Hit させられなかった。	×	○
3	DN	1.4	売上増加のための架空請求。	○	○
4	CC 社	7.7	ゼロ単価で仕入れてしまったため仕入未計上。	○	○
5	other	5.7	10.5M の調査時の漏れ。実は残っていた。	×	○
6	在庫検討表	1.3	利益調整のための在庫架空計上。	○	○
	Total	20.3			

X 氏によれば、上記の疑義について D 氏に相談したところ、D 氏のスタンスは、今後ある程度時間をかけながら処理していこうという方針だったとのことである。上記の表に記載されているのは、(1)CC 社に対する未回収売掛金、(2)売掛金の消込みミスから生じた為替差損の未処理、(3)顧客の同意がないにもかかわらず発行したデビットノート、(4)CC 社に対する買掛金の未計上、(5)10.5 問題の未処理、(6)在庫の最高単価への変更による調整といった項目であり、いずれも D 氏が UMC 中国グループ又は UMC 本社に在籍していた際、指示又は認識若しくは認容していた事実と関連性がある内容である。現に、上記表の右の欄には、「D 氏」の欄に全て丸印が付けられている。また、合計約 20MUSD という大きな金額の疑義であるにもかかわらず、その後、D 氏が正式に調査を指示した形跡はない。

以上のことからすると、UMC 本社の経理担当者が述べるように、D 氏は、これらの事実を認識しながら、従前同様、少しずつ処理していく（利益が出た際にその範囲内で損失を落としていく）との判断をし、指示したと認められる。

### (3) 小括

以上のとおり、D 氏は、リカバリープランに参加して不適切な会計処理の実行を決定したほか、10.5 問題で未処理となっている多額の買掛金の未計上が存在するで

あろうことを認識しながらこれを放置した。また、長期滞留売掛金の洗替処理、在庫の過去入荷最高単価への単価調整、在庫の洗替処理等の不適切な会計処理についても認識又は認容し、OFの水増しについては指示していた。更に、D氏がUMC本社に戻った後に、UMC中国グループにおける約20MUSDの不適切な会計処理の疑義についての報告を受けた際も、少しずつ処理するとの従前どおりの姿勢を維持したことが認められる。

これらの事実からすれば、D氏は、UMC中国グループにおける不適切な会計処理の一部について指示していたこと、また、それらの多くについて認識又は認容していたことが認められる。

#### 4 B社長の関与及び影響

##### (1) B社長の経歴

B社長は、UMCグループの創業家出身であり、実質的に約18.7%の株式を保有する筆頭株主である。B社長は、1991年9月にUMC本社に入社し、2010年4月に代表取締役社長に就任し、現在に至っている。

このように、B社長は、創業家出身であり、かつ、実質的な筆頭株主という立場から、一般的な社長以上の強大な権力を持っており、その言動は、役職員に対して大きな影響力を有していた。

##### (2) 利益偏重の経営姿勢

###### ア 初めに

B社長は、目標として掲げた利益は株主との約束であると述べ、また、IR活動を重視している。

もちろん、UMCグループに限らず、上場企業は、事業を通じて売上を伸ばし、利益を上げ、株主に還元することを期待される存在である。しかし、上場企業に期待される使命は、利益を上げることだけではなく、その業績について正しく開示をすることや経営の透明性、コンプライアンスを遵守した経営体制を構築及び維持することも求められている。

B社長には、後者の重要性についての意識が低いことが窺われ、力点が売上及び利益を達成することに偏っており、利益偏重の経営姿勢が見受けられた。

## イ 経営会議における B 社長の発言内容

B 社長の利益偏重の経営姿勢は、経営会議における発言内容からも窺われるため、近時の経営会議における冒頭の B 社長の発言を幾つか紹介する。

- ・ 営業利益の部分、これを会社として何とか持ち上げなければいけないのが今は急務だと思います。...連結で営業利益の上乗せをしないと、今期決算の営業利益が惨憺たる状況になります。とにかく皆さんにお願いしたいことは、数字上でいうならばこれをトッププライオリティにさせていただきたい。1Q で 3 億の営業利益を発表すれば株価は大暴落します。投資家の信頼を失いかねません。... (2020 年 3 月期に売上) 2000 億、(営業利益) 50 億という約束を市場に対してしているのですから、これをなんとしても達成するしかありません (2018 年 6 月)。
- ・ このまま行くと、UMC は経常利益、当期利益の下方修正をせざるを得ない状況でこれは大きな問題があります (2018 年 12 月)。
- ・ 会社が生き抜くためにどうしても必要なのは、売上と利益です。売上と利益を伸ばすためにどうすればいいかという、マネジメントが強い意識を持つことです (2019 年 1 月)。
- ・ 今期、来期と厳しい数字が予想されます。...今まで売上と TP をクローズアップしていたのですが、やはり会社にとって一番大切なのは利益です (2019 年 3 月)。
- ・ 中国、ベトナムは利益率が上がる要素があり、なんとしてもタイ、メキシコの早期黒字化、中国、ベトナムの利益を改善しなければならないと思います。...あと株価を上げること、■■■■円を超えないと次回の第三者割当は厳しい (2019 年 4 月)。
- ・ 現在黒字が見込めるのは東莞、ベトナムで黄色信号は日本、UMCH、赤信号はタイ、橋頭、メキシコです。UMC は今、非常に危ないと考えています。...営業利益率について、この 2 年間は在庫増によりフリーキャッシュフローが大きくマイナスになっており、在庫を最低でも 50 億円分減らしてほしいと思います。今期中にできるかどうか、会社として生き残れるかどうかの分かれ目になります (2019 年 5 月)。

このように、B 社長は、毎月のように経営会議の冒頭で利益 (及び売上) について危機意識を述べ、役員に向けて利益を上げるよう指示している。

無論、上場企業の社長が高い利益目標を掲げ、他の役員や従業員を叱咤激励することは当然のことであり、上記発言自体は何ら咎められるべきものではない。しか



し、B 社長が、上記のように強い言葉で達成を求めている売上や利益は、下記(3)でも述べるように裏付けの乏しいものであり、そもそも達成することが極めて困難なものであることが多かった。

また、上記のように売上や利益を強く求める一方、経営会議における冒頭の B 社長の挨拶でコンプライアンス、法令及びルールの遵守等の言葉が発せられたことは確認できなかった。当委員会のヒアリングにおいても、B 社長は、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理が顕在化する以前は、経営会議等の場で「コンプライアンス」という言葉が発したことはないかもしれないと述べている。

利益追及とコンプライアンスは、いわば車の両輪であって、利益追及のみに偏れば、健全な会社経営に支障をきたすことは多くの不正事案が証明するところである。

#### ウ アンケートで寄せられた意見

当委員会が行ったアンケート調査においても、下記のような趣旨の、B 社長の利益偏重の経営姿勢が見て取れる内容が含まれていた。

- ・ 裏付けがなく、具体的なアクションプランがないにもかかわらず、この上層部の方々は、当年度・中期計画の絵を描く事ばかりで、計画崩れのような状態が多い印象です。それでもなお、予算は必達というふうに八方ふさがりにすることが、不正を誘発するのではと思います。
- ・ 1円でも多く利益をあげるというグループ方針や B 社長の社内会議での日々のコメントが遠因だと思いますが、「利益は先食い、損失は少しでも後ろ倒しにしよう」とする企業風土が各拠点長に染みついており、各拠点長がその方針に 100% 従う形で工場運営がされていることが問題だと思います。赤字予算が許されない、保守的な会計処理については一切議題にも上がらないような社長の考え方、経営環境が不適切会計の根本原因だったと思います。

上記のアンケート結果からは、B 社長の利益偏重の経営姿勢が各拠点長に浸透しており、現場は、強いプレッシャーに晒されていた様子が見て取れる。

#### (3) 高い売上及び利益目標が裏付けのないものであったこと

B 社長が必達せよと号令をかけていた売上や利益の目標は、必ずしも各現場からの積み上げに基づいた実現性のある数字ではなく、B 社長が具体論や根拠が薄弱なまま立てた数字であった。現場からの数字の積み上げに基づいて予算案を作成して

も、それが B 社長の考える数字に満たなければ、更なる数字の積み上げを要求されるというのが、UMC グループにおける実情であった。

当委員会のヒアリングにおいて、UMC グループのマネジメント層からは、B 社長の掲げる予算や目標に裏付けがないことについて、大要、下記のような意見が述べられた。

- ・ 現場がわからないから、具体論がなく、理想的なことばかり言っている。それを部下に押し付けている。
- ・ 十分な打ち合わせもせずに、B 社長の思い込みで売上の予算の数字を決めて、こちらに投げてくる。しかし、それは十分に練られた計画ではないため、実際の金額と差が生じるが、経営会議、取締役会の場で、B 社長が「なぜ達成できないのか。」とプレッシャーをかけてくる。また、在庫についても、減らせというだけで手段を示さない。
- ・ かねてから予算の立て方が悪い加減でダメと社長に忠告してきた。社長は業務の内容を知らないから、悪い加減な高い予算を立てたがる。

各現場から積み上げられた根拠のある数字や予測に基づくことなく、理想に走った予算を組めば、当然のことながら、多くの場合、役職員が努力してもその予算は未達になってしまう。それでもなお、未達は許されないとすれば、役職員がやむを得ず不正に手を染めてでも目標を達成しようと考えてしまうこともあり得る。

かかる状況が UMC グループにおける不適切な会計処理の原因の一つとなったことは否定できない。

#### (4) 役職員へのプレッシャー

B 社長は、UMC 中国グループを模範とするように述べ、UMC 中国グループのトップである C 氏を信頼していた。他方で、期待に沿わない者は役員であっても解任まで示唆して批判することもあった。下記は、B 社長の経営会議での発言内容である。

- ・ 社長から 50 億円の在庫削減、予算の 1.5 倍で頼むという話をしても、購買の担当者からは返信がない。そうすると社長としてどういうマネジメントをするかといったら、代えるしかないということになります。C 副社長には購買部門責任者である役員の交代を真剣に考えて欲しいと思います（2019 年 6 月）。

上記の発言からも、B 社長は、C 氏が成果を上げていると信頼する一方で、自ら

の期待に応えることができない他の役員を非難、冷遇していたことが窺われる。しかし、経営会議の中で、名指しで役員解任を示唆するような発言があれば、役員の中に、B 社長が納得するような成果を上げなければ解任されるとのプレッシャーを感じる者が現れることは想像に難くない。また、上記(6)に記載のとおり、B 社長は C 氏が上げる良い報告（実際には、C 氏は、都合の悪い報告を取締役会や経営会議でしなかったために、良い報告ばかりを上げることができていた）を信頼しきって高く評価しており、その結果、C 氏を模範とすべきとのプレッシャーが他の役員にかかっていた側面は否定できないと思われる。

このような UMC グループの状況を示すものとして、ある元役員は、当委員会のヒアリングに対して、UMC グループについて、「主観的な考えにはなるが、UMC はオーナー企業なので、オーナー（B 社長）が一本釣りで行ってきた人たちが馬みたいに走っている。いい馬だとどんどん走らせる。悪い馬はすぐにやめさせる。」と述べている。

上記の B 社長の発言内容や元役員の発言に鑑みると、UMC グループの役職員は B 社長から、B 社長が目標として掲げた事項の達成に関して、相当なプレッシャーを受けていたものと考えられる。

#### (5) コンプライアンスの軽視（B 社長の会計ルールに対する考え方）

B 社長が、役職員に対してコンプライアンスを重視し徹底することを求めることはほとんどなかったことは上記(2)記載のとおりであるが、加えて、以下に記載するとおり、会計ルールについても、それを軽視するかのような言動が見られる。

すなわち、B 社長は、当委員会のヒアリングにおいて、上記の DD 社の問題（UMC 中国グループにおいて DD 社との関係で回収不能となった売掛金が残存しており、当該売掛金を UMC ベトナムからの技術支援料で実質的に回収するスキーム）について、「回収できないというのは、この金額をそのまま請求しても DD 社が払うという可能性はないので、別の方法で回収しようというだけである。例えば、引当金を積むといった必要はないと考えていた。」と述べている。このように未回収売掛金について、別の形であっても実質的に回収しようとするのは、会社としての当然の努力であって、何ら責められるべきことではない。しかし、UMC 中国グループの DD 社に対する売掛金は、現実に回収不能になっていたのであるから、経済的・実質的には回収できたとしても、そのことは会計処理に正確に反映しなければならない。しかしながら、B 社長は、回収不能な売掛金があっても、同額を ██████████ 実質的に回収できるのだから、当該売掛金の取消しや引当ては不要であると述べている。当委員会の B 社長へのヒアリングによれば、上記の DD 社に対する未回収売掛金の処理について、B 社長はこのようなスキームが立案された後に UMC ベトナムへ視

察に行った際に聞かされて初めて知ったとのことであり、かかる処理は B 社長の指示に基づくものではない。もっとも、こうした経済実態を重視して会計ルールに従った会計処理を軽視しがちな B 社長の言動は、随所においても見られたものと思われ、UMC グループの役職員の行動に大きな影響を与えていたものと考えられる。

上記のような、B 社長による正しい会計ルールの軽視の他の例として、B 社長は、機械設備については、量産開始までは減価償却を開始すべきではないとの考えの下、現場にその旨指示したと述べている。具体的には、B 社長は、当委員会のヒアリングに対しても、同時に監査法人と調整するようにとの指示も出したと述べつつ、「車載は量産になるまでに時間がかかるのであり、量産と同時に償却をすべきである」と考える。量産しないうちから減価償却を開始したら PL が悪くなるのであり、量産とともに償却を開始するというのが当然で、その認識について指示を出した。」と述べている。

B 社長が、量産が開始されておらず利益も上がっていないうちに多額の先行投資をした機械設備について償却を開始しなければならないのは、経済の実態と会計ルールのミスマッチであると考えて不満を漏らす気持ちはよく理解できるところである。しかし、このような考えに従って会計処理を行えば、会計ルールを逸脱したものになりかねない。また、監査法人と調整するようにとの指示も併せて出したとはいえ、B 社長が自らこのような指示をすれば、現場の従業員としては、その指示に従わなければならないという、事実上の圧力を感じることも十分に考えられる。

実際、上記の B 社長の指示を上司から伝えられた担当者は、下記のようなメールを上司に送信している。

減価償却開始の繰延べの件も同じです。会計ルール上は、「使用開始できるようになったら償却を開始しなさい」と会計ルール IFRS で規定されているにもかかわらず、「試作期間中に導入した機械は、まだ試運転期間中なのだから UMC として使用できる状態と判断していない。だから 6 か月でも 1 年でも量産が始まるまで償却は開始しない」という理屈で監査法人に説明しろ！と暗に強要しています。でも一方でマシンベンダーにはそんな理屈は通じないので、当然支払は予定どおり実行します（機械のお金を払っているのに、まだ試運転期間中で減価償却を開始しないなどという理屈は監査法人には通じません）。

B 社長の意向を最大限汲み取ってグループ基準を考えたとしても繰延できるのはベンダーへの支払のタイミングまでが限度です。

上記メールの記載からも読み取れる通り、この点に関して、結果的に B 社長の指示が原因で、何らかの不適切な会計処理が実行された事実は確認されなかった。

とはいえ、上記メールにおける担当者の認識が物語るように、本章第 1 において

述べたような UMC グループにおける企業風土の下で、強大な権力を有する B 社長が、その認識がないとしても、現行の会計ルールにそぐわない会計処理を検討すべきであるとの意向を示した場合、いくら監査法人と協議せよとの留保が付されていたとしても、現場担当者によっては、B 社長が検討事項として示した内容に従うことを事実上強要されていると感じる場合があり得ることは十分想像できることである。したがって、B 社長としては、そのような考えを軽々に広く役職員に伝えるべきではないし、伝える場合には役職員が、B 社長の事実上の指示であると受けとることのないように、細心の注意を払って発言すべきであった。

以上の通り、B 社長には、利益を重視する一方で正しい会計ルールを軽視していた側面が見られるが、創業家出身かつ UMC グループの実質的な筆頭株主である B 社長のこのような姿勢は、UMC グループの役職員が会計ルールを軽視しがちな土壌を生み出す一因となっていたと思われるし、B 社長は、少なくとも、自らの影響力について十分に配慮すべきであったと言える。

#### (6) C 氏を信頼しきって放任していたこと

B 社長は、経営会議の冒頭において、下記のような発言もしている。

- ・ 東莞 (UMC 中国グループ) は最高、ここに敵う工場はありません。進化のスピードが速い (2018 年 11 月)。
- ・ 少し前から報・連・相とっていますが、この報・連・相を毎日一番マメにしてくれているのは C 副社長です (2018 年 11 月)。
- ・ UMC 中国グループは、まさにマザーファクトリーということで、各拠点の支援機能としてやってもらっています (2019 年 3 月)。

上記のとおり、B 社長は C 氏からの報告を信頼し任せきっており、C 氏の UMC 中国グループにおける経営実態や業績に深く踏み込んで精査することはなく、C 氏の監督をしていなかった。もっとも、実際には、C 氏は自身又は UMC 中国グループに不利益な情報についての報告を行っていなかったのであり、B 社長が C 氏の経営実態や UMC 中国グループの業績を精査していれば、これほどまでに不適切な会計処理が UMC 中国グループ内で横行することは避けられた可能性が高い。

なお、当委員会のヒアリングにおいて、B 社長はほとんど出社していないと述べる者も少なくなく、B 社長による監督が不十分であったことが窺われた。

#### (7) B 社長が指示又は認識若しくは認容していた不適切な会計処理

## ア リカバリープラン

B 社長は、リカバリープランの会議には参加していないものの、会議での決定内容についてはメールで報告を受け、これを承認している。不適切な利益のかさ上げの内容については、メールの添付ファイルに記載されており、B 社長がこの添付ファイルを確認する等により、その詳細な中身を認識していたかは不明であるものの、リカバリープランは、当時の UMC グループの主要な幹部が中国で一堂に会して会議を行い、UMC 中国グループの利益に関して決定した事項であるから、B 社長も相当の関心を持っていたものと思われる。

## イ その他の不適切な会計処理に対する B 社長の関与

本件調査において、B 社長が、UMC 中国グループにおける回収可能性のない売上の計上や未回収売掛金の洗替処理、買掛金の計上不足、在庫の単価調整等の不適切な会計処理を指示した事実は認められず、また、これらを認識又は認容していた事実も認められなかった。

しかし、実現困難な売上、利益目標を掲げ、それを必達目標としてプレッシャーをかけ続ける一方、放任して監督を十分に行わなければ、やがてはどのような結果になるかは容易に予測できるところであり、この点において、UMC 中国グループで不適切な会計処理がこれほどまで蔓延したことの要因が B 社長の経営姿勢にあることは既に述べたとおりである。

## (8) 小括

以上のとおり、B 社長については、不適切な会計処理について指示した事実も、認識又は認容していた事実も認められないものの、利益偏重かつコンプライアンス意識の希薄な経営姿勢を有していたことが認められる。そして、B 社長の利益偏重の経営姿勢は、C 氏及び D 氏に対してもプレッシャーとなっていたものと考えられ、UMC グループにおける B 社長の地位を考えると、これが不適切な会計処理につながる原因の一つを構成しているものと考えられる。

## 5 他の役員との関与

### (1) リカバリープランへの関与

リカバリープランを決定した会議には、C 氏及び D 氏の他、現在の UMC グルー

プの役員では、A氏、K氏及びE氏（2007年4月からUMC本社の取締役、2012年4月から営業本部長、2014年1月から副社長）も参加していた。

特に、A氏及びK氏は、同日の会議のために日本から中国に出張しており、その当時の役職（A氏は取締役会長（なお、2017年4月からはコンプライアンス担当役員も兼任）、K氏は取締役管理本部長（なお、現在は常勤監査役））からしても、当該会議での決定内容が、UMCグループにおいて極めて重要な事項であったことが窺える。当該会議に参加した役員らは、UMC中国グループの利益のかさ上げのために決定された事項の内容及び決定された金額について十分な認識を有すべきであり、会計処理の適切性についても検討すべきであった。

## (2) DD社との関係での回収可能性のない売上計上の認識

UMC中国グループにおける、DD社に対する回収可能性がない未回収売掛金について、UMCベトナムからの技術支援料で実質的に回収することについては、E氏らが関与している。E氏らは、2015年11月時点においてDD社に対する多額の未回収売掛金が存在すること、及び、当該売掛金について直接回収するのではなく、XXXXXXXXXX UMCベトナムからUMC中国グループに対して支払われる技術支援料により実質的に回収することを認識していた。もっとも、当委員会のE氏へのヒアリング内容も勘案すれば、E氏は売掛金については実質的には回収を行うため、特段の問題はないと考えていたものと思われる。

## (3) 売掛金や在庫の滞留年数の洗替処理の認識

D氏は、当委員会のヒアリングにおいて、売掛金や在庫の滞留年数の洗替処理については、PSI会議や拡大経営会議において協議されていた旨述べているところ、E氏は、これらの会議の構成メンバーであった。当委員会のヒアリングに対して、E氏は、売掛金や在庫の滞留年数の洗替処理が行われていたことは知らないと述べる。もっとも、少なくとも売掛金の洗替処理については、2013年3月及び4月に財務担当者から売掛金の洗替処理を求めるメールが、C氏及びD氏に加えて、E氏にも送られているから、売掛金の洗替処理について認識が可能な状況は存在していたと言える。

## (4) 小括

上記のとおり、C氏及びD氏以外の一部の役員についても、リカバリープランの会議への参加をはじめ、当時の地位や状況に鑑みれば、不適切な会計処理の一部につ

いて、少なくとも認識をすべき状況が存在していた。



### 第3 再発防止に向けた提言

上記の原因分析を踏まえ、下記のとおり、今後の再発防止に向けた提言を述べる。

#### 1 ガバナンス体制の再構築

本件調査で明らかになった不適切な会計処理の本質は経営者不正であり、B社長の利益偏重の経営姿勢の下、C氏及びD氏が、多岐にわたる不適切な会計処理を指示又は認識若しくは認容して行われてきたものである。

また、オーナー企業からの脱却を目指して組成された三本部制は、実際には製造本部長であるC氏の権力が突出する偏ったパワーバランスとなり、相互牽制機能は全く働いていなかった。さらに、取締役会は、B社長の経営姿勢及びC氏に偏ったパワーバランスを是正することができなかった。

このように、UMCグループのガバナンス体制は機能不全に陥っていたものと言え、抜本的な見直しが必要である。

もともと、他の取締役もこれまで（創業家出身かつ実質的な筆頭株主である）B社長の経営姿勢及びC氏に偏ったパワーバランスを是正できなかった経緯があることは上記のとおりである。そのため、現経営陣においてガバナンス体制について検討することは、合理的とはいえ、十分な成果を期待することはできない。

そこで、当委員会は、UMCグループとは利害関係を持たない、独立した第三者による（又は第三者を含む）新たなガバナンス体制を検討するガバナンス検討委員会を設置し、同委員会において、適切なガバナンス体制を検討することを提言する。

なお、当委員会は、ガバナンス検討委員会の検討期間中、現在のガバナンス体制が維持されることを是認するものではない。本件調査で明らかになった事実関係を考慮し、速やかに暫定的な措置がとられるべきである。

#### 2 取締役の法的責任の検討

本件調査の目的は、不適切な会計処理の事実確認、原因究明及び再発防止策の検討であり、取締役に対する責任追及は含まれていない。

しかし、本件調査で明らかになった事実の中には、明らかに不適切な会計処理を取締役が指示し、又は当該会計処理を認識若しくは認容しながら適切な対応を取らなかったものが多数含まれている。

今後、UMCグループにおいては、これまで全く重視されていなかった役職員のコンプライアンス意識の向上が喫緊の課題となる。しかし、会社が「コンプライアンス意識の向上」を宣言しても、過去の不正に対する処分を曖昧にしているのは、役職員には、会

社が従前の姿勢と決別する強い意思を持っていることは伝わらない。

そのため、不適切な会計処理に関与した取締役については、経営責任のみならず、法的責任の有無についても検討がなされるべきである。そして、法的責任の有無の検討は、現経営陣の下ではなく、上記のガバナンス検討委員会の検討結果を受けて構築される新たなガバナンス体制の下で行われるべきである。

### 3 経営陣の意識改革

新たなガバナンス体制が構築されるまでの間及び新たなガバナンス体制の下でも、現在の取締役の一部は、引き続き取締役として業務執行を行うことがあり得る。

本件調査で明らかになった不適切な会計処理の原因の1つとして、B社長の利益偏重及びコンプライアンス軽視の経営姿勢が挙げられるが、UMCグループが会社として生き残るためには、このような利益偏重の経営からコンプライアンスも重視する経営への転換を欠かすことはできない（ここでいうコンプライアンスには法令のみならず会計ルールの遵守も含まれる。）。そのために何よりも必要なのは、経営陣の意識改革である。

経営陣は、コンプライアンスなくして会社の存続なしという現実を肝に銘じるべきである。

### 4 コンプライアンス体制の整備

UMCグループは、今後もEMS事業を核とする企業体であり、実質的には製造部門を中心とした事業構造であることに変わりはない。そのため、C氏と同様に、将来的に製造本部長に権力が集中するという事態が発生する可能性は否定できない。また、第6章で述べたとおり、本件調査の過程において、UMCグループのコンプライアンス担当役員であったA氏が、本件調査で明らかとなった不適切な会計処理が発覚する端緒となった内部通報の存在をC氏に伝達してしまうという重大な内部規定違反（コンプライアンス違反）の存在も明らかになっている。

そのため、UMCグループにおいては、各部門の牽制機能や会社内部の監視体制のみではコンプライアンス違反を防止することは困難となる事象が生じることも想定される。したがって、ここでも、外部の知見を活用することが有効である。

具体的には、取締役会直下に独立した常設のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題について検討することを提言する。コンプライアンス委員会の委員には、外部の弁護士、公認会計士及び独立社外取締役が就任し、委員会には監査役も参加する等の構成が考えられる。

加えて、ホットラインの運用改善（各海外拠点への利用拡大）も検討すべきである。

## 5 従業員のコンプライアンス意識の向上

本件調査で明らかとなった不適切な会計処理の本質は経営者不正であり、上記 1 ないし 4 の取り組みがなされ、ガバナンス体制や経営陣の意識が変わることで、従業員の意識も自ずと変化することが期待できる。

もともと、経営者不正といっても、実際に不正行為に及んだのは、UMC 中国グループほか各拠点の従業員であり、再発防止のためには、従業員のコンプライアンス意識の向上もまた必要不可欠である。本件調査を通じて、不正を行うことで目の前の問題を回避したとしても、最終的には会社のためにならず、かえって会社を窮地に陥らせることを全役職員が実感したものと思われ、かかる認識を風化させないことが肝要である。また、従業員のコンプライアンス意識を高めることで、万一、同様の事態が起きた際にも、ホットラインの利用により適時に報告が行われ、早期の発見が期待できる。

UMC グループにおいては、年 4 回のコンプライアンス研修は企画こそされたものの開催されず、機能していなかったとのことである。しかし、年に数回程度、コンプライアンス研修を行い、UMC 中国グループにおける不適切な会計処理の振り返り、他社事案の紹介や、ホットラインの周知、利用事例の紹介、検討等の機会を設けるべきである。

## 6 財務会計上の実績値に合わせた会計処理

UMC 中国グループにおいては、10.5 問題の発覚以前から、営業 TP と財務 TP の間に齟齬が生じ、営業 TP を正と扱い、財務 TP を営業 TP に合わせる形で財務会計上の数値を修正するという問題が生じていた。

10.5 問題はこの問題を解消する絶好の機会であったはずであるが、実際には 10.5 問題を処理した際、この問題は解決されることなく、以後も営業 TP と財務 TP の齟齬が生じた場合に営業 TP が優先され財務会計上の数値の修正を迫られたことが、不適切な会計処理の大きな原因となった。

そもそも、営業 TP は見積りベースの金額、財務 TP は実績に基づいた金額であり、見積りと実績値が相違した場合には、実績値を正しい数値として認識すべきことは当然である。

したがって、UMC 中国グループは、財務会計上の実績値を正しい数値として認識するという至極当然のことを行う必要がある。

## 7 管理部門及び内部統制の強化

UMC 中国グループにおいて行われていた不適切な会計処理の中には、長期にわたる

未回収売掛金について、顧客との間で別の取引で実質的に回収できると判断したことから、売上計上の取消しをしなかったものや、一度に損失を認識すると UMC 中国グループにおける損益の状況が一度に悪化するとの考えの下、在庫の廃棄損を分割して費用計上したもの等、顧客との合意や実態があれば、又は実質的に結論に変わりがなければ良いとの考えの下、会計基準とは異なる会計処理が行われてきたものが散見される。

こうした会計処理の背景には、管理部門の人員、管理能力及び発言力不足があったことは否めず、管理体制の確立強化は UMC グループ全体における喫緊の課題である。

また、本章第 1 でも述べたとおり、UMC グループの内部監査部門は実質的には機能しておらず、このこともまた不適切な会計処理の拡大に歯止めをかけられなかった一因であると考えられる。

今後は、管理部門の人員強化を行いつつ、UMC 本社によるグループ監査の強化、UMC 本社経理部による各海外拠点のモニタリングといった方策を通じ、会計基準に則った適切な会計処理が行われることを確保する必要がある。

## 第8章 結語

UMC グループは、日本国内において EMS 事業を営む数少ない事業体として、国内外を問わず多くの取引先の製品を製造し、人々の生活に不可欠な製品を供給する役割を担ってきた。また、今後も、UMC グループは、EMS 事業の発展を担い、事業活動を通じて社会に貢献することが大いに期待される。このような会社において、このように多種の不適切な会計処理が行われてしまったことは誠に遺憾であり、社会の大きな期待を裏切るものである。

なにゆえに UMC 中国グループにおいて不適切な会計処理が蔓延してしまったのか、なにゆえに不適切な会計処理があたかも通常の決算業務の過程に組み込まれているかのような様相を呈するまでに至ってしまったのか、二度と同じ過ちを繰り返さないためにはどうしたら良いのか。当委員会は、本件調査を通じて、その原因を究明し、再発防止策を提示した。

しかしながら、上記の事項は、UMC グループの役職員全員が今後考え続け、追求し続けるべきことである。

今回の不適切な会計処理の発覚により、UMC グループの役職員はコンプライアンスを徹底しないことがいかに恐ろしいことなのか、会社の存続を危うくするだけでなく、自分たち個人の平穏な生活をも危うくするものであることを身にしみて感じたものと思われる。

今後は、この経験をバネに、業績面だけではなく、倫理面においても、我が国の EMS 事業を牽引していくリーダー企業となることを期待したい。

今後の UMC グループの再生及び成長に、本調査報告書が役に立つのであれば幸いである。

以上